14.5-741
1200501218402

昭和二十年度

電務年鑑

逓信省電務局

始

418

14.5-741

1200501218402

昭和二十年度

電務年鑑

遞信省電務局

昭和十二年度

電務年鑑

遞信省電務局

14・5
741

はしがき

現代科學の進歩は通信關係に於てその先驅を爲せるもの多く、殊に電氣通信はその通信の本旨たる距離と時とを巧みに征服し一瞬にして萬里に通ずる電氣を驅使して思想の傳達に任ずるものにして、國家社會の神經系統とも稱すべく躍進日本の軍事、經濟、政治將又外交上最も重要なる役割を演じつつあるのみならず、庶民の日常生活に於ても亦必須缺く可からざる施設であることは今更贅言を要しない。蓋し電氣通信事業は現代科學の進歩を經とし、國民大衆の必需なる關係を緯とするもので、而もその社會的接觸部面の廣汎且深刻なるものがある故に、その運行の如何は直に國運の進展、社會公共の福利に影響するところ大なるを以て我國に於ては夙に政府專掌のことに決し、歴代當局者は鋭意事業の擴張、整備に努め、間斷なき前進發達をはかつて來たのである。

近時我國運の發展は對外的にも對内的にも極めて顯著にして、その一擧手一投足は今や世界注視の的となつてゐるが我が電氣通信事業に於ても亦驚異的發展を遂げたのである。

今や電信取扱局所は一萬を突破し、電話局所も亦一萬五千に達し、全國津々浦々に至るまで普及して此の文明の利器の恩澤に浴せしめ、その利用も電信にありては昨年中の有料電報發信通數は六千六百萬通に及び、將に大正八年の歐洲大戰の電報洪水時代の再現を見んとしてゐる。又電話にありては最近の發達は實に目覺しきものあり、毎年受理する電話開通申込も政府に於て擴張に次ぐ擴張を以てするも是が需要を滿し得ず、昨年度に於ける電話特別開通の申込數の如き、開通豫定數五萬に對し實に六十二萬に達し前年度の三十五萬を遙かに凌駕し、その增加率は七割六分を

示し特別開通制度實施以來の最高記錄である。是を明治二年事業創設當時電信の不可思議な現象に驚き惧れ、切支丹伴天連の邪法視し、又明治二十三年電話の交換を開始し、その加入勸誘をなせしに恰も當時コレラ流行後のことゝて、電話通話の明瞭なるに驚くと共に此の通話に依つてコレラ媒介の惧れありと考へ、容易に是が加入を肯んじなかつた創業當時を顧みて眞に隔世の感がある。明治四十一年創始せられた無線電信事業は、無線科學の進歩殊に短波無線通信工學の發達に伴ひ其の後著しき躍進を遂げ、大正九年對米通信を開始して以來國際通信上に一大革新を招來し、著々世界主要國との間に直通無線電信連絡を開き現在帝國の有する國際無線電信網は三十五回路に及び、かくて久しく第三國の手に掌握せられ政治上、經濟上に多大の不利を蒙つてゐた我が對外通信をして是等第三國の羈絆より解放し、對外通信の自主權も略確立するに至つたのである。先年第十一回オリンピック伯林大會のニュース關係電報の如き、伯林東京間の所要時間僅に一分四十秒を記錄せるに至つては全く驚嘆の外はない。

又無線電話の發達は、放送事業と國際電話事業の創始を促し、放送事業は大正十三年東京放送局の創立を見てより僅々十餘年にして放送局三十二を數へ、聽取者亦三百五十萬に垂んとするに至り、益々人類文化の向上と福祉の增進に寄與しつゝあり、又國際電話事業は昭和九年先づ新京、マニラ等との間に通話を開始して我國電話の國際的進出を見、その後逐年世界主要國との間に通話連絡を開始し、現在に於ては世界電話加入者の九十二%と居ながらにして通話し得る迄に驚異的發達を遂げた。

斯くの如く我が電氣通信事業は國運の隆盛と共に躍進的發達を遂げたのであるが、吾等は更に一段の努力を以て斯業の飛躍に拍車を加へねばならぬ。玆に於て本邦電氣通信事業に關して適確精細なる認識を與へ、以て內は事業將來の發達に資し、外は電氣通信の利用に便ならしめんが爲、我が電氣通信事業の發達過程と現狀を一瞥以て總覽し得る一册を備ふるの必要を痛感する。此の趣旨に於て曩に十一年度電務年鑑を刷成配付したるに各方面に裨益する所尠からざるものがあつたので更に引續き本年度も之を發行することゝした次第であるが、固より部內者の執務上の參考に資するものであつて公刊の趣旨ではない。

尙本書には內容の整備充實を圖るべき點も多々あると思はれるが、是等は讀者各位の御後援の下に今後著々實現して行きたい考へである。

昭和十三年三月

遞信省電務局

凡例

一、本書に電氣通信事業といふのは電信、電話、無線電信、無線電話の各事業を總稱するものである。

二、本書は三篇及附錄に分ち、第一篇は電氣通信事業の沿革を、第二篇は電氣通信事業の現況として昭和十一年四月より昭和十三年二月迄に於ける趨勢を述べてある。（但し各表の計數については昭和十二年三月末日現在の數に依る）第三篇は利用案内として電信、電話、無線電信、無線電話の利用方、取扱時間及料金につき平易に解說し、最後に附錄に於て電氣通信事業の年表、官制及關係法人即ち電信協會、日本放送協會、國際電氣通信株式會社、滿洲電信電話株式會社、同盟通信社の概要を述べて讀者の參照の便に供した。

三、本書の計數にして從來發行のものと對照して其の差異あるものは本書に揭ぐるものを以て正とする。

昭和十二年度 電務年鑑 目次

圖表

一、局所の普及狀況
二、線條の普及狀況
三、電報の利用趨勢
四、電話の利用趨勢
五、電話加入數の增加狀況
六、ラヂオ聽取者增加狀況
七、各國に於ける電信普及狀況
八、各國に於ける電話普及狀況
九、各國に於けるラヂオ普及狀況

第一編　電氣通信事業の沿革

電氣通信事業の發達概觀……一頁

電信

一、電信取扱局所……二七

二、電信線條……三二頁
三、電信從事員……三七
四、電報利用狀況……三七
イ、內國電報……三八
ロ、日滿電報……四二
ハ、外國電報……四二
ニ、外國電報國別……四五
五、電信收入狀況……五三
（圖表十）電信收入狀況
電話
一、電話取扱局所……五五
二、電話線條……五九
三、電話從事員……六三
四、電話利用狀況……六四
イ、內地電話……六四
ロ、外地電話……六六
ハ、日滿電話……六六
ニ、國際電話……六七
五、電話加入狀況……六八頁
イ、電話加入數……六八
ロ、電話至急開通及特別開通申請狀況……七〇
ハ、電話至急開通料、寄附金、特別開通設備費變遷……七六
六、電話收入狀況……七七
（圖表十一）電話收入狀況
放送無線電話
一、放送局施設狀況……七九
二、聽取無線電話施設狀況……八〇
三、放送無線電話收入狀況……八一
（圖表十二）放送無線電話收入狀況
第二編　電氣通信事業の現況
昭和十一年度以降に於ける電氣通信事業の大勢……八三
電信
（圖表十三）府縣別電信局所普及狀況
一、電信取扱局所……八九

イ、有線電信局所……八九頁
ロ、有線電信局所普及狀況……九二
ハ、無線電信局所……九三
ニ、業務別無線電信局所……九六
二、電信線路及線條……九七
イ、有線電信線路及線條……九八
ロ、有線電信回線……九九
電信通信方式術語解說……一〇三
ハ、無線電信通信系統……一〇四
三、電信機械……一〇五
イ、有線電信機械の概要……一〇七
ロ、有線電信機械……一〇八
ハ、無線電信機械の概要……一一〇
ニ、無線電信無線電話機械……一一一
無線電信無線電話術語解說……一一三
ホ、電信用タイプライター……一一四
四、電信從事員……一一五
イ、從事員數……一一八
ロ、從事員の養成……一一八

五、電報利用狀況……一一八頁
イ、種類別通數……一一九
(一)內國電報……一一九
(二)外國電報……一二〇
ロ、局所等級別通數……一二〇
ハ、月別通數……一二二
(一)內國電報……一二三
(二)日滿電報……一二四
(三)外國電報……一二五
(四)外國無線電報……一二九
ニ、府縣別通數……一三〇
(圖表十四)府縣別電報利用狀況
ホ、人口當通數……一三四
ヘ、外國電報國別通數……一三六
六、電信收入狀況……一三六
七、官廳用及私設電信施設狀況……一三八
イ、官廳用及私設電信……一三九
ロ、官廳用及私設無線電信……一三九
八、諸外國との比較……一三九

イ、電信事業の經營形態……一三九頁
ロ、電信局所普及狀況……一四〇
ハ、電信線條普及狀況……一四三
ニ、電報利用狀況……一四四

電話

（圖表十五）府縣別電話局所普及狀況
一、電話取扱局所……一四七
イ、有線電話局所……一四七
ロ、有線電話局所普及狀況……一五〇
ハ、無線電話……一五一
二、電話線路及線條……一五二
イ、有線電話線路及線條……一五二
ロ、市外電話回線……一五三
ハ、即時、準即時及指定線式市外通話取扱法實施區間……一五四
電話術語解說……一五八
電話回線術語解說……一六一
ニ、無線電話通信系統……一六一
三、電話機械……一六二
イ、有線電話機械の概要……一六二頁
ロ、無線電話機械の概要……一六三
ハ、電話機械……一六六
四、電話從事員……一六八
イ、從事員數……一六八
ロ、從事員の養成……一六九
五、電話利用狀況……一七〇
イ、內地電話……一七〇
ロ、外地電話……一七三
ハ、日滿電話……一七四
ニ、國際電話……一七五
六、電話加入狀況……一七七
イ、電話加入數……一七七
（圖表十六）府縣別電話加入數
ロ、電話特別開通申請狀況……一八五
七、電話收入狀況……一八九
八、官廳用及私設電話施設狀況……一九一
イ、官廳用電話……一九一
ロ、私設電話……一九三

ハ、鑛業特設電話……一九五頁
ニ、官廳用無線電話……一九六
ホ、私設無線電話……一九六
九、諸外國との比較……一九七
イ、電話事業の經營形態……一九七
ロ、電話局所普及狀況……一九九
ハ、電話線條普及狀況……二〇〇
ニ、電話加入回線……二〇一
ホ、電　話　機……二〇二
ヘ、電話利用狀況……二〇七

放送無線電話

一、放送局施設狀況……二〇九
二、聽取無線電話施設狀況……二一一
イ、道　府　縣　別……二一一
（圖表十七）府縣別聽取無線電話普及狀況
ロ、聽取機器種類別……二一五
三、放送無線電話收入狀況……二一五
四、諸外國との比較……二一六

イ、放送事業の經營形態……二一六頁
ロ、放送局施設狀況……二一〇
ハ、聽取無線電話施設狀況……二一二
ニ、放送聽取料……二一三

第三編　利用案內

電　信

一、電報の利用方……二五一
イ、內國電報……二五一
ロ、無線電報……二六二
ハ、日滿電報……二六六
ニ、外國電報……二六七
二、電信局所の電報取扱時間……二七八
三、電報料金表……二七九
イ、內國電報……二七九
ロ、無線電報……二八一
ハ、日滿電報……二八三
ニ、本邦北支間電報……二八五

ホ、北支と日滿船舶間無線電報……二八六頁
ヘ、外國電報……二八六

電話

一、電話の利用方……二八九
イ、內地電話……二八九
ロ、外地電話……二八九
ハ、日滿電話……二九三
ニ、船舶電話……二九三
ホ、國際電話……二九四
ヘ、船舶國際電話……二九四
二、電話局所の通話及呼出取扱時間……二九五
イ、內地電話……二九五
ロ、外地電話……二九五
ハ、日滿電話……二九五
ニ、船舶電話……二九六
ホ、國際電話……二九七
ヘ、船舶國際電話……二九九
三、電話料金表……二九九
イ、電話料金……二九九頁
ロ、電話通話に關する料金……三〇三
(一)內地電話……三〇三
(二)外地電話……三〇五
(三)日滿電話……三〇七
(四)船舶電話……三〇七
(五)國際電話……三〇九
(六)船舶國際電話……三〇九

附錄

一、電氣通信事業年表……三一一
イ、電信事業年表……三一一
ロ、電話事業年表……三四一
ハ、無線電信無線電話事業年表……三八二
ニ、放送事業年表……三九三
二、電氣通信事業官制……三九九
イ、內地……三九九
ロ、外地……四〇九

三、電氣通信事業關係法人の概要……四二一頁
イ、電信協會……四二二
ロ、國際電氣通信株式會社……四二六
ハ、日本放送協會……四三四
ニ、滿洲電信電話株式會社……四三五
ホ、同盟通信社……四三八
四、電氣通信關係圖書目錄……四四一

圖表一

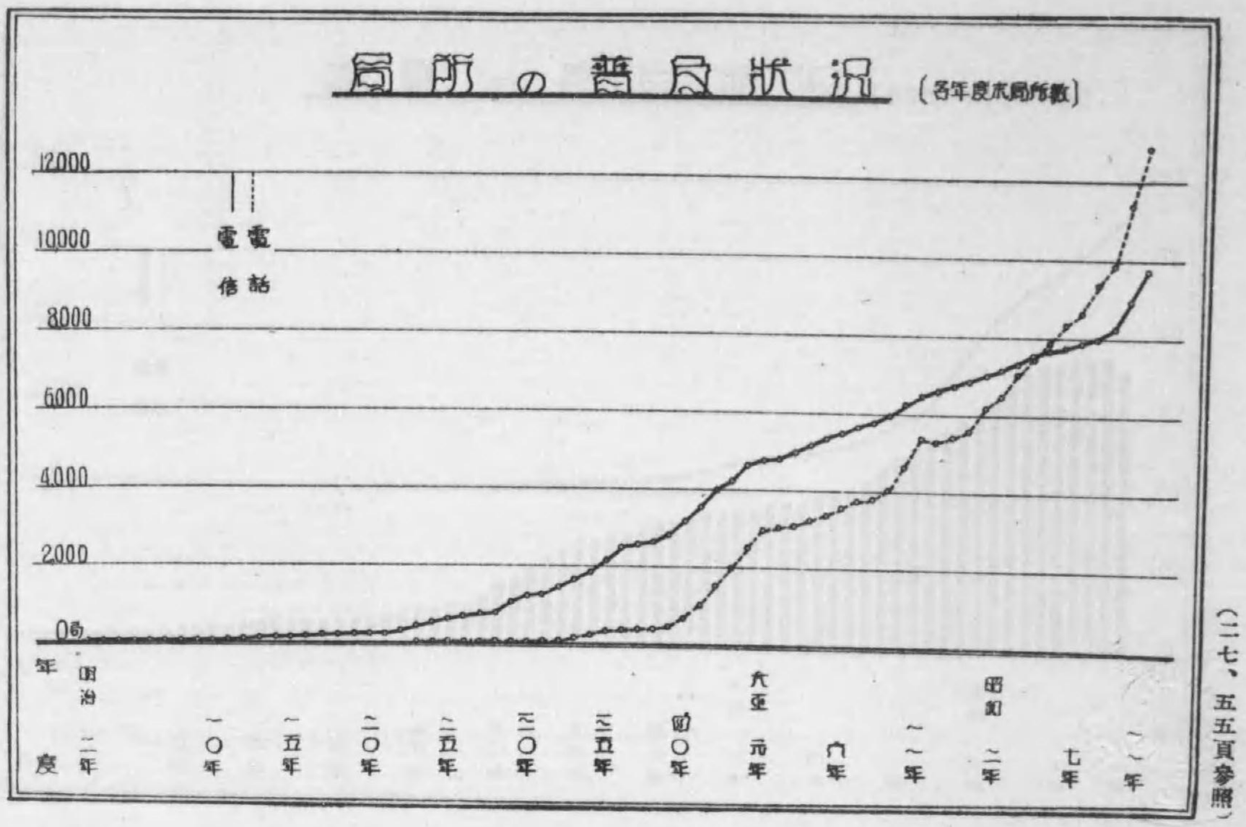

（二七、五五頁參照）

圖表二

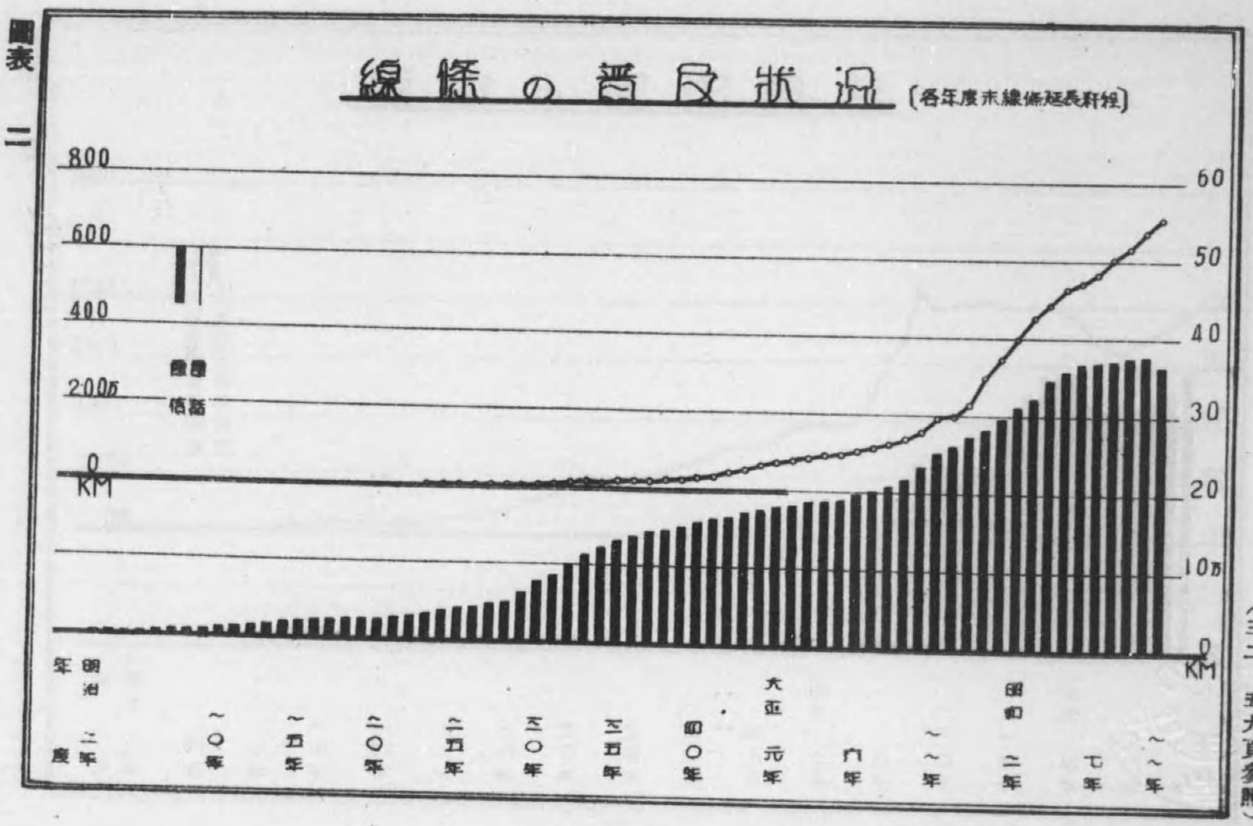
線條の普及狀況
(各年度末線條延長對照)
800
600
400
200万
0
KM
60
50
40
30
20
10万
0
KM
線數
延長
明治二年度
〜〇年
〜五年
二〇年
二五年
三〇年
三五年
四〇年
大正元年
六年
〜〇年
昭和二年
七年
〜〇年

(三二、五九頁參照)

圖表 三

電報の利用趨勢

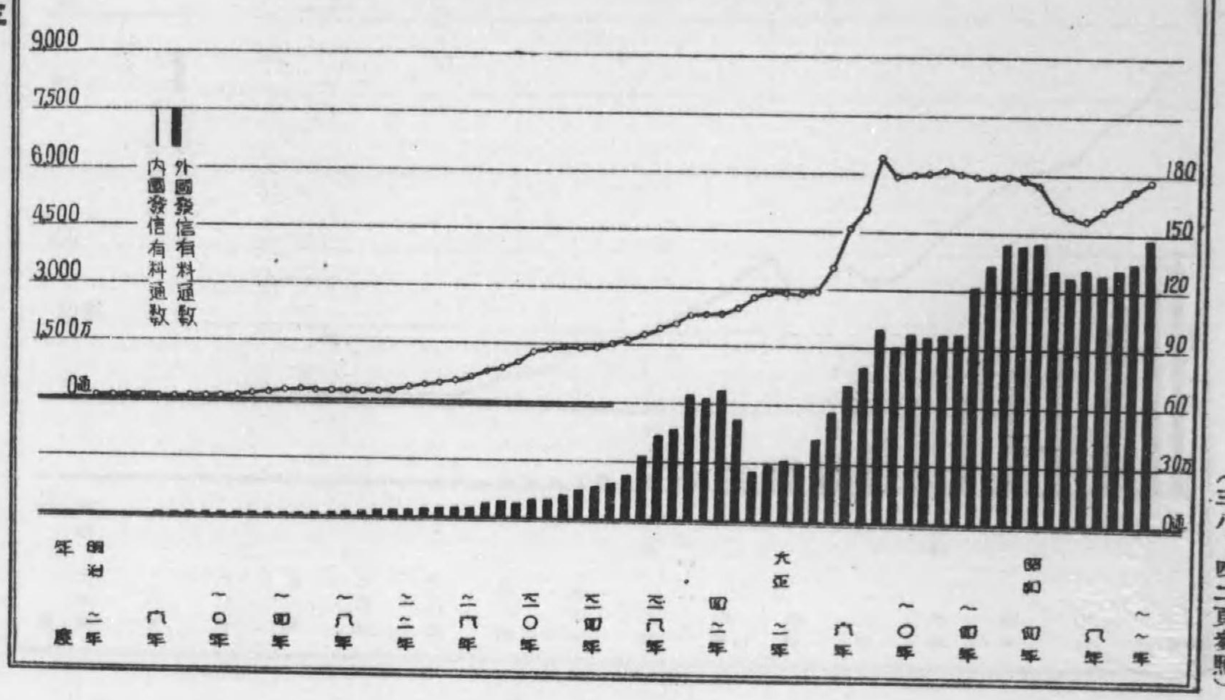

（三八、四二頁參照）

圖表四

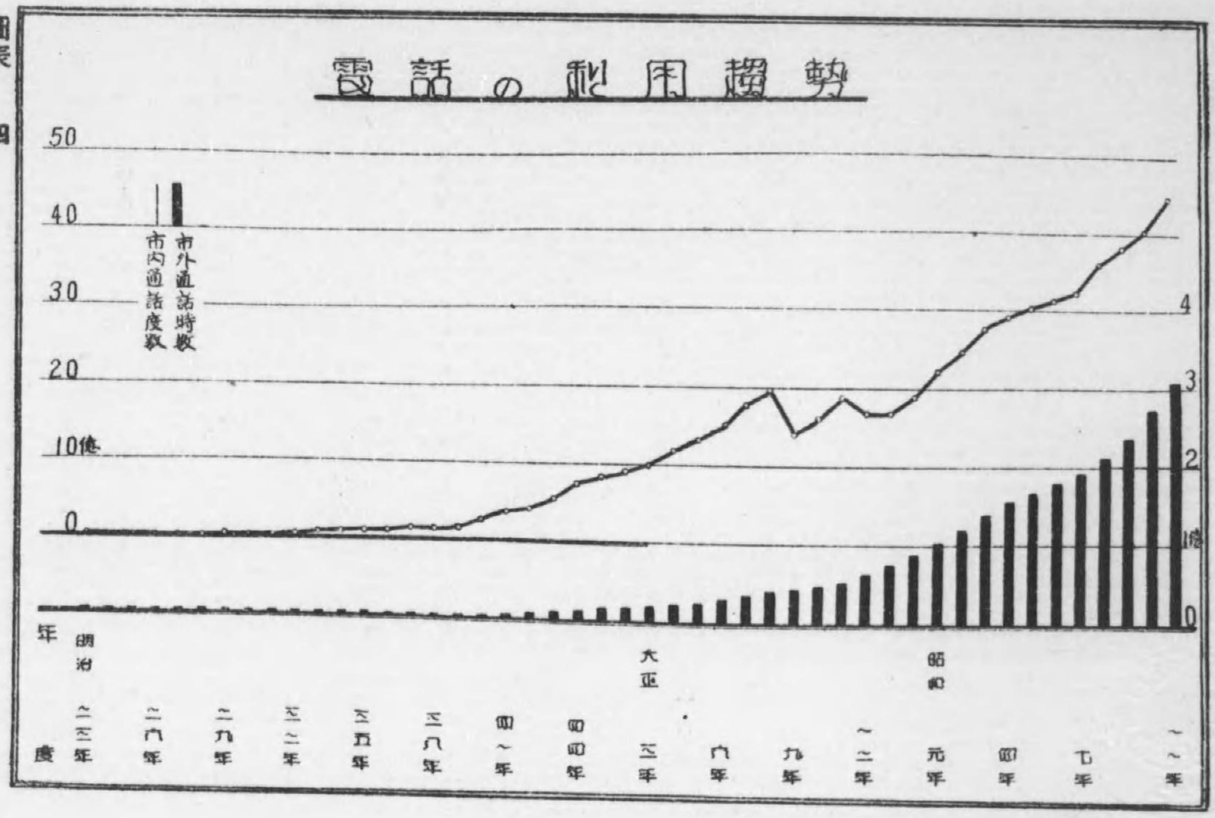
電話の利用趨勢
50
40
30
20
10億
0
市内通話度数
市外通話時数
4
3
2
1億
0
年度
明治二三年
二六年
二九年
三二年
三五年
三八年
四〇年
四四年
大正三年
六年
九年
一二年
昭和元年
四年
七年
一〇年

（六四頁參照）

圖表 五

電話加入數の增加狀況

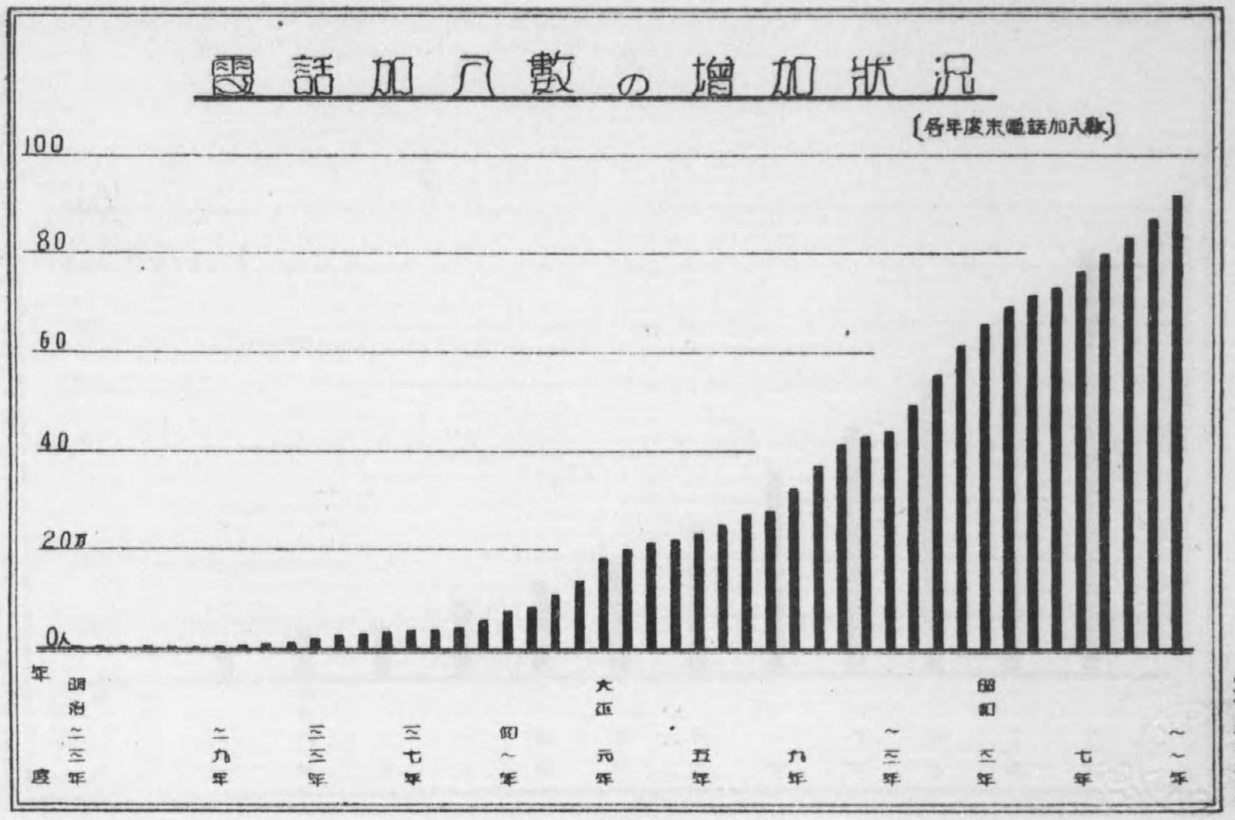

(六八頁參照)

圖表 六

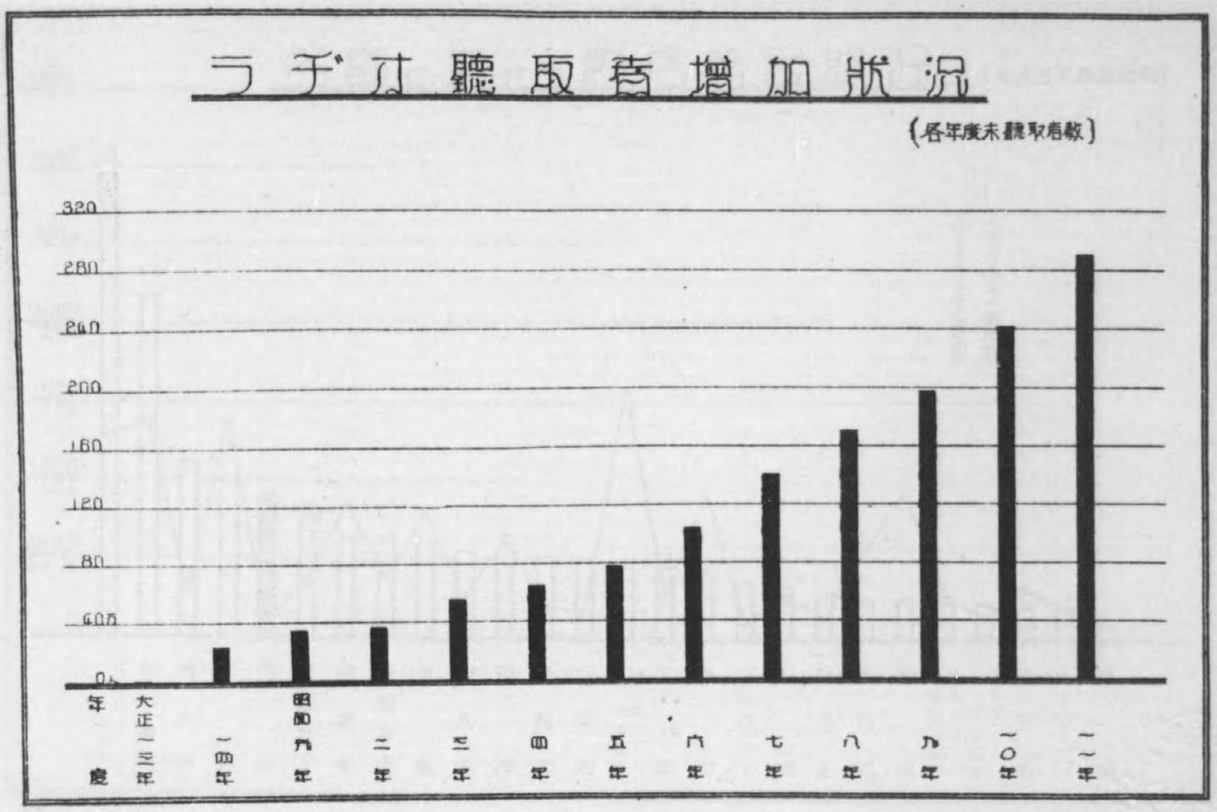
ラヂオ聽取者增加狀況
(各年度末聽取者數)
320
280
240
200
160
120
80
40
0
年度
大正一三年
一四年
昭和元年
二年
三年
四年
五年
六年
七年
八年
九年
一〇年
一一年

(八〇頁參照)

圖表 七

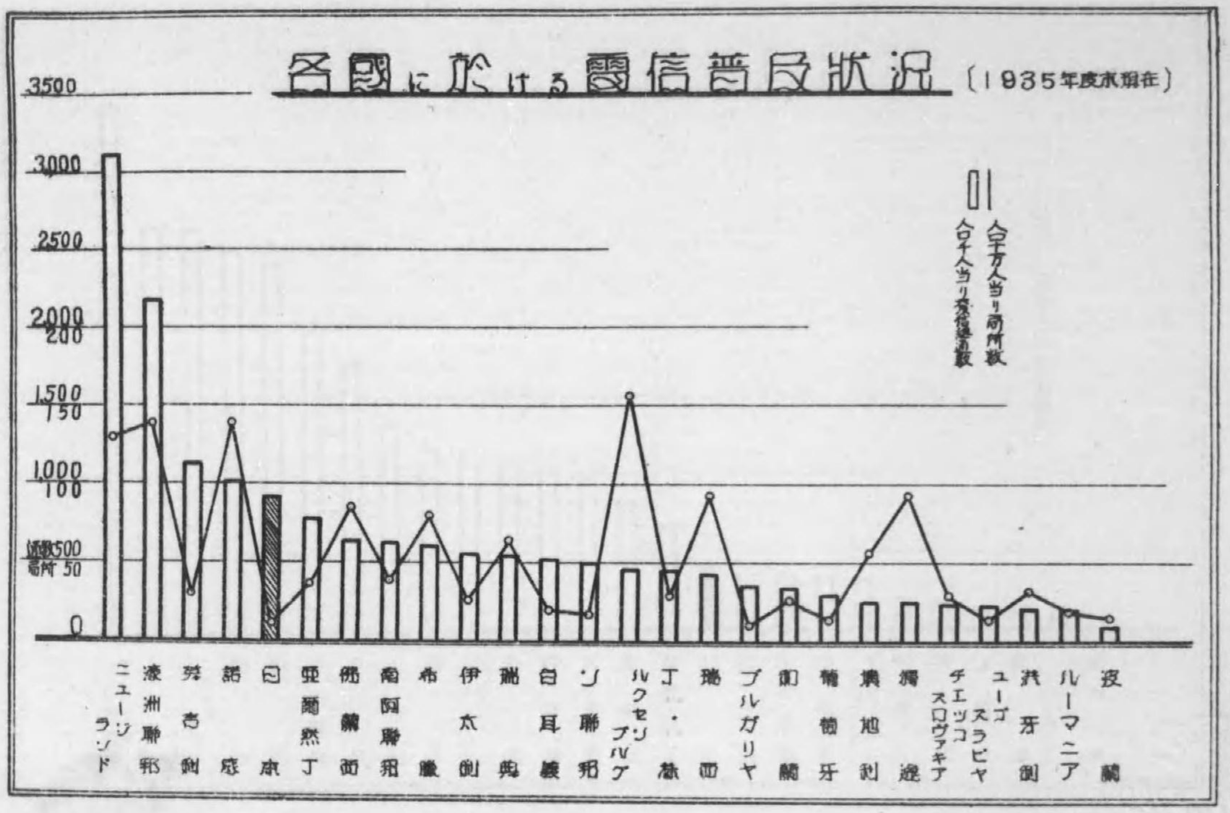

（一四〇～一四四頁參照）

圖表八

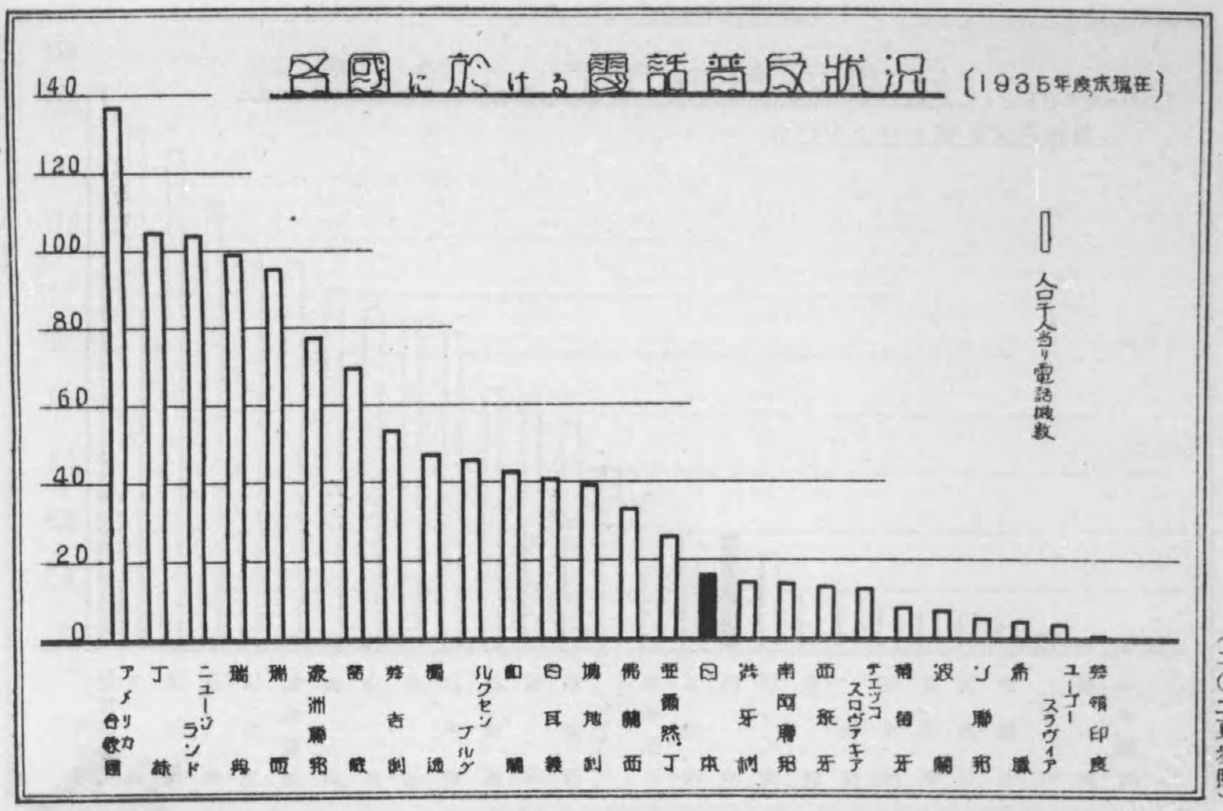
各國に於ける電話普及狀況（1935年度末現在）
140
120
100
80
60
40
20
0
人口千人当り電話機數
アメリカ合衆國
丁抹
ニュージランド
瑞典
瑞西
濠洲聯邦
諾威
芬蘭
獨逸
ブルガリア
加拿大
白耳義
墺地利
佛蘭西
亞爾然丁
日本
西班牙
南阿聯邦
西班牙
チエツコスロヴアキア
希臘
波蘭
ソ聯邦
土耳
ユーゴースラヴィア
英領印度

（三〇二頁參照）

圖表九

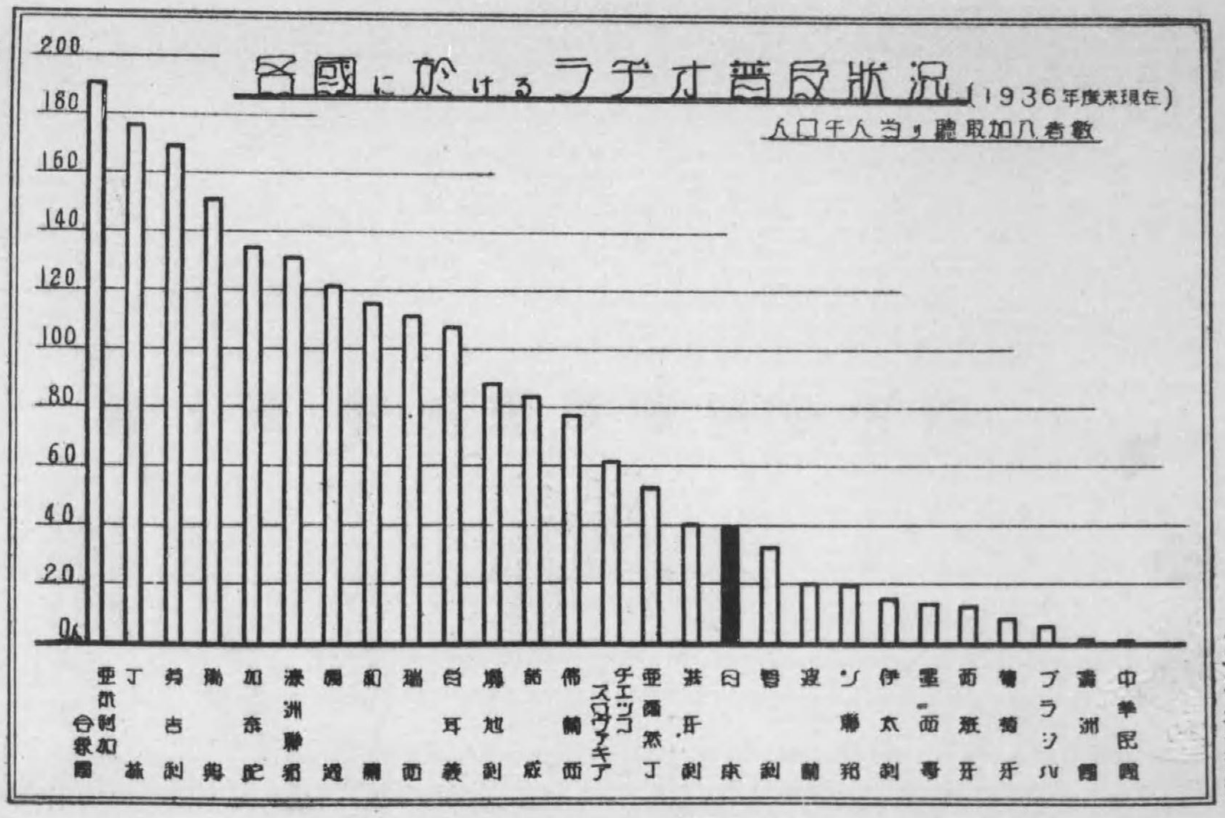
各國に於けるラヂオ普及狀況（1936年度末現在）
人口千人当り聽取加入者數
200
180
160
140
120
100
80
60
40
20
0人
合衆國
亞米利加
丁抹
英吉利
瑞典
加奈陀
濠洲聯邦
獨逸
和蘭
瑞西
白耳義
墺地利
蘇聯
佛蘭西
チエツコスロヴアキア
亞爾然丁
芬蘭
日本
智利
波蘭
ソ聯邦
伊太利
墨西哥
西班牙
葡萄牙
ブラジル
滿洲國
中華民國

（三三二頁參照）

第一編　電氣通信事業の沿革

第一編　電氣通信事業の沿革

電氣通信事業の發達概觀

遞信省官制の公布せられたのは、明治十九年のことで、同年四月東京市木挽町八丁目一番地に遞信省が設置せられた。尙その廳舍として從來の電氣通信主管廳たりし電信局の局舍が充てられたのである。當時電氣通信事業は電信事業のみであつたが、間もなく電話事業が創始せられ、更に無線電信竝無線電話事業が開設せられ、我國の電氣通信事業は駸々として發達し、五十年後の今日の隆盛を見るに至つた。茲に電信電話及無線電信無線電話事業發達の跡を錄し、躍進途上にある我が電氣通信事業の將來に備へんとするものである。

一、電信事業

電信の發明　は今より丁度百年前一八三七年のことで米人モールス氏によつて完成せられ、通信界の一大革命を齎らした。當時は歐洲各國においても迅速通信機關の熱望急なるものがあり、モールス氏と前後して其の發明に着手する者六十餘名の多きに達したと稱せらるゝ狀況であつたが、モールス電信機が最も廣く採用せられ、その後英佛人の發明にかゝる指字電信機も併用せられるに至つた。

我が國に電信機の渡來　したのは安政元年米國水師提督ペルリが通商開始を迫るべく再度來朝した際携帶したモールス電信機に始まり、發明後十八年のことである。この電信機はペルリ提督一行中の技師によつて幕吏に實驗供覽の後幕府に寄贈せられ、今尙遞信博物館に保存せられてゐる。

電信事業の創始　については明治維新の創建とともに廟議において國營とすることに一決するところとなり、明治二年八月先づ横濱燈臺役所と横濱裁判所との間に電信線を架設し、ブレゲーの指字電信機を裝置して官用通信を試み、次で同年十二月東京傳信局と横濱傳信局との間に公衆電報の取扱を開始した。これが我が國における電氣通信事業の嚆矢であり、そのとき發布せられた「傳信機の布告」は本邦電信に關する章程の鼻祖である。

全國電信網の背梁　は明治四年から同六年の間に殆んど成り明治九年までには九州地方主要地一環線を竣工し翌十年西南戰役の突發があつて、官民を通じてこの迅速な通信機關の效用を深く認識するとともにその普及の必要を痛感するに至つた。

電信開業式　これまでは電信取扱局所を設置する毎に試開と稱して來たが、既に技術も大いに進み、局所の增置方針も秩序立ち、法令制度も亦稍整ひ、一面海外連絡の途は開け、萬國電信條約に加入することに決する等事業の大綱が成つたので、明治十一年三月二十五日東京に電信中央局の開設せられたのを機とし、これらを祝賀するため電信開業式を擧行した。當日は伊藤工部卿以下同局に臨場し、工部大學中堂に大臣、參議、各國使臣其の他朝野の名士の參列を得て、非常なる盛宴であつた。その頃における電信局所數は六十八、陸上電信線條千九百里、水底線心線五十浬で一ヶ年間に取扱はれた電報通數は八十六萬通を算した。

電信局所　は、當初電信單獨の局所を設けたが、明治十八年遞信省の創設とともに、大部分は均しく通信機關たる郵便局と合同し、一部は電信局として殘存した。その後明治二十一年には鐵道電信取扱所に公衆電報の取扱を開始し、又明治三十六年には請願電信の制度を設ける等のこともあり、明治末期に於ける電信局所數は四千局を超えたが大正年間に入つては、その三年に突發した歐洲大戰の影響を受けて電信局所の增置に努めた結果七千局に達し更に昭和九年度より通信事業特別會計の實施を契機として局所普及上一段の飛躍を試みた。即ち昭和九年度より昭和十二年十二月迄には二千五百局所の激增を見、實に其の數は過去十九年間の增設局所數に匹敵し、その結果は交通不便なる農山村にも迅速通信利用の便を均霑せしめるに至り、地方公衆の便益、産業の開發振興に資するところ少くなかつた。かくて全國を通じ現在一萬餘の電信局所が配置せられてゐるが一電信局所當面積は三十八平方粁で、英吉利の一局當十八平方粁、獨逸の八平方粁に比し遙かに遜色があり、今後は郵便局の全部に電報の取扱を開始する等各種の電信局所普及計畫が進められつゝあるから社會一般の要望に副ひ得る日も遠くはない。

電信機械　の改良發達に至つては、技術の進歩とともに正に刮目すべきものがある。即ち明治四年來採用してゐたモールス印字機は明治二十八年に至り音響機を東京市内に使用してからその通信速度等において音響機の優ることが實證せらるゝに及んで漸次これに配備替をなし、これと前後して電報送受のための電話機も漸增し、昭和十一年度末現在に於ては全國を通じ音響機は六千座を、電話機は七千座を超える實況である。これらに先ち明治十三年には二重電信機を横濱神戸間に始めて裝置し重要回線は單信通信から二重通信へと進んだが、次いで明治十五年にはホキートストン自働電信機、明治二十五年には四重電信機等何れも東京大阪間に通信能率高い機械を採用し、漸次主要地間電信の四重通信化乃至自働通信化が實現せられて電報疏通に一大威力を發揮し初め、明治三十年には大隅臺灣間長距離海底線のために現波機が採用せられた。その後明治四十三年東京横濱間にフエルンドルッカー電信機が試用せられたが、これは印刷電信機の一種で我國印刷電信機の草分けをなすものである。大正十一年にはテレタイプ、ウエスタン・エレクトリック式、スタート・ストップ式等の歐文印刷電信機が使用せられ、稍々後れて昭和二年には和文印刷電信機が東京大阪間に初めて使用せられ、爾來全國主要都市局に漸次印刷電信設備を增加し來りたる處、昭和十二年十一月國產貼附式和文印刷電信機の運用が東京大阪間に實施せられた。又昭和五年には東京、大阪間に寫眞電信機を創めて裝置して、こゝに電信通信方法は符號通信から文字通信へ文字通信から寫眞通信へと三段跳的に進展し、通信用字に制約せられてゐた我が國電信の將來に、一大光明を認むるに至つた。これら高級電信機械のみでも、昭和十一年度末現在に於てはホキートストン自働電信機百七十八、現波電信機十三、印刷電信機七十八、寫眞電信機四、各種

中繼裝置百八十六を算する狀況で、創業當時の機械と技術とを顧みるとき、「隔世の感」の常套語を以てしては到底その躍進の目覺しさを表現し得ない。

その他電信交換機を明治三十二年より、又大都市内各局相互の電報送受用として氣送管設備を明治四十二年より夫々東京に施設し、又東京株式取引所と附近仲買業者との間にチツカー電信機を施設したのは明治四十三年のことである。なほ昭和八年來東京、廣島、横濱、福岡の各局に逐次施設せられた電信集信機は局舍設備の經濟と作業能率の昂上とを圖る等相當效果を擧げて居り、大正三年以來全國主要局において電報受信用として使用し始めたタイプライターも昭和十一年度末現在に於てはその數實に五千臺に及び電信通信上重要なる役割を演じてゐる。

電信線路　の建築は創成期においては、主として官有地、道路等を使用したが、電信の回線の普及とともに到底これらのみにより得なくなり、一方土地收用法の制定もあり、明治二十三年電信線電話線建設條例を制定し電信線路建設の圓滑を期するに至つた。恰もこの年までの電信線は鐵の裸線のみであつたが、初めて硬銅線を東京大阪間に用ひた。以來高速度電信回線は漸次これに改められ又明治三十七年には全國に魁けて東京本局、品川間に地下ケーブルが布設せられたが、現在では架空裸線の線條延長二十二萬粁に對し、地下ケーブルの心線延長十萬粁に垂んとしてゐる。そのほかに大正時代になつて用ひ初めた架空ケーブルも今では心線延長三萬粁に近く我國土上には實に延長三十五萬粁の電信網が張り廻らされてゐるわけである。最初ケーブルは大都市内に使用するを主として來たが、近來天災地變相次ぐに及んで、通信確保のため主要電信線路のケーブル化が急速に進行しつゝある。一方海底線は明治五年下關海峽に布設したのが始てで、同七年津輕海峽に、同九年中國四國間に布設爾後各地島嶼間の通信連絡に用ひたが右工事は沖繩丸出現迄は燈臺監視船の燈臺丸、明治丸を使用、稍々大きな工事は大北電信會社に委托したのである。明治二十九年ケーブルシヅプのトップを切る沖繩丸の就航によつて鹿兒島――沖繩――臺灣を聯ぐ本邦最初の長距離海底線布設を初めて邦人の手により敢行し、明治三十年竣工、その後明治三十九年には東京小笠原島間に布設、米國商業太平洋海底電信會社の布設した、ガム小笠原島間の電線に接續され、同四十三年には長崎臺灣間に、又大正四年には長崎上海間に夫々海底線を布設して內地と外地乃至海外との直通電信連絡を完成し、現在これら海低電信線の延長は約二萬粁である。昭和十一年一月から松江元山間の海底線通信を大阪まで延長し、北鮮對阪神地方發著電報の速達を圖つたが、これは長距離海底線の都市集中に先鞭をつけたものである。又昭和十二年四月には多年懸案たりし關岡釜山間海底直通電信回線開通し、內鮮滿間の通信疎通の圓滑をはかつた。なほ最近長距離電話ケーブルの發達とともに通信安固にして動作確實しかも經濟的に多數の通信路を得られる搬送式電信の通信方法が出現したが、我國においては實用的なものとして昭和三年名古屋大阪間に行はれたシーメンス式音響周波多重電信を以て嚆矢とする。その後青森函館間、吉見釜山間にも實施して良成績を擧げ、更に昭和九年には東京大阪間長距離電話ケーブルを利用して十通信路の搬送電信實施により愈々これが將來最も適當であるとの確證を得たので我國の主要電信回線は長距離電話ケーブル網の完成に伴ひ遠からずして全部搬送電信化せられ、回線數の增加を俟つて電信の電話化即ち交換集信による電信通信の方法も可能となる氣運に向ひつゝある。

電信に關する基本法令　は「傳信機に關する七項」より始まり創業當初としてはかゝる簡單な規定で事足りたが、事業の發達に伴ひ、明治六年には大日本政府電信取扱規則が布告せられ、電報遲延無責任の原則、電報料金の前納主義、課金字語數の計算方法のほか電報書法等に至るまで規定する所あり、翌明治七年更に日本帝國電信條例を制定布告し、電信の事務及建築物等に加へる妨害に關し諸般の制裁を定めた。その後各種取扱方法の設定變更により、屢々規定の新設改廢を重ねたが、明治十八年これら法令を改正し、電信條例を實體法として業務の綱要を規定し、電信取扱規則において諸般の施行細目を定める等電信に關する法制は漸くその形態を整へ、同時に各地不同の料金制を改め、料金均一制を採用したが、これは斯業の一大進歩といはねばならない。改正電信條例は本邦電信行政の根本法として電信事業黎明期における使命を完ふしたが、時勢の進歩と法律思想の變遷とは到底これを以て永く斯業を律す

るに適しなくなり、明治三十三年新に電信法を制定してこれに代へ、電信の政府專掌主義を明確にするとともに電信私設の範圍を限定し、公衆通信に關する保護その他國民に對する權義關係を規定して電信利用關係の基礎的條項を定め電信法制の基礎となし、その後大正五年に小改正を見たのみで今日に及んでゐる。電信法制定と同時に從來電信條例に規定せられた事項で、これを命令に委ぬる方が便利なものは從來の電信取扱規則の規定事項と併せ、別に電報規則等を設けてこれに移し、その他省規定の整理を圖るところ少くなかつたが、現行電報規則は大正十四年の大改正にかゝるものである。

電信に關する諸制度　は社會の進歩と發受者の特殊事情の變遷によつて逐年その數を加へ、現在極めて複雜多岐に渉つてゐるが、これらは一般電報に關する制度と特別電報に關する制度とに大別することが出來る。先づ一般電報について見るに、最初和文電報に限られたのを明治三年歐文電報をも取扱ふに至り、同文、艀船配達、返信料前納、照校、受信報知の特殊取扱制度は明治六年既に設けられ、明治八年には別便配達の取扱を又明治九年には局待電報、追尾電報の取扱を開始し、至急電報及再送電報の制度は明治十二年の創始に屬する。降つて明治二十三年十月には電報局渡制度、同年十二月は電話交換業務開始と共に加入電話に依る電報送受即ち現在の電話托送制度が實施せられ明治三十三年には電報規則の制定公布と共に略號登記、親展電報の取扱を開始した。時間外電報は明治三十六年電報取扱時間の改正に際して設けられ配達日時指定電報は大正四年の衆議院議員總選擧を機として創始せられた。そのほか現在夜間配達、翌朝配達の特殊取扱があるが、前者は大正十四年の、後者は昭和六年の開設にかゝるものである。又昭和八年に至つて國際電信規則に倣ひ電話送達電報の制を設けた。電話加入者の請求による電報託送は明治二十三年來取扱はれてゐるが、その請求なき電話加入者に宛てた電報に對し電話による送達方を發信人から請求し得る途を開いたのが即ちこれである。

以上は特殊取扱制度の概要であるが、電報料金制度について概觀するに、電信創始以來の距離制を明治十八年に均一制に改めたことは一大英斷といふべきで、その內地相互間の基本料金額は十字まで十五錢（歐文は五語まで五十錢）であつたが、その後諸物價の變遷等の影響を受けて先づ明治三十二年に十五字まで二十錢（歐文は五語まで二十五錢）となり、次で大正九年に十五字まで三十錢（歐文は五語まで三十錢）に値上げせられ、以て今日に及んでゐる。又電報取扱時間に關しては當初から相當制限があつたが、明治三十六年電報取扱の寡少な局に對し夜間の取扱を閉鎖することに改めた結果不便甚しきものがあつたので幾程もなく受付時間を午前六時又は七時から午後十時までとし、大正七年からこれを一、二等局は午前六時から午後十時まで、三等局は午前六時乃至八時から午後八時までに改め、更に大正十二年に電信局所の電報取扱時間として現行の如く告示せられた。

次に特別電報の制度について觀るに、明治三十九年新聞電報規則を制定して、新聞通信に對する料金の低廉を圖り新聞の文化的使命を助長し、翌四十年には新聞電報の豫約及料金後納の方法を設くるとゝもに船舶通報規則の制定によつて、海運業者と船舶との連絡に役立たしめ、明治四十二年には氣象通知電報を設けて、漁業者、農蠶業者等の便に供し翌四十三年には同報電信の制を設けて相場通信に稗益するところあつた。大正時代に入つては、その五年に間送電報の制定を見たが、時恰も時局の影響により通信激增のためこの種電報を容るゝ餘地なくして遂にこれを廢止するの止むなきに至つたほどで、他に新制度は開設せられなかつた。超えて昭和五年新時代に於ける電信の花形として寫眞電報登場し、東京大阪間にその業務を開始した。寫眞電報は寫眞、繪畫、發信人の手跡等をその儘受信人に而も迅速に傳へ得るもので從來の電信と郵便との特徴を兼備したものと云ふべく、電氣通信界に新境地を開拓し、實施後忽ちにして新聞紙の寫眞ニュースを初め個人寫眞、一般通信文等の電送に利用せられたが、昭和九年に小形の一圓寫眞電報を設けてからは利用頓に增加し、航空郵便とのコンビによつて遠く鮮滿及臺灣との間にも利用せられてゐる現狀である。又昭和十年の年頭には年賀電報制度の誕生を見、一般公衆多年の要望に應じ、大いに好評を博したが、社交中の儀體たる慶祝弔慰の意を表する電報もその電文が略一致せる點に徵し昭和十一年十月年賀電報と併せ慶弔電報

制度の實施を見るに至つた。

日滿間電信　については、從來本邦內地と關東廳管內との間に發著する電報を內地、芝罘間に發著するものとともに日華電報と稱し、本邦と滿洲國との間に發著する電報を外國電報として各々異つた取扱をして來たが、昭和八年滿洲國成立後滿洲電信電話株式會社の設立に伴ひ遞信省と同會社との間において帝國電信系と同會社通信系との間の電信の取扱に關し、通信線路、料金收得分、連絡線の保守費分擔等の事項を協定し、この通信協定によつて日滿電報制度を採用せられることとなつたので、日滿電報規則が制定せられ同年九月一日から實施せられた。その根本的な點は課金制度に語數制を採用したこと、和文電報については三語の最低限語數を定めたこと、これら以外の取扱は原則として內國電報の例によることゝしたのにある。

外國電信　は明治三年大北電信會社に對し長崎上海線及長崎浦鹽線の陸揚を許し本邦と諸外國との間の外國電報取扱を開始したに始まり爾來三十年專ら同會社を通じて通信し來つたが、領臺後の三十二年には淡水川石山（福州）線を買收し、又三十九年小笠原島及グワム島を經由する太平洋橫斷海底線の開通するに至り、本邦對外通信系統の面目は一新された。四十一年の日清電信協約、大正三年の日露連絡線、大正四年の帝國と上海線、同十三年の佐世保寄島線に關する協定等を經て、我が對外電信の通信施設は順次改善せられたが、特に大正五年船橋無線局に始まり同十年磐城無線局に移り更に東京に移された對米無線通信を筆頭とし、日本無線電信株式會社設立後に於ける對米、對歐、對南洋極東無線局の完成に伴ふ對外無線政策の跳躍振りに付ては、別項に述ぶるが如くである。

外國電信法令制度　は始め海外通信取扱を大北會社に委ね、會社局と各地發受人との媒介を爲す程度に止まつたが、明治十二年には、早くも正式に萬國通信聯合に加盟し、萬國電信條約及附屬業務規則を施行するに及び、海外信の取扱は完全に政府の手に收めることとなつた。萬國電信條約は西曆千八百七十五年即ち明治八年露西聖彼得堡における會議において締結せられたもので、爾後明治四十一年のリスボン會議に至るまで六回の會議に我國も參加してその都度附屬業務規則に修正變改が加へられたが、條約については何等改正を見ずに來たところ、大正八年ヴエルサイユ條約作成の際における「主たる同盟及聯合國は速に國際會議を召集して陸上電信、海底電信及無線電信の國際的狀態を審議し、併せて全世界に對し公平均等に通信の利便を供給する趣旨の勸告を提議すべし」との決議に基きその準備會議が翌大正九年華盛頓に開催せられ、萬國電信條約及無線電信條約を併合した萬國電氣通信條約案を決定して各國に配付し　その後大正十四年巴里の萬國電信會議、昭和二年華盛頓の國際無線電信會議において何れも兩條約の併合統一を考慮すべき旨の希望を表明し、次いで昭和七年マドリッドに開催の萬國電信會議及國際無線電信會議において兩條約を統合して國際電氣通信條約を決定するとゝもに從來の電信聯合及無線電信聯合を解消して、新たに國際電氣通信聯合を形成し、これによつて國際電信電話・無線通信の國際統制を完ふすることが出來たのである。かくて同條約及附屬電信規則等はその中至急電報及書信電報に關する規定を昭和八年四月一日より、その他を昭和九年一月一日より實施した。外國電報規則は明治四十二年に創定せられ、その後國際業務規則の改正の都度小改正を續けたが、大正十五年巴里改正の國際業務規則實施に當り、外國電報規則を改定し、更に昭和九年一月から國際電氣通信條約及同附屬電信規則等が實施せられることゝなつたので、在來の外國電報規則を廢止し、新に外國電報規則を制定した。現行外國電報規則は即ちそれである。外國電報料金は當初から邦貨を以て告示してゐたが、昭和八年からは金フランを以て告示し、實際に料金を納付する場合別に定むる換算割合により邦貨に換算することに改められた。次に外國電報の特別電報の沿革を觀るに、外國新聞電報規則が明治三十年に制定せられて、對外新聞通信の料金を低減し、大正二年後廻電報の取扱を開始し、大正四年長崎上海間海底線により外國和文電報の取扱を開始し、大正十一年寄島との和文取扱方法を制定し、大正十五年にはクリスマス及新年祝賀の特別外國電報を創始して、低減料金を以て取扱ひ、昭和四年には後廻新聞電報を設けて、特別低減料金を課し、又翌昭和五年には書信電報の制度を開いて後廻電報より料金を低減し昭和十年から復活祭祝賀用の特別電報の取扱を開始した。

電信利用狀況　は國民の文化的經濟的發展に伴つて增加するは當然であるが、一面電信線路、電信取扱局所等電信機關の普及整備が電信利用を刺戟し、以て利用の增大を招來することも疑ないところである。即ち電信創設當時は未だ西歐文化を解せず、唯電信の不可思議な現象に驚き惧れ、この〝切支丹波天連の魔法〟を横行せしむるときは測り難い危害を受けるであらうと考へ、隨所に暴擧が頻出した位であるから、電信の利用は極めて少く、明治四年の如きは一ヶ年を通じて發信せられた電報は漸く二萬通に過ぎなかつたが、西南戰役によつて電信に對する世人の認識は大いに深まり、旁々電信局所の普及も手傳つて、明治十一年中に於ける電報の利用數は百萬通を超え、その後毎年五十萬乃至百萬通を增加して日清戰爭直後の明治二十九年には一千萬通、又明治三十九年には日露戰爭の後を承けて、二千萬通の電報が利用せられ、更に歐洲大戰の影響を受けた好景氣時代には遂年五百萬乃至一千萬通宛增加して、大正八年には實に約七千萬通の發信を見、ために各電信局は電報の洪水に一時混亂せんばかりであつた。その後經濟界不振の餘波により五千萬通臺に減じたが、昭和八年頃より電報の利用漸次活潑となり、昭和十二年中の發信は六千六百萬通で、この勢を以てすれば、或は七千萬通臺を再現することも近いのでないかとさへ見られるに至つた。電報利用增加の傾向は經濟界の好轉等に因ること勿論であるが、從來〝電報〟と謂へば突發事項の急速なる通報措置若は商業用の通信に限られたかの觀があつた利用方面が最近頓に擴延せられ、社交的方面例へば結婚、出産、入學、合格、卒業、榮轉、當選、勝利、入賞等々の人事上の慶祝から廳舍、校舍等の落成、開店、年賀、クリスマス、各種記念日、集會等に對する祝賀、或は謝辭あり、或は挨拶、惜別、激勵、慰撫等あり、災害時における見舞とその返事、各種請願、陳情等に至るまで、從來郵便を利用した如き通信に電報を用ひる樣になりつゝあることがその一因を爲してゐることを看過すことは出來ない。これはスピード時代に適はしい趨勢で、一般の利用者が電信の特殊便命とその機能と價値とを充分に認識し、深く注意を拂つて飽くまで電信を利用しようとするに至つたことを如實に示すものとして事業上洵に喜ぶべきことである。

又外國電報の利用は外交通商及情報の各方面に亘り位置極東に偏在する島帝國の國際活動に至大の力を深えるものであることは言ふ迄もない。而して外交に於ける國際電信の地位は最も重要なるものであつて、明治以來各種の外交問題掌理に當つて國際電信の演じたる役割に付ては世間周知の事實であるが、特に近時會議外交の頻繁化するに伴ひ、其の威力は益々顯揚せらるるのである。殊に帝國の自主的通信權の伸張は政治的意義に於て最も重視せられるべく、其の必要は帝國の國際的地位の向上に伴つて、强化せらるるのである。通商に於ける外國電信の利用は商用電報が外國電報の八割を占め、其の料金が最近の調査に依れば、本邦貿易總額の百分の一に當る事實に依つて十分に觀取し得られる。一面に於て無線國策の效果は本邦外國電報料金を低減し、通信路を開拓し、澎湃たる本邦商權の進出を援護しつゝある事實に思を致さねばならぬ。最後に近年國際政治經濟關係の複雜化に伴つて種々の國際事件は踵を接して起り此等に關する情報は一に國際電信の利用に依りて迅速且精細に世人の前に展開されて居るのである。

二、電　話　事　業

電話の誕生　電話は西暦一八七六年米人アレキサンダー・グラハム・ベルに依つて發明せられたのであつて我國に傳へられたのはその翌年の一八七七年即ち明治十年十一月のことである。しかし當時は別に世の觀聽を蒐めることがなく、始めて電話が公衆通信の用に供されたのは明治二十一年政府が長距離通話の試驗として、東京熱海間に電話線一回線を架設してからである。當時電話事業を官營とすべきか民營とすべきかに付て論議されたが、結局廟議は官營とすることに一決したのであつた。

電話交換業務の開始　明治二十三年四月電話交換規則を制定公布して電話加入申込方法、使用料金及其の納付手續等を定め電話加入者を募集し、同年十二月東京及横濱兩市に電話交換を開始した。これが電話交換業務の濫觴であるが未だ電話に對する世人の知識乏しき爲めか加入者は東京に於て百七十九名横濱に於て四十五名に過ぎなかつた。

その後明治二十六年には大阪及神戸兩市に電話交換を開始したが、この頃から漸く電話の價値が世人の認識に上り加入申込は漸增し、又樞要都市にして電話交換開始を要望するものが多きを加ふに至つた。その後日清、日露の戰役の結果我が國の躍進は益々電話の需要を熾烈にし、政府は又これに應ずるに擴張に次ぐ擴張を以つて今日に至つてゐる。

昭和十一年度末現在の加入總數は九十一萬餘にして擴張豫算等の關係上尙多數の加入申込者を受理することが出來ない實狀にあるは甚だ遺憾なる所であるが、最近毎年の增設個數を出來る丈增加して居るから遠からずして加入總數は百萬を超過するが如き盛況を呈するものと思はれる。

電話事務取扱機關　電話事業創始以來その取扱機關を漸次普及せられ、昭和十二年十二月一日現在の狀況は電話交換及通話事務取扱局所は五、五四六にして、電話通話事務だけ取扱ふ局所は四、二二一、街頭の公衆電話は四、三三三である。尙六大都市の外福岡、廣島、金澤、岡山に專ら電話交換事務を取扱ふ單獨電話局を設け、殊に六大都市の中央電話局には其の統制の下に夫々分局を設けて交換事務を分掌せしめ同事務の圓滑なる運營を計つて居る。又地方の都市に於ては原則として郵便局に電話交換事務を取扱はしめ、更に近來郵便局の設置せられて居らない農山漁村等には電信電話取扱所を設置して電話事務を取扱はしむることゝなつた外大都市市內の三等郵便局にして未だ電話を取扱はない局には漸次電話事務を取扱はせる事となつた。

電話制度　明治二十三年四月初めて電話交換規則が制定せられたのであるが同三十年第一次電話擴張計畫の進行に伴ひ從來の規則では社會の進展に順應しないので、同年十二月規則の大改正が行はれた。其の改正の大眼目は電話加入區域及加入期間を定められた外、加入申込者は加入登記料を納付しなくてはならぬこと、官廳を除いては電話の開通は加入申込登記順番に依ること等であるが、同規則は六章四十七ヶ條の章程から成つて居る。次で明治三十三年十月から電信法が實施せらるゝことゝなるに及んで同法に於て電信及電話を一體樣とせられた。爾來電話に對する需要の激增と之が技術の發達に伴ひ從來の規則の儘では不便となつたので、明治三十九年七月から電話交換規則に代り電話規則を制定實施せられた。同規則は現行電話規則の根幹をなすもので之が改正の要點は、共同線及連接加入の便を開き官廳用又は私設電話を加入同線に接續することを認め加入申込者の名義變更を禁止し、加入者に電話線の專用を許可することゝし、至急通話の途を開き近距離市外通話料を低減したる等である。尙明治四十年六月から寄附開通制を認め、明治四十三年五月から夜間低料通話の制度を設け、大正八年四月から都市近郊の發達に順應せんが爲電話加入區域外からの加入を認めたる外增設電話の範圍を擴張することゝし、大正九年四月から六大都市に電話度數料金制が實施され、大正十五年一月には自動交換を、又昭和九年五月には小自動交換を實施し、昭和十年一月には元特設電話加入者に對する特定料金が廢止され、又加入者少數地の料金が輕減される等に依り、夫々大改正を加へられた外、社會の進展技術の進歩に對應し、屢次改正を施して來たのであるが、昭和十二年十月一日電話規則の全面的改正を行ひ從來併存したる諸省令を整理統一し昭和十三年一月一日より之を實施した。この改正によつて連接加入制度を廢止し、準法人加入の途を開き、臨時加入電話の取扱範圍の擴張及料金の低減、他人名義掲載制度の改善及料金の低減を爲し、卓上電話、長距離電話等に關する制度の改正を斷行したのである。この電話規則は電話制度の根本を規定したものであるが、電話事業創始後電話の效用が世人の認識に上るに伴ひ、電話の普及を要望する聲は逐年昂揚せられ、國費のみに依る電話擴張では到底社會の滿足する所とならず、種々電話の特殊開通制度が考案實施せられた。明治三十五年七月制定公布せられた特設電話加入規則はその一にして、政府の電話擴張の手の屆かざる地方小都市に電話の普及を圖る爲、加入申込者及加入者に電話の設備及維持の費用を負擔せしむることを條件として電話交換を開始する制度である。尙明治三十八年五月から本規則を特設電話規則と改稱し、地方小都市の電話普及に大きな貢獻をなして來たのであるが、固より此の制度は便宜上の過渡的制度で、政府財政力の不足して居る場合ならば存立の意義があつたが、財政上の都合が好轉して來た場合は其の存立の意義がないばかりでなく、加入申込者及加入者に設備費

の實費を負擔させる結果、加入する局及時期に依り各人負擔の公平を失ふことが多く、又創設の場合は一々實際所要額を調査せねばならぬ爲、事務取扱上非常に不便があつたので、昭和七年十月一日から此の制度を廢止せられたのであるが、當時從來の特設電話加入者に直ちに電話規則に依る所謂均一料金を課するときは、同加入者十五萬名中の過半數は其の負擔が增加することゝなるのと、疲弊して居る地方農山漁村の實狀に鑑みて特設電話當時の料金に特定せられたが、前にも述べた通昭り和十年一月一日から其の特定料金を廢止すると共に、尙加入者少數地の料金輕減を計る爲、電話規則に大改正を加へられたのである。又明治四十二年五月電話至急開通規則が實施せられて、六大都市に於て一定の料金を納める單獨加入者に限り、加入申込登記順番に拘らず當該年度內に開通出來るやうになり、其の後大正七年六月電話を射利の目的に供せんとするものを防止する爲に一部規定を改正し、八年六月には加入申込を有せざるものにも申請を認め、又申請受理方法を改正し、大正十二年六月には申請受理方法の改正竝名義及場所變更禁止期間經過を條件とする讓渡豫約者の加入の取消等規定の爲夫々全文改正したが、大正十四年五月電話擴張計畫の公債財源主義が自給自足主義に變更せられたる結果本規則は廢止せられ新に電話特別開通規則が制定を見、架設實費程度の架設費を納付するものに對しては、一般に當該年度內に開通せしむるやうになつた。電話特別開通規則は其の後大なる改正を見なかつたが、昭和十二年十月一日の電話規則の大改正に際し、本規則を廢止して、電話規則中に包含規定せられるに至つたのである。

電話の通話に關する規則　大正三年十二月電話規則中より分離獨立して電話通話規則となり、通話に關する諸般の制度の大改正と共に定時通話の新制度其の他通話請求方法、通話順位、通話取消料等に付て制定せられ、爾後大正八年四月には消防署に對する火災報知通話を無料とし、大正十三年四月には一通話時五分制が三分制に改正せられ、昭和十年八月には自働接續市外通話方式實施に伴ふ改正、同年十二月には應急救護報知通話實施及定時通話受付時限改正をなし昭和十一年十二月には市外通話の請求番號を增加し、又市內通話の中斷範圍の擴張をなし、通話取消料徵收條件の改正、市外通話料に關する通話區域の段階增加等主要なる改正を見て今日に及んだ。

又昭和八年一月には內鮮間に電話連絡を實施するに當り、電話通話規則と別箇に內鮮電話通話規則が制定せられたのであるが、昭和九年六月內臺間にも電話連絡の途が開かるるに及んで、內地外地間連絡電話通話關係は一個の體系に規定するの趣旨に依り、同年同月內鮮電話通話規則を廢して新に外地電話通話規則を制定し、同年十二月內樺間電話連絡實施に伴ひ一部改正せられた。

尙電話に關する法令の主なるものとして新聞社又は新聞社通信社相互間に於て、新聞紙揭載事項通信に關しては明治四十年八月制定の豫約新聞電話規則、取引所又は其の指定せる者相互間に於て、相手取引所市場に公示すべき取引所相場通信に關しては大正三年十月制定の豫約取引所電話規則、鑛業者が鑛業及其の直接附帶事業に專用する電話施設に關しては明治三十八年十二月制定の鑛業特設電話規則、同一電話加入區域內に於て同一人の專用に供し又は官公署其他公益に關する業務を執行する者相互間に於て專ら特定事項を通報し、或は二人以上の相手方に對し專ら特定事項の通報を爲す電話に關しては明治四十五年三月制定の市內專用電話規則等あり、孰れも社會情勢の進展に對應し時々適當なる改正を施されて現在に至つたのである。

電話機の變遷　世界最古の電話機は一八七六年ベルの發明にかゝり翌一八七七年彼の有名なトーマス・エ・エヂソンが炭素送話器を發明し、之を誘導線輪と組合はせ使用した爲通話可能距離は著しく擴大せられた。我國に於ては明治十一年六月始めて國產電話機を製造し、其の後種々改良を加へ明治十八年エヂソン、ブレイク送話機の代りにアーデル送話器を少しく改良した所謂市著型電話機を實用に供し、明治廿一年にはエヂソン、ブレイク送話器を裝置した新市著型電話機が製作せられ使用せられた。一般加入者用電話機としては明治廿三年十二月東京及橫濱に電話交換業務開始に當りガウエル、ベル電話機を使用し、その後長距離電話の開通に伴つて益々通話能率增進の必要に迫られ明治三十年より現在使用しあるデルビル電話機及ソリッドバック電話機を用ふるに至つた。

電話交換機　は當初より加入者宅内に電池を裝置し加入者自身呼出の信號を爲す磁石式交換機が用ひられ今日尙この方式は地方小都市に存在してゐる。これに對し電源を交換局に置き加入者の爲便利なる共電式交換機は明治三十六年京都局に於て始めて實施せられ、爾て全國の主なる都市の電話交換機は共電式化せられんとして居たが、技術の進歩は更に交換上人の操作を要しない自働式交換機を出現し、我が國に於ては偶々大正十二年の關東大震災により壞滅した電話局の復興を機とし大正十五年始めて東京横濱に自働式交換機を採用し、現在に於ては六大都市及其の近郊地は勿論全國の重要都市に之を採用し昭和十一年度末現在に於て局數は八十六局、加入者數は約二十七萬に及んでゐる。尙自働交換方式の中特異性のあるのは小自働交換裝置にして、昭和八年度から實施を見るに至り現在その局數は十ヶ所に過ぎないが、全然交換人員を要しないこと、少數加入者の場合でも經濟的運營が出來るので、將來地方小都市の電話交換方式として大いに期待せられてゐるのである。尙自働式交換機は當初外國會社から總て購入して居つたが現在に於ては外國製品に比較して何等遜色のないものを國產化し得る樣になつた。

電話線路　に付て見るも創業當時より市外電話線路も市内電話線路も永く裸線となつてゐたが、先づ市内電話線路に於ては架空ケーブルが採用せられ、然る後地下ケーブルが用ひられ、今日大都市に於ては千對を超ゆる大ケーブルが裸線に代りその姿を地下に埋めてゐる。而して華々しき躍進を示してゐるのは市外電話線路の發達であつて往時市外電話は技術上の關係より其の距離に著しき制限を受けてゐたが、その後に於ける技術の發達殊に裝荷方法の發達と中繼裝置の發達は通信距離を大いに延長し、技術上殆ど距離に制限を見ざる狀態に至つた。而も永く架空裸線として障碍を防ぎ得なかつた市外線路も漸次ケーブル化せられ、幹線に付ては大正十一年には大阪神戸間に、昭和三年御大典前に東京神戸間に長距離ケーブル布設せられ爾來著々として全國の主要幹線がケーブル化せられてゐる。尙電話線の線路を增加せずして既設電話線に高周波の電流を重疊して更に電話回線を增加することの出來る經濟上有利な所謂搬送式電話回線は、昭和二年八月東京名古屋間に實施せられたるを初めとして其の後全國主要區間に之が實施を見るに至つたが、現在放送中繼線の一部分は此の搬送回線を使用してゐるのである。特に搬送式電話はこれを海底線に使用するときは經濟上一段と有利である爲、昭和八年七月之を津輕海峽の海底線に實施したるを初めとして、朝鮮海峽、宗谷海峽及其の他主要區間の海底線には殆んど之を使用してゐるのである。

我國内地の市外電話回線は重要縱斷線路のほか幾多の横斷線路が設けられてゐるが尙昭和八年一月には内地朝鮮間の有線連絡の實現を見るに至つたが、東京京城間二、〇二〇粁に亘る世界有數の長距離通話區域は我が國電話事業界に一新紀元を劃し、次で昭和九年六月には東京臺灣間二、五〇〇粁の無線電話連絡が成り我が國の國際無線電話に進出の先驅をなし、同年十二月には内地樺太間の有線連絡回線が完成し、久しく待望の内地外地間の電話連絡の實現を見るに至つたのである。我が國内地の昭和十一年末現在の市外電話同線數は約一三、〇〇〇に達し尙更に電話通信發展の將來性を考慮し、最も總合的且經濟的な通信網の計畫を樹て著々之を實現に移されて居るのである。一面市外電話回線に關する技術の進歩は近年特に顯著で其の材料は殆んど國產化せられたばかりでなく、各部分の工法設計等に於ても次第に歐米追從の域を脫し特に最近世界に卒先して我國の研究による無裝荷方式による長距離ケーブル方式を採用することゝなり、着々その完成を急いで居るが近き將來に於て其の輝しき成果は世界に誇示せられるものと考へられる。

市外通話接續方法の改善　市外回線の擴充と併行的に市外通話接續方法の改善に努力を拂ひ、大都市市内局と其の近郊地局との間には市内交換の樣に待合時間を殆んど要しないで接續せらるゝ即時（ABトール）及準即時（C・L・R）市外通話方式が採用せらるゝことゝなつたが、即時市外通話方式は大正十二年十二月京都伏見間に實施せられて以來昭和十二年十二月一日現在に於ては東京及大阪附近其の他の地に於て百十八區間に實施せられ、準即時市外通話方式は昭和八年六月大阪神戸間に實施せられて以來、現在東京、阪神竝北九州方面に於て五十四區間に實施されて居る。更に最近には東京近郊自働式局加入者から交換取扱者の手を經ないで、自局加入者を呼出す場合と同じ樣に直

接東京中話局加入者を呼出すことが出來る自働接續市外通話方式が採用せられ、大都市市内局と近郊局との市外通話接續は益々迅速に且便利になつた。

三、無線通信事業

無線電信　本邦に於て無線電信の研究に著手したのは明治二十九年（西暦一八九六年）であつて、即ち「マルコニー」氏が無線電信を發明した翌年である。當時遞信省に無線電信研究部が設けられ、鋭意研究の結果一の獨自の方式を考案するに至り、明治三十年末より東京灣に於て試驗通信を行ひ相當の好成績を收めた、その後種々改良工夫を施して、遂に所謂「遞信省式」と稱する優秀なる一方式を完成し、明治三十六年には長崎基隆間海上六百浬の長距離通信に成功するに至つた。

我が陸海軍に於ても遞信省と相前後して無線電信の研究に著手し、その進歩見るべきものがあつたが、殊に彼の日本海大海戰に於て哨艦信濃丸が無線電信を以て「敵艦見ゆ」の信號を發し、海戰の勝因を爲したる如きは特筆大書に値する所で、日本海々戰と共に永く靑史に輝くことであらう。

此の間諸外國に於ても無線電信の進歩發達著しきものあり、之が利用に關して國際的協定を爲すの要あるに至つたので、明治三十九年十一月伯林に於て第一回國際無線電信會議が開催せられたのを始とし、同四十五年六月には倫敦に於て、降て昭和二年秋には華府に於て、又同七年秋には馬德里に於て夫々無線電信に關する國際會議が開催せられ、無線科學の發達と無線施設の普及とに伴ひ國際條約に改正を加ふる所があつた。一方遞信省に於ては夙くより公衆無線通信開始の準備を進めて居たが、遂に明治四十一年五月初めて銚子に海岸無線局を、又東洋汽船會社所屬船天洋丸に船舶無線局を開設して公衆電報の取扱を開始し、更に同年中潮岬外三ヶ所に海岸無線局を設置すると共に船舶無線局をも相當增設するに及び本邦無線電信事業は略々其の緒についた。

超えて大正四年船舶無線電信施設急增の世界趨勢に鑑み本邦に於ても現行無線電信法を制定して無線電信私設の途を拓くと共に無線電信無線電話の運用に關する根本方針を確立するに至つた。

爾來無線科學の羅進的發達に伴ひ無線電信の利用範圍は愈々擴大して、陸地船舶間及船舶相互間の通信のみならず、陸地相互間の通信にも進出するに至り、殊に對外及對殖民地通信等の如き長距離通信竝非常災害時等に於ける非常連絡通信等に利用せられて、大いにその効果を認められ、又航路標識又航空機通信等にも新局面を開拓して、愈々その効果を發揮するに至つたが、政府は更に海上に於ける生命財貨保全の見地より、大正十四年四月船舶無線電信施設法を制定して一定の船舶に無線電信施設を强制することとした。之が爲船舶無線電信の施設數は急激に增加を見たが、更に昭和八年三月には一九二九年倫敦に於て締結の海上人命安全條約に基き船舶安全法を制定公布し、無線電信の强制範圍が一層擴大せられたるのみならず、機器裝置及遭難電波の聽守其の他船舶無線電信の運用等に付ても新なる規定が設けられ、船舶の航行安全確保上に一新紀元を劃するに至つた。斯くて本邦無線電信事業は今や陸に、海に、空に愈々その特長を發揮して人類の福祉增進の爲活躍しつゝあるのである。

無線電話　本邦に於ける無線電話は明治四十年頃より之が研究に著手したのであるが、鋭意研鑽の結果明治四十五年二月には遞信省電氣試驗所に於て鳥潟、横山、北村の三氏に依り所謂T、V、K式無線電話機が發明せられ海上三十浬の通話試驗に成功するに至り、世界の賞讃を博した。その後一層の改良工夫を施して、大正五年四月之を伊勢灣口神島及答志とその對岸鳥羽とに裝置し公衆電報の發受を開始したが、之こそ世界に於ける無線電話實用の最初のものであつた。

その後眞空管の發明は無線電話の急激なる發達を促し、本邦に於ても、佐伯技師等の發明、考案に基き、大正十二年一月神戸港碇泊中の船舶と神戸市内電話加入者との間に試驗的に通話の取扱を開始して相當好成績を收めた。更に大正十四年には門司郵便局にも同樣の設備を施して試驗を重ねた結果海上數十浬内外の船舶との通話確實となつたの

で、昭和三年九月無線電話通話規則を制定して正式通話業務を開始するに至つたのであるが、其の後桑港航路の秩父丸との間にも通話開始せらるゝに伴ひ、昭和十一年八月從來の規則を廢止して新たに船舶無線電話通話規則の制定を見、現在に於ては右神戸、門司兩局及東京中央電話局の有無線連絡設備を介して通話業務を取扱ふ船舶内電話官署十六を算し、之等船舶と無線通話を爲し得る地域は内地主要都市の大部分を包含するに至つた。

此の間諸外國に於ても無線電話の研究大いに進捗して遂に放送無線電話（ラヂオ）に利用せられるに至つたので、本邦に於ても大正十年初頭より之が研究に着手し、同十二年十二年には放送用私設無線電話規則を制定公布して本邦放送事業開始の端緒を開くに至つた。

一方國際間の長距離無線電話に付ては一九二七年以來世界各方面に海洋横斷直通無線電話連絡が續々として設定され各大陸は相互に肉聲を以て相語らひ得るに至つたが、我國に於ても別項の如く昭和九年以來此の世界的電話通信網に參加した。

放送無線電話　放送無線電話は一九二〇年（大正九年）十一月米國ピッツバーグ市ウエスチングハウス電氣會社がKDKA放送局より音樂等の放送を試み世人の注意を喚起したるに端を發し、その後技術の進捗に伴ひ愈々その機能を發揮して今や重要なる社會的國家的施設として社會文化の進展に絶大の貢獻を爲すに至つたのであるが、一方我國に於ても大正十年初頭より放送無線電話に關する制度及經營方法等の調査研究を開始し遂に大正十二年十二月無線電信法に基いて、放送用私設無線電話規則が制定公布せられたが、翌十三年末より同十四年初頭にかけて社團法人東京放送局、同大阪放送局、同名古屋放送局が設立せられ、同年三月より七月迄の間に於て夫々放送を開始するに至つた。其の後放送事業の經營合理化を圖る爲大正十五年八月前記三放送局を合同して新に社團法人日本放送協會が設立せられ、本邦内地に於ける放送事業を一手に行ふことゝなつた。爾來同協會はその目的達成の爲鋭意放送施設の普及發達に努力する所あり、昭和三年及同四年中には前記三放送局の放送電力を十「キロワット」に增加し且新に廣島、熊本、仙臺、札幌の各地にも十「キロワット」放送局を設置し、次で全國主要都市にも漸次小放送局の新設を計つた。更に昭和六年には東京に、同八年には大阪及名古屋に夫々第二放送設備を施設して二重放送を實施する等絶えず放送設備の改善に力を注ぎたるのみならず、他面昭和七年四月には聽取者側の直接の負擔を輕減する爲その聽取料月額を從來の一圓より七十五錢に低減し、更に昭和十年四月には之を五十錢に低減した。一方放送番組の改善にも不斷の努力を致したる結果本邦放送事業は眞に長足なる發達を遂げその放送局數及聽取者數は創始以來僅々十三年後の今日に於て放送局數三十二を數へ、聽取者數は實に三百五十萬に垂んとするの盛況を呈するに至つた。

更に昭和十年四月には全國小學校兒童を對象とする所講學校放送を實施し又同年六月には在外邦人に對する海外放送を開始する等相次いで幾多の新施設を實施し、益々人類文化の向上と福祉の增進とに寄與しつゝあるのである。

無線電信無線電話の設備　明治四十一年事業創始當初に於ける無線電信の設備は送信は普通火花式と稱する原始的なる減幅電波送信機を用ひ、又受信はコヒーラー又は水銀檢波器の如き極めて幼稚なるものを使用して居たので、その通信距離も僅々百浬を出でない有樣であつたが、間もなく鳥潟博士は鑛石檢波器を發明して受信機の能率を著しく向上し、次いで大正二年には佐伯技師に依つて瞬滅火花式送信機が發明せられるに及び無線電信通信に急激なる進歩を見るに至つた。

その後電弧式、發電機式の如き、持續電波送信機の發明に伴ひ、無線電信通信は愈々その通信距離が擴大せられ國際間長離距通信にも利用せらるゝに至つたが、更に無線通信に革命的發展を齎らしたものは、三極眞空管の發明に伴ふ眞空管送受信機の實用であつて、無線電話殊に放送無線電話の如きは眞空管の出現に依つて、初めて實用の域に進んだと云ふも過言ではない。

本邦に於ける持續電波送信機の使用は、軍用設備は別として、大正十年三月完成の磐城無線電信局原町送信所の電弧式及發電機式が最初であつて、一萬米以上の長波長を使用し、且二百乃至四百キロワットの大電力のものであつた。

その後昭和四年一月新設された名古屋無線電信局の依佐美送信所にも電力五百五十キロワットの發電機式送信機が設備せられたが、之等の方式は間もなく眞空管式と短波の發達に伴ひ次第に衰微の一途を辿るに至つた。

眞空管式送信機は大正十二年六月銚子無線電信局に於て使用したるを初めとし、その後陸上は勿論船舶にも漸次普及せられ現在に於ては陸上施設は全部、船舶施設は約半數が眞空管式を採用してゐる狀況であるが、減幅電波送信機は國際條約に依つて之が使用を禁ぜらるることになつたので、船舶施設のものも昭和十五年一月よりは、特別のものを除き凡て眞空管式を使用することゝなる筈である。

眞空管送信機の實用は又從來の長波長大電力時代を轉じてその裝置簡易にして而かも通信能力大なる短波時代を現出するに至つた。即ち大正十三年マルコニー氏が英濠間短波無線連絡に成功して以來漸次歐米諸國間に於て長距離通信に使用せらるゝに至つたが、本邦に於ては大正十五年岩槻に假裝置を設備して各國と試驗通信を行つたのを始めとし、昭和二年春東京、大阪、札幌、鹿兒島、金澤及廣島の各局に之を設備して國內無線連絡に當らしめ好成績を收めた。又國際並對殖民地通信には勿論、對船舶通信に於ても長距離通信を行ふ落石、銚子、長崎の各無線局には漸次短波無線電信が施設せられ、遂に短波黃金時代を招來するに至つたが、最近に於ては更に一層簡易なる超短波無線電信無線電話が實用せらるゝに至り、その將來の發展を囑目せられて居る。

又一方その設備の方式を見るに、創業當初に於ける無線電信設備は陸上船舶共に凡て單信方式であつたが、その後陸地相互間通信等に利用せらるゝに及び大規模の陸上局は概ね二重通信方式を採用するに至つた。即ち大正十年磐城無線電信局が送受信所を分離して開局せられ、二重通信を行ひたるを初めとし、次いで鹿兒島、大阪、那覇の各固定局及落石、銚子、長崎の主要海岸局も漸次二重通信方式に改められて、大いに通信力を增加することゝなつた。その後電報の速達を期する趣旨から、對外及對殖民地通信用無線電信は直接之を都市の中心から操縱することに方針を定められ、東京、名古屋、大阪、鹿兒島及那覇の各局は、新に夫々當該地の電信局又は郵便局の構內に、通信所が設けられ、連絡線に依り送受信所を操縱して通信を行ふ、所謂中央集中方式に順次改められた。

次に無線電話の設備に付ては大正五年初めて伊勢灣口に於て電報送受に使用せられた所謂T、Y、K式無線電話は特殊の火花間隙を利用したもので、單信方式と稱し同時に送受話を行ふことの出來ない不便なものであつたが、その後我が國に於ても種々の同時送受話の方法が考案せられたので、大正十年神戶中央電話局に施設せられた所謂海陸連絡無線電話には此の方式が採用せられ、爾來無線電話は漁船の如きものを除いては凡て同時送受話方式に依るの實狀である。

寫眞電送は有線回路に於ては、東京、大阪間に昭和五年より實施されてゐるが、無線回路へ應用することは技術上種々の困難があるので、これを解決する爲に遞信省に於て昭和六年より先づ東京、大阪間の實驗に着手し、無線回路で寫眞電送を行ふに最も都合のよい送信方式受信方式等に種々の工夫をこらした。次いで昭和九年より東京豪北間にも實驗を進め、略々實用に適する良好な成績を得るに至つた。其他無線の應用として、航空機の發達に伴ひ航空路指示用無線標識も目下之が試驗中である。

國際無線電信無線電話　我國に於ける對外電信は創始以來久しきに亘り外國會社の仲介に依り通信を取扱つて居たが、貿易上は勿論、外交上、軍事上等に多大の不便を忍ばざるを得なかつたが、無線電信の發明、發達は國際電信界に一大革新を招來するに至つた。我國では大正四年落石ペトロパブロウスク間に最初の國際無線連絡を開設し次いで大正五年船橋無線電信局を利用して布哇と無線連絡を開き、之に依り米國との間に通信關係を設定したが更に大正九年には福島縣原町を送信所とし、同富岡を受信所とする大規模の磐城無線電信局を新設し對米無線電信を充實した。我國對外無線電信事業は之に依り劃期的躍進を見た譯であるが、此の前後に於ける諸外國の國際無線電信は異常の發達を遂げ我國に於ても此の世界的大勢に對應し大無線局を設置して我國獨自の國際通信系統を組成し對外通信自主權の伸長を期する必要を認めたので、民間資本に依り、此の目的を達することに方針を定め、大正十四年特別法に依り

日本無線電信株式會社を設立した。同會社は爾來逐次政府の用に供する對外無線設備の建設に努め、政府は必要なる諸外國との間に直通無線連絡開始に力を注いだので現在に於ては英米獨佛伊の列國を始め極東、南洋、南米、歐洲の各國との間に二十三箇の直通々信を行ひ本邦の正確なる情報を外國に頒布する爲同盟通信社のニュースを羅馬字綴日本語一日二十六回五千語、英語又は佛蘭西語一日十八回四千四百語の大量放送をしてゐる。尙右の外政府の施設を使用する對滿洲國其の他の對外通信を加ふれば帝國の有する國際無線電信連絡は三十五回路の多きに達したのである。

我國の自主的對外通信權はかくして確立しいよ〳〵その整備に邁進してゐるのであるが他方電氣通信事業と密接なる關係を有する報導の蒐集頒布を行ふ新聞通信社の業務を自在に且活潑に行はしむるには全世界に亘る通信網の設定と國內に於ける有線無線電氣通信の綜合的利用に待たねばならない。從來國際ニュースの蒐集配付は世界の通信網を掌握し來つた英國が支配し來つたのであるが對外通信の自主權を有せざる以前に於て我國國際ニュースの自主獨立權も亦之を期することが不可能であつたことも已むを得ぬところであつた。然るに今や前記の如く我國は對外通信の自主權を獲得し華々しき活躍を爲すに至つたのでこの通信自主權の上に立ち我國通信設備を最有效に利用する爲に强力なる世界的通信社の成立は我電氣通信政策上より熱望するところであつた。この國家的通信社として昭和十年十一月七日遞信外務兩大臣の許可に依つて社團法人同盟通信社は成立したのであるが、時局多端なる此の秋に際し國內及外國のニュースの正確公平を期し併せて海外の新聞社に公正適確なニュースを供給し得る信用あり實力ある大通信社の出現は電氣通信事業の國策的見地に於て極めて慶賀すべき快事である。

國際間長距離無線電話は短波無線電話の發見以來急激なる發達を遂げ、一九二七年（昭和二年）英米兩國間に通話を開始したのを初めとして、世界の各大陸を連結する無線電話連絡は急速に發達し我國に於ても之が急施の要あるを痛感せらるゝに至つたので先づ東京臺北間に之が施設をなす目的を以て昭和五年初頭東京無線局及臺北電信局間に調査用假設備を裝置し良好なる成績を得、マニラ、米國、歐洲との間の通話及放送中繼に使用せられた。併して公衆通話用に使用する設備の完成には政府の事情に徵し民間の資本を以て設備の完成を企圖するの外なしとし昭和七年十月一日國際電話株式會社發起人に對し政府の用に供する國際並對殖民地無線電話の施設を許可した。會社は同年十二月創立され先づ淡信所を茨城縣名崎に、受信所を埼玉縣小室に設置することゝなり昭和九年春一先づ建設工事を竣成したので、同年六月東京中央電話局と臺北電話局との通話連絡を設定した內地臺灣間の通話取扱を開始したのを始めとし、八月には新京と、九月にはマニラと、十月にはバンドン（蘭領印度）と、十二月は桑港と、翌昭和十年三月には倫敦及伯林と、又十一年二月には上海と、五月にはサイゴンと、翌十二年三月にはバンコクと、四月にはブエノスアイレスとの間に夫々通話連絡を設定し、今や我國民は居ながらにして世界電話加入者總數の九二パーセント以上と談話を交換し迅速に所用を辨ずることが出來ることゝなつた。又昭和十一年十月に至り桑港航路秩父丸と桑港、同年十二月ホノルルとの間に夫々無線電話連絡を設定し、太平洋航行中の同船と合衆國、カナダ、メキシコ、キューバ及布哇との間に我國最初の船舶國際通話の取扱を開始せるが、更に十二年九月には歐洲航路靖國丸と倫敦、ノルトダイヒ（獨）、巴里及羅馬との間にも同樣連絡を設定し、歐洲各國及南阿聯邦、印度方面との通話取扱を開始するに至つた。

尙我國國際無線電話設備の完備に伴ひ諸外國との國際交換放送及海外在留邦人に對する短波放送が容易となり、國際親善及海外住民の慰安に貢獻する所尠からざるものあるは見逃すことの出來ぬ事實である。

電信

一、電信取扱局所

明治二年創業の際東京及横濱に傳信機役所を設置せられたのが電信局所の濫觴である。次で之れを傳信局と改め更に同五年電信局と稱し、同六年一等乃至三等の等級を定め、同十年電信分局と改稱した。

前述の如く創業の際は東京、横濱二所を數ふるのみだつたが、翌年大阪、神戸を加へて四局となり、爾來逐年增加を見た。明治十八年までは電信單獨の局所を設けてゐたのであるが、同年一部は電信分局として殘存せしめたが、大部分は郵便局と合して郵便電信局と爲す方針に改められた。同二十年再び電信分局を電信局と稱することに改められた。

明治二十一年に至り鐵道電信取扱所に公衆電報の取扱を開始することとし、又同三十六年には請願電信の制度が設けられた。

局所數は逐年增加を見たが郵便取扱局の如く急激なる增加なく、明治五年郵便局數千百餘を算したるに係はらず電信局は十八局、明治二十年に至り郵便局數四千五百餘に對し電信は二二六局に過ぎなかつた。乍併電信網の普及さるゝに伴ひ漸次增加し、殊に大正年間に入つて歐洲大戰の影響を受け一層の增加を見、又昭和九年度より通信特別會計實施を契機として電信取扱局所普及には一段の飛躍を見郵便局數の約八割餘に相當するに至つた。

一方無線局所は明治四十一年始めて海岸無線局を銚子に、船舶無線局を東洋汽船會社所屬大洋丸に開設して公衆電報の取扱を開始し、大正四年私設無線電信取扱所開設せられ、歐洲大戰の影響を受け逐年急激なる增設を見た。

各年度末現在

年度	有線 局	有線 取扱所	無線 局	無線 取扱所	合計 局	合計 取扱所	合計 計
明治二	二	—	—	—	—	—	二
三	四	—	—	—	—	—	四
四	四	—	—	—	—	—	四
五	一八	—	—	—	—	—	一八
六	二八	—	—	—	—	—	二八
七	三四	—	—	—	—	—	三四
八	四七	—	—	—	—	—	四七
九	五一	—	—	—	—	—	五一
一〇	六八	—	—	—	—	—	六八
一一	九七	—	—	—	—	—	九七
一二	一一三	—	—	—	—	—	一一三
一三	一五五	—	—	—	—	—	一五五
一四	一六九	—	—	—	—	—	一六九
一五	一八五	—	—	—	—	—	一八五
一六	一九五	—	—	—	—	—	一九五
一七	二一三	—	—	—	—	—	二一三

年度	有線 局	有線 取扱所	無線 局	無線 取扱所	合計 局	合計 取扱所	合計 計
一八	二一五	—	—	—	—	—	二一五
一九	二一八	—	—	—	—	—	二一八
二〇	二三〇	—	—	—	—	—	二三〇
二一	二五四	五	—	—	—	—	二五九
二二	二八六	二五	—	—	—	—	三二一
二三	三六三	四五	—	—	—	—	四〇七
二四	四六八	五五	—	—	—	—	五二三
二五	五六八	六四	—	—	—	—	六三二
二六	六三五	八〇	—	—	—	—	七一五
二七	六七九	八〇	—	—	—	—	七七九
二八	六八八	九六	—	—	—	—	七八四
二九	一〇〇一	一一三	—	—	—	—	一一一三
三〇	一一二五	一三二	—	—	—	—	一二五六
三一	一一三五	一三四	—	—	—	—	一二六九
三二	一一二五	二一二	—	—	—	—	一四四七
三三	一二七六	二七二	—	—	—	—	一六四八
三四	一五一五	三三八	—	—	—	—	一八五三
三五	一七二九	四五三	—	—	—	—	二一九二
三六	一九二八	五六五	—	—	—	—	二五〇三
三七	二一九七	五八九	—	—	—	—	二五六六

年度	有線 局	有線 取扱所	無線 局	無線 取扱所	合計 局	合計 取扱所	合計 計
明治三八	一、九九	六二	—	—	—	—	二、六〇
三九	二、一四七	六六八	—	—	—	—	二、八二五
四〇	二、四四六	七三七	—	—	—	—	三、二八三
四一	二、七〇〇	七六六	一五	—	二、七五	七六六	三、五七一
四二	三、一〇〇	八三八	一四	—	三、一一四	八三八	三、九五二
四三	三、三五二	八六六	一〇	—	三、三六二	八六六	四、二六八
四四	三、六九一	九三五	一三	—	三、七二四	九三五	四、六五七
大正元	三、七八一	九六三	一四	—	三、八九五	九六三	四、七七八
二	三、八二五	九八三	一七	—	三、八四二	九八三	四、八〇五
三	三、八六六	一〇二三	一七	—	三、八八三	一〇二三	四、九二四
四	四、〇七七	九九九	一六六	一	四、一〇四	一〇〇八	五、一一三
五	四、一八九	一〇三四	一九二	一	四、二五五	一〇二五	五、三八八
六	四、二七九	一〇六八	二〇七	一	四、三六八	一〇二五	五、四六三
七	四、三五五	一〇四八	二一五	一	四、四五三	一〇〇〇	五、五五三
八	四、四六六	一〇四二	二一七	一	四、五三三	一〇三六	五、七八〇
九	四、五九五	一〇〇六	二六七	一	四、六四九	一〇三六	五、九六五
昭和一	四、七二四	九一〇	二四五	一	四、七六九	一〇二二	六、〇九三
〇	六、四九二	一〇〇〇	二六〇	一	六、六五二	一〇〇〇	八、〇五二
九	六、一四〇	一〇六八	二七七	一	六、二一七	一〇六八	七、九八八
七	五、九二一	一〇六七	二七四	一	五、九九五	一〇六一	七、〇六六
六	五、八三三	一〇七〇	二七八	一	五、九〇一	一〇七〇	七、〇四一
五	五、八〇九	一〇四六	二七六	一	五、八八五	一〇四七	七、〇六二
四	五、六六九	一〇二六	二七三	一	五、七三五	一〇二七	七、〇四二
三	五、五八八	一〇一九	二七九	一	五、五六七	一〇二〇	七、〇八七
二	五、四〇七	一〇一一	二六五	一	五、四六五	一〇一四	七、一六九
元	五、三二一	一〇〇四	二六四	一	五、三八五	一〇〇五	六、〇八六
一	五、一一〇九	九九五	二四一	一	五、一三四	一〇〇五	六、二一〇
二	五、〇一七	九八三	二四〇	一	五、〇五七	一〇〇二	六、〇九九
三	四、九六八	九八〇	二四〇	一	四、九八八	九八一	六、一四〇
四	四、八七〇	九七二	二四一	一	四、八八一	九七二	六、〇五三
五	四、七七〇	九六〇	二四一	一	四、七八一	九六一	六、〇二二
六	四、六七三	九四七	二四一	一	四、六八四	九四八	五、九二九
七	四、五七一	九二六	二四一	一	四、五八二	九二七	五、八一九
八	四、四六六	九〇一	二四一	一	四、四八七	九〇二	五、七八九
九	四、三五五	八九〇	二四一	一	四、三八六	八九一	五、六七七

年度	有線		無線		合計	
	局	取扱所	局	取扱所	局	取扱所
一一	八、〇〇〇	九、一六〇	七九（四三）	七、三三	八、〇七九	一、六三九	九、七一八

（備考）　一、在外電信局は芝罘（明治四二年度開始）上海（大正三年度開始）及青島（大正十二年度開始）の三局なるも本表中にはこれを含まず
二、括弧内は郵便局又は電信局に無線電信を裝置しあるものを再掲す
三、取扱所は軍用、官廳用、私設電信無線電信を公衆通信に供用せるものとす尙電信電話取扱所は局の欄に包含す

二、電信線條

明治二年東京、横濱間に始めて敷設せられ、次いで大阪神戸間に架渉せられ、其の後漸次增設延長し、同二十年に至り全國樞要の地を聯ね爾來逐年增加を見るに至つた。

電線路の建設に就ては當初は官有地に據り止むを得ない場合の外私有地を使用しなかつたが、線路漸く延長するに從ひ、民有地使用の必要に迫られ、明治七年敷地手當金を交付するの制度を設けられたが、明治二十二年土地收用法の制定もあり、翌年電信線電話線建設條例を制定し電信線路建設の圓滑を期するに至つた。

尙電線建築は主として架空線に依りたるも保守其の他の點より萬全の策にあらず、電信線條の安固を期する爲め地下線の布設に努め當初大都市内に使用するを主として來たが、近來天災地變相次ぐに及んで、通信確保の爲め主要都市間は全部ケーブル化の計畫を樹て、著々進行しつゝある。

一方海底線は明治五年下關海峽に布設したのが始めてで、同七年津輕海峽に、同九年に中國四國間に布設爾後各地鳥嶼間に布設せられ、長距離海底線としては明治三十年鹿兒島臺灣間に初めて邦人の手により布設を敢行し同三十九年に東京小笠原島間に、同四十三年には長崎臺灣間に又大正四年に長崎上海間に布設して內地と外地乃至海外との直通電信連絡を完成し現在これら海底線の延長は約二萬粁に及んでゐる。

各年度末現在

年度	架空裸線（線條）粁	架空ケーブル（心線）粁	地下ケーブル（心線）粁	水底ケーブル（心線）粁	計 粁
明治二	三	—	—	—	三
三	七五	—	—	—	七五
四	七五	—	—	—	七五
五	七二七	—	—	—	七二八
六	二、一〇一	—	—	一	二、一〇二
七	五、二二	—	—	二	五、一〇二
八	六、一六二	—	—	八	六、二四二
九	六、二九一	—	—	八	六、三八四
一〇	七、五四八	—	—	九二	七、六四一
一一	一、〇〇四	—	—	一〇三	二、一〇七
一二	二、五〇八	—	—	一〇三	二、六一〇
一三	一五、七四四	—	—	一〇九	一五、八五三
一四	一八、二一五	—	—	一〇九	一八、三一四

年度	架空裸線（線條）粁	架空ケーブル（心線）粁	地下ケーブル（心線）粁	水底ケーブル（心線）粁	計　粁
明治一五	一九、八九九	—	—	一九三	二〇、〇九二
一六	二一、三九二	—	—	一九三	二一、五八五
一七	二二、五九四	—	—	一九六	二二、七九〇
一八（以上曆年）	二三、〇五三	—	—	二〇〇	二三、二五三
一九	二三、一五五	—	—	二〇〇	二三、三五五
二〇	二四、一七三	—	—	二〇九	二四、三八二
二一	二六、一九一	—	—	二〇九	二六、四〇〇
二二	二八、二八〇	—	—	二一五	二八、四九五
二三	三一、八七〇	—	—	三二八	三二、一九八
二四	三五、七九三	—	—	五一五	三六、三〇八
二五	三八、九六三	—	—	五一九	三九、四八二
二六	四〇、一八四	—	—	六一七	四〇、八〇一
二七	四五、一七五	—	—	六六一	四五、八三六
二八	四七、九六〇	—	—	七七四	四八、七三四
二九	六〇、六〇六	—	—	八九一	六一、四九七
三〇	七二、一〇九	—	—	三、一一三	七五、二二二
三一	八〇、七五三	—	—	三、六三九	八四、三九二
三二	九五、六〇二	—	—	三、七五三	九九、三五五
三三	一〇七、五七二	四〇五	六	四、七七二	一一二、七五五
三四	一一七、四一八	四一二	六	四、九九五	一二二、八二〇
三五	一二六、八一九	四八七	二四六	五、一〇五	一三二、六五七
三六	一二九、〇二七	六五七	一、一八三	五、三六一	一三六、二二八
三七	一三五、七〇七	六一八	一、一八五	五、四三四	一四二、九四五
三八	一三八、三〇七	六五六	一、三四七	五、五六五	一四五、八七五
三九	一三九、四四六	七七八	一、五八三	八、三九二	一五〇、一九九
四〇	一四五、四八六	九四九	二、〇〇八	八、四四三	一五六、九八五
四一	一四八、七四五	一、〇六五	二、三七六	八、二五一	一六〇、四三七
四二	一五一、一七六	九九八	二、七七三	八、四二〇	一六三、三六七
四三	一五六、九三八	八六一	二、九〇二	九、七七五	一七〇、四七六
四四	一六〇、四六二	一、〇五〇	二、九六九	一〇、〇一四	一七四、四九四
大正元	一六四、六六三	九〇八	三、〇五五	九、八五四	一七八、四八〇
二	一六五、八九二	一、一二三	三、一七二	九、八八二	一八〇、〇六九
三	一六九、二四八	一、〇三六	三、四九二	一〇、八七八	一八四、七七四
四	一七〇、六二六	一、二九六	三、九六三	一〇、八九〇	一八六、七七五
五	一七二、三六〇	一、三四七	四、〇六九	一〇、八〇〇	一八八、五七六
六	一七五、〇三五	一、三六七	四、四四六	一〇、九二六	一九一、七三四
七	一八二、六〇七	一、五〇四	四、六八二	一二、七二〇	二〇〇、八二三
八	一八九、一八二	一、五七八	五、〇一五	一五、一八四	二〇八、九五八

年度	架空裸線（線條）線粁	架空ケーブル（心線）粁	地下ケーブル（心線）粁	水底ケーブル（心線）粁	計粁
大正九	一九七〇三	一一九七五	五五五九	一三六六五	二八一二五
大正一〇	二一〇五二	二一五七七	五七七八	一三六七一	二三一四八七
大正一一	二二一〇七	八一三九五	六一二二	一五一九五	二五一〇五六
大正一二	二八一七一〇	四一六三二	一二一四五三	一五一五九	二六一一六四
大正一三	二三〇一二六八	八一八二二	一八一三六八	一六一二七	二七二一七四七
昭和元	二三〇一七八	一〇一七〇二	二四一五四五	一六一九二二	二八二一四四七
昭和二	二三〇一九七二	一四一〇三二	二五一〇五五	一七一七四一	二九七一五八
昭和三	二三二一五六九	一四一五〇七	四五一八九八	一八一一三二	三一一一二六
昭和四	二三三一五六八	一四一七二八	五六一四〇	一八一二四八	三二一九四
昭和五	二三五一七一六	一五一三一〇	六六一一五五	一八一二六六	三四一五七
昭和六	二三五一四〇	一七一三六六	八七一六〇五	一八一五九〇	三五八一四一
昭和七	二三六一三四八	一九一六九二	九二一六〇四	一八一四二二	三六八一〇七
昭和八	二三五一〇七九	二一〇三〇二	九四一八九二	一八一三五七	三六八一六〇
昭和九	二三四一一八八	二一一八五	九七一五一九	一八一三二一	三七一一七七
昭和一〇	二三四一五九四	二一一一三五	九九一三六	一八一三四二	三七四一四八五
昭和一一	二三四一九二	二一三六二	一〇〇一〇〇一	一八一五四四	三七五一〇七五
昭和一二	二三四一九〇	二一六七五	九八一九八九	一九一七〇八	三七一四〇〇

三、電信從事員

各年度末現在

年度	特定三等局以上 通信書記	通信技手	通信書記補	通信事務員	計	郵電通務三等員局	合計
大正一一	二一三七名	一〇名	四一二六名	四一九五名	二一四八名	一名	二一四八名
大正一三	二一三四二	二一三	四一二三	四一九六	二一四四四	一	二一四四四
昭和四	二一三九六	二一三	四一二六五	五一〇二二	二一五六	七一〇六	二一六六二
昭和元	二一三九二	二一三	四一二七七	五一〇一六	二一五五五	七一一五	二一七八八
昭和二	二一四四四	二一三	四一二〇九	五一〇六〇	二一七〇六	七一二六	二一九〇二
昭和三	二一四八八	二一三	四一二五二	五一一六六	二一八二	七一四〇	二一九二二
昭和四	二一四二一	二一二	四一一〇五	四一八八	二一三四五	七一四七	二一八七二
昭和五	二一三六六	二一二	四一〇〇九	四一七〇〇	二一〇八六	七一三五	二一八三一
昭和六	二一三六六	二一二	四一〇一六	四一七四	二一〇一七	七一〇八	二一八一九
昭和七	二一三六二	二一二	四一〇一〇	四一七二八	二一〇一二	七一〇二	二一八〇〇
昭和八	二一三三〇	二一二	三一九四六	四一七一七	二一〇〇四	七一〇七	二一八〇〇
昭和九	二一三六五	二一二	三一九五四	四一六六三	二一〇九三	七一〇三	二一八四五
昭和一〇	二一三四〇	二一二	三一九五五	四一八三	二一〇五	七一四七	二一八七二

四、電報利用狀況

創業當時に於ける利用は極めて少く初年度は僅かに三千通、明治四年には一ヶ年を通して發信せられた數は二萬に滿たなかつたが、翌五年より逐年急激に增加し西南戰役によつて電信に對する世人の認識を深め、且つ局所の普及に伴つて、明治十一年中に於ける電報の利用數は百萬通に達した。

その後毎年五十萬乃至百萬通を增加して、日清戰爭直後の明治二十九年には一千萬通、又明治三十九年には日露戰爭の後を承げて、二千萬通の電報が利用せられ、更に歐洲大戰の影響を受け、急激に利用增加し、大正八年には實に六千四百萬通の發信を見た。其の後經濟界不況の餘波により漸次減少し五千萬通に減じたが、昭和八年頃より再び電報の利用漸く活潑となり漸增の傾向にある。

イ、內國電報

年度	發信	著信	中繼信
明治二	三、〇〇七通		
三	一一、三一五		
四	一七、五〇六		
五	七三、五七五		
六	一六七、三〇〇		
七	三二六、一四五		
八	四六六、一〇三		
九	六一〇、三三七		
一〇	七六七、三五七		
一一	九二五、三四〇		
一二	一、四八二、二四二		
一三	一、八二四、六四四		
二	二、三一三、九〇八		
三	二、六六六、七七七		
四	二、三九六、二八四		
五	二、四二九、五六		
六	二、三六六、九七二		
七	二、二五七、六九七		
八	二、四九五、二八三		
九	二、六九七、九六〇		
一〇	三、四一八、〇五五		
一一	四、〇三九、三一九		
一二	四、四二九、六二七		
一三	五、一三一、九九五		
一四	六、一五七、八五四		
一五	七、七三〇、〇七六		
一六	八、六二八、二六四		
一七	一〇、一九七、一八四	一〇、一九七、七八四	
一八	一三、九九八、六七九	一三、〇一七、一六八	
一九	一三、〇一七、一六八		
二〇	一二、一九七、七八四		
二一	一一、一九七、一八四		
二二	一〇、一九七、七八四		
二三	九、一九七、一八四		
二四	八、一九七、一八四		
二五	七、一九七、一八四		
二六	六、一九七、一八四		
二七	五、一九七、一八四		
二八	四、一九七、一八四		
二九	三、一九七、一八四		
三〇	二、一九七、一八四		
三一	一、一九七、一八四		

（以上暦年）

年度		電信	電話
明治三	一八七〇	三七、〇〇〇	
四	一八七一	三七、〇〇〇	
五	一八七二	三七、〇〇〇	
六	一八七三	三七、〇〇〇	
七	一八七四	三七、〇〇〇	
八	一八七五	三七、〇〇〇	
九	一八七六	三七、〇〇〇	
一〇	一八七七	三七、〇〇〇	
一一	一八七八	三七、〇〇〇	
一二	一八七九	三七、〇〇〇	
一三	一八八〇	三七、〇〇〇	
一四	一八八一	三七、〇〇〇	
一五	一八八二	三七、〇〇〇	
一六	一八八三	三七、〇〇〇	
一七	一八八四	三七、〇〇〇	
一八	一八八五	三七、〇〇〇	
一九	一八八六	三七、〇〇〇	
二〇	一八八七	三七、〇〇〇	
二一	一八八八	三七、〇〇〇	
二二	一八八九	三七、〇〇〇	
二三	一八九〇	三七、〇〇〇	
二四	一八九一	三七、〇〇〇	
二五	一八九二	三七、〇〇〇	
二六	一八九三	三七、〇〇〇	
二七	一八九四	三七、〇〇〇	
二八	一八九五	三七、〇〇〇	
二九	一八九六	三七、〇〇〇	
三〇	一八九七	三七、〇〇〇	
三一	一八九八	三七、〇〇〇	
三二	一八九九	三七、〇〇〇	
三三	一九〇〇	三七、〇〇〇	
三四	一九〇一	三七、〇〇〇	
三五	一九〇二	三七、〇〇〇	
三六	一九〇三	三七、〇〇〇	
三七	一九〇四	三七、〇〇〇	
三八	一九〇五	三七、〇〇〇	
三九	一九〇六	三七、〇〇〇	
四〇	一九〇七	三七、〇〇〇	
四一	一九〇八	三七、〇〇〇	

年度		電信	電話
大正二	一九一三	三七、〇〇〇	
四	一九一四	三七、〇〇〇	
五	一九一五	三七、〇〇〇	
六	一九一六	三七、〇〇〇	
七	一九一七	三七、〇〇〇	
八	一九一八	三七、〇〇〇	
九	一九一九	三七、〇〇〇	
一〇	一九二〇	三七、〇〇〇	
一一	一九二一	三七、〇〇〇	
一二	一九二二	三七、〇〇〇	
一三	一九二三	三七、〇〇〇	
一四	一九二四	三七、〇〇〇	
一五	一九二五	三七、〇〇〇	
一六	一九二六	三七、〇〇〇	
一七	一九二七	三七、〇〇〇	
一八	一九二八	三七、〇〇〇	
一九	一九二九	三七、〇〇〇	
二〇	一九三〇	三七、〇〇〇	
二一	一九三一	三七、〇〇〇	
二二	一九三二	三七、〇〇〇	
二三	一九三三	三七、〇〇〇	
二四	一九三四	三七、〇〇〇	
二五	一九三五	三七、〇〇〇	
二六	一九三六	三七、〇〇〇	
二七	一九三七	三七、〇〇〇	
二八	一九三八	三七、〇〇〇	
二九	一九三九	三七、〇〇〇	
三〇	一九四〇	三七、〇〇〇	
三一	一九四一	三七、〇〇〇	
三二	一九四二	三七、〇〇〇	
三三	一九四三	三七、〇〇〇	
三四	一九四四	三七、〇〇〇	
三五	一九四五	三七、〇〇〇	
三六	一九四六	三七、〇〇〇	
三七	一九四七	三七、〇〇〇	
三八	一九四八	三七、〇〇〇	
三九	一九四九	三七、〇〇〇	
四〇	一九五〇	三七、〇〇〇	
四一	一九五一	三七、〇〇〇	

年度	發信	著信	中繼信
昭和一一	天、四五、三八通	天、九〇、五七四八通	二六、九七一、〇二〇通

（備考）一、發著信は有料報のみの通數とす
二、明治十九年迄は有、無料合計の資料より推算したるものとす
三、著信は明治二十八年迄中繼信は明治三十八年迄不詳なり

ロ、日露電報（再掲）

年度	通數 發信	通數 著信	通數 計	語數 發信	語數 著信	語數 計
昭和八	九四〇、六二四通	一、〇七七、七九九通	二、〇一八、三六三通	六、一五三、三三八通	六、九八一、六九三通	一三、一三六、〇一八通
九	一、九三三、六三四	二、一六五、〇六九	四、〇八六、七〇三	一七、六三九、六九九	三〇、五六六、〇六三	三六、二三五、七六二
一〇	二、二三七、五六六	二、三五五、二七五	四、五三二、八四一	一八、七八、八六八	三、四八二、八〇六	四、五六一、六四四
一一	二、二五六、八七七	二、七八八、一八二	四、八五五、〇四九	—	—	—

（備考）一、昭和八年一月一日より取扱開始
二、昭和十一年四月より料金計算方法ノ變更（通數ニ依ル統計々算採用）に因り語數調査を廢止す

ハ、外國電報

年度	發信	著信	計
明治六	五四通	一通	五四通
七	四、八四六	—	四、八四六
八	七、三六六	—	七、三六六
九	一一、一六一	—	一一、一六一
一〇	一五、〇四三	一三、三四七	二八、三九〇
一一	八、九五一	一一、二六五	二〇、二一六
一二	一一、七四五	一四、八三三	二六、五七八
一三	一二、八七一	一三、二四四	二六、一一五
一四	一三、四八二	一三、九一一	二七、三九三
一五	一四、四二四	一四、六六八	二九、〇九二
一六	一五、〇一六	一五、九二一	三一、〇〇七
一七	一八、五六八	一九、二二八	三七、八九六
一八	二一、一九二	二一、五三四	四二、七二六
一九	二四、二七七	二五、一六二	四九、四三九
二〇（自三月至）	二二、四四〇	二〇、一六二	四二、六〇二
二一	二二、八二一	二二、一七三	四四、〇五四
二二	二七、五三二	二二、六三三	五〇、一六五
二三	二一、二四四	二六、五六八	四七、九二二

年度	發信	著信	計
明治二四	四一、二七七通	二八、六六三通	六九、九四〇通
二五	四二、五六九	四〇、二六三	八二、八四二
二六	四五、〇〇六	四二、九八四	八七、九九〇
二七	七二、三八九	四四、〇二〇	一一六、四〇九
二八	八五、六六	九〇、六六七	一七六、四三三
二九	七七、九六六	七二、一五五	一四七、一二一
三〇	九二、二二二	九五、六二〇	一八七、八四二
三一	九八、六〇	一一九、〇八二	二一七、一四二
三二	一一五、二六六	一五、六六九	一三〇、八三五
三三	一四八、四四四	一五〇、六五三	二九九、〇九七
三四	一六八、六四四	一六〇、〇四〇	三二八、六八四
三五	一四四、四〇六	一九〇、八七〇	三三四、二六六
三六	一三六、七四三	一四〇、四一八	二七六、一四〇
三七	一三五、二四四	一五一、二二一	二八六、四六五
三八	一四九、六六六	一〇〇、六六六	二四〇、一二二
三九	一六七、八三三	一四八、一四九	三一五、〇二八
四〇	一六四、四九二	一七一、一六七	三三五、六五九
四一	一六〇、七九六	一九〇、一四四	三五〇、〇一〇

年度	發信	着信	計	年度	發信	着信	計
明治四二	六三〇四五通	七五八六五通	一四三九〇通	一二	九八三五通	一〇一〇八二通	一九八一六七通
四三	五三六三六六	五九一六九二	一一〇八〇七七	一三	一三六八九八	一三六七七〇	二四五六六八
四四	二五〇三三六	二九四五八	五九六九四	一四	一三〇三七〇	一四〇五四三	二六七九二三
大正元年	二六九三二七	三二七六二八	六〇六九三五	昭和元	一四八八五	一四〇〇四八	二八八七三五
二	三六八四三	三五七七九	六七三七二	二	一四二四五	一四六八六二	二八五八三六
三	二九三三六六	三三八九三	六三三三九	三	一四二五三	一三六六三三	二八〇九八五
四	四三四六三五	四六八九二	八九三四五	四	一四四八〇	一四〇八〇一	二八八八一
五	六六二五六	六二四三五	一二八二九五二	五	一三〇三二四	一三六四七八	二六二九六〇三
六	六九七八三	六九〇四〇	一四六六九二三	六	一二七八九六	一二九四七五	二五六四七一
七	七九二九七一	八三五六八	一六六五九九	七	一三二九七三	一二八五三八	二六〇一三〇一
八	九九二八三八	一〇五〇四二	二〇四三三八〇	八	一二八〇五三	一二五五五〇	二五六一〇三
九	九〇五六九〇	九〇一五三	一八九五八〇三	九	一三六一二五	一二九三三〇	二六〇八五五
一〇	九七二〇五六	一〇六六七二	二〇八七三六	一〇	一三四五〇五	一三〇七七七	二六五七九二
一一	九五四三四	一〇〇四九三七	一九九二七七	一一	一四七六〇八五	一四九一一八	二九一五三〇三

（備考）一、本表には有料報のみを計上す
二、明治十九年迄は有無料合計の資料より推算したるものとす
三、明治四十四年以降の減少は明治四十三年十一月日清電報制定に依り外國電報たりしものを內國電報として計上するに至りたるに依る

二、外國電報國別

通數（其一）

年次	中華民國	香港	蘭領印度	佛領印度	地海峡殖民	印度	比律賓	合アメリカ國
大正二	一六八六六通	四三一八通	四八八九三通	二八三六三通	一〇一三〇通	三一一五四通	一二一三九通	六二一四〇三通
三	一七四一三五	三九一三七	三一八二四	二一〇三九	一二八七五	二九一一五	一二一九三五	七二一三四五
四	二四〇一二三	四〇一三四九	九〇九四	一一九二四	一六一一五六	五六一七六	一三一五三八	九七一六三九
五	二五〇七一四	五五一四四	一七一二九	二九二四	二三五八一五	九一一七一	一七一三二九	一四〇六九三
六	四四五一六九	七五一六三七	二九一五六一	六一二〇三	一六一三〇七	一一三一四一八	二一八一三	一九六一七八
七	五六六一六八	八三一二五五	五六一九四四	一一一三六五	五五一九二五	一四三一七六	一二五一一六	二〇四一九九
八	六四四一八四	九二一三四五	五五一八四七	八一四九二	五五一〇七一	一二六一〇六	一二五一六〇	二八〇一六三
九	六六四一三四	九二一三〇七	六九一二〇三	八一四一七	五五一九九	一四〇一五一	一二一一八五	二八六一九五
一〇	六五六一〇四一	九一一三三	六四一三七七	六一八一六	四七一七三一	一二九一九〇四	一二一一九四	二七一一〇四
一一	六三七一二二七	八二一九二一	五九一九八一	八一四九一	三八一八六六	一二七一〇七	一二一一九七	二八一九九一
一一一	六四二一九二三	八二一三八	五六一三三	七一九六七	四〇一一三一	一二七一〇五五	一二一一六六	二〇八一二〇一
一一一三	六五二一五六	八七一六九	五七一〇二	九一二五八	四一八二三	一四三一七三三	一二一一〇三	二八五一五九
一一一四	六七三一五六	九二一〇七四	六三一四四	一六一五〇〇	五一〇一四五	一二三一一五七	一二一九四五	二九一一九六
昭和元	一〇〇〇一八六六	九〇八一四	六四一五九	一八一九一〇	五七一〇一九	一二五一三〇一	一二一八七五	三一五一九六
二	九八三一六三	九五一三九一	六八一〇一六	一七一七三〇	五四一一三〇	一二九一〇一七	一二一九七四	三二三一二六
三	九五八一七六	九七一四一〇	七三一一四五	一六一四三三	四一一一九八	一二九一七〇六	一四一一三〇六	三四一一三〇六

年次	中華民國	香港	蘭領印度	佛領印度	海峡植民地	印度	比律賓	合衆國
昭和四	九四四、四五通	九七〇、〇二通	七六、〇七四通	一三、九三通	五〇、四五六通	一六五、四一三通	四六、五三通	三五〇、五〇一通
五	八六三、九九九	八一、一三五	八六、五三一	一〇、七七七	五〇、五六二	一六八、四三五	五三、八〇五	三一八、七五五
六	七七五、九五六	九三、六二八	九〇、八五五	八、一七〇	四九、一〇六	一七〇、一〇四	四九、四六〇	三一一、〇四四
七	七〇九、六七八	七一、八二〇	一一五、五四〇	九、四九四	五三、五〇五	一三一、八三	四八、五六八	三〇〇、六七九
八	五六七、一二〇	六五、六四一	一一四、五三三	一〇、三一五	六一、〇三一	一三五、四一一	四九、三八七	三〇一、六四八
九	五五五、八六七	七〇、一九三	一〇八、一〇三	九、七六七	五一、八三七	一三〇、九六六	六一、一一一	三一一、一六一
一〇	五八七、六九〇	八一、一六六	九九、一三九	一三、五〇三	六九、四一四	一三〇、四六六	六六、五六六	三〇一、一六一
一一	四八、三〇〇	八三、九六六	九九、一四六	一一、七四〇	七一、一一一	一三七、一七六	七四、九一四	三一〇、六六五

（其二）

年次	カナダ	メキシコ	西印度及中米	南米	英吉利	獨逸	佛蘭西	濠太剌利
大正二	三、八五五通	七〇九通	九五通	一、五五四通	八〇、四六四通	三七、四三通	九、五六二通	九、九四一通
三	四、一一八	六六六	八四	一、四九九	七〇、七九五	一九、四八七	七、九三三	一〇、六〇六
四	四、九三九	三三三	一〇七	一、一三四	九一、五九二	—	一〇、一八六	一一、一八〇
五	六、八九九	三三九	一三六	一、六一〇	一一〇、〇六二	—	一五、一一七	一〇〇、六六二
六	九、四二一	三六七	九七	四、〇九九	一〇九、八四三	—	一一〇、七六四	一三七、〇五六
七	八、五六六	三五五	一、四一〇	六、七九五	一〇五、五九九	—	一六六、五四一	五一、四四四
八	八、四六六	四三一	一、一三五	七、九〇一	一三五、九八二	八六五	一四四、四〇七	四四、六三九
昭和一	一三、六六六	五一、一六八	一〇、〇六四	六五、一一四	一三、一一四	一三、一一六	一三、一一六七	一五、一一七
二	一〇、〇一一	四、四九二	一六、四七	五一、一一五	一九、〇六六	六六、六〇〇	四一、七一九	九四、〇八四
三	一一、一一一	五、一一六八	一一〇、〇六四	六五、一一四	二一〇、〇一九八	八一、一一一	四七、一一四	八〇、七四七
四	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一
五	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一
六	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一
七	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一
八	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一
九	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一
一〇	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一
一一	一一、一一一	五一、一一一	一一、一一一	六一、一一一	二一、一一一	一一、一一一	一一、一一一	一一、一一一

（其三）

年次	布哇	エジプト	南亞聯邦	露西亞	露領亞細亞	其の他各國	計
大正二	二、二〇九通	二、〇六六通	二、二四四通	三、〇〇〇通	一五、八三四通	一六、〇〇六通	五五、五九九通
三	三、二二六	一、二二四	二、八〇	六、六六八	一四、七三七	一八、九九五	五六、〇〇三
四	三、六三七	二、五二二	八、七五	二、七二〇五	四〇、六六二	一四、二二三	六九、五〇三
五	四、二〇一	二、八六	三、〇九六	五〇、九二九	七六、二二七	一七、四六一	一〇二、六六八
六	五、二二一	五、二八七	八、四〇四	四〇、一四三	七七、六三二	二四、四〇八	一二七、六六六
七	四、三〇二	二二、六八一	二三、二八七	四、八三	九四、三九七	三一、三五二	一四〇、五四四
八	四、二二五	一四、二二五	八、八八九	六〇	一四二、六九	三五、五七一	一七八、五九
九	六、〇一四	二二、九〇八	六、八七四	二二七	七五、五六八	五、二四二	一七七、五二二
一〇	六、〇三二	八、四四一	五七、七二二	二	六八、六六九	五、七三五	一七四、四八四
一一	五、七六六	七、六九九	四、三九九	一九	五九、一四四	四四、四三二	一六九、二六六
一二	六、二四二	九、六〇四	四、五二二	一、二〇八	三八、三九二	六六、四〇一	一七七、一〇二
一三	六、五〇一	九、八三五	四、二七〇	九二	三七、六八	六七、五二〇	一八二、四四四
一四	六、二九一	一〇、八三五	五六、八二二	一、九六一	一〇、七七七	七二、八六六	一八八、一四一
元	五、四五二	一一、四九二	六七、七三七	七、三九三	四二、六八一	八四、九八一	二二〇、五九二
二	七、二八〇	一二、二五九	七、八八五	八、六二二	四二、五九二	九二、七七七	二二四、九四八
三	七、八三四	一四、〇九一	八、二〇八	九、一六七	四二、六九二	九、六六一	二二三、九〇一
四	七、八三五	一五、三五一	九、三七〇	一一、五二二	四五、二九一	一一、一二六	二二八、六六〇
五	七、六三五	一八、二二四	一一、八三一	一一、一四五	三九、〇一七	一一三、四九	二二、二二、五二

（備考）一、本表中には公衆報發著信合計のみを掲上す　二、外地發著のものを含む

語數（其二）

年次	中華民國	香港	蘭領印度	佛領印度	海峽植民地	印度	比律賓	合衆國（アメリカ）
大正二	一、八三二、五六通	三六、四九一通	三二、一九五通	一四、七五五通	六〇、五三二通	二二、二二九通	七七、四九九通	五六一、七九九通
三	一、八三七、七六六	五九二、七八六	二六、九〇四	一七、三六六	一五二、七〇一	三五、九二二	九六、二二二	七九、〇〇四
四	二、四九七、二四九	五二一、六六九	二二、七六九	二五、〇六七	二八、三六六	九〇、六六五	一〇二、六七七	一、〇六六、二四四
五	二、八〇七、九六一	七五五、〇〇〇	二七五、五一九	四四、五六九	三五、九八一	一、四一一、四二七	一四〇、六〇九	一、四六一、五六二
六	五、七三〇、八〇五	一、一一四、九九六	五五、五五五	一〇四、六〇三	五四四、四二二	一、八九三、四五四	三〇三、一九一	二、一二六、〇二四
七	七、九九九、八〇五	一、二六八、五九二	一、二五四、二二四	一九〇、〇八〇	九三二、四二二	二、五四八、二四七	五九〇、二二〇	二、四四五、六六三
八	一〇、〇四一、二六一	一、二六八、八九一	一、一二七、四二二	一四七、二四四	八〇、九一〇	二、二五五、四七五	三五五、八八八	四、九八八、九七四
九	一〇、一二二、一五九	一、二四五、二五〇	一、一五六、七七七	二二九、六九九	七六一、八二七	二、一六七、八九九	四七七、二二四	四、九五一、一〇〇
一〇	八、二〇五、五八四	一、〇一七、五六二	八六、八〇六	二二、八二二	五八、九〇九	一、九〇一、〇九九	三五二、八四〇	四、二五八、二二一

年次	中華民國	香港	蘭領印度	佛領印度	海峽殖民地	印度	比律賓	アメリカ合衆國
一一	七、三七七、四二九語	八六二、九三〇語	七二〇、八四〇語	一〇〇、四六一語	四三三、二二七語	一、六四六、三四〇語	三〇一、五三四語	四、四七三、三九二語
一二	七、〇五二、九五八	八一〇、八〇三	六八七、六四〇	七九、九八八	四二七、一七八	一、五七四、九四四	三三一、二二八	四、七三六、三三二
一三	七、一〇二、一八九	八六九、五五四	六六〇、八四一	九二、五五五	四〇八、三三七	一、七二一、六〇九	二八七、一六八	四、二七三、七八四
一四	七、〇四六、一八三	九三四、二七三	七〇一、五五一	一七三、五九七	五二九、六四一	一、七五五、二〇八	三六四、三三六	三、七五四、三九八
昭和 元	八、二八五、七五六	八〇八、六四七	六二三、六四五	一六八、九九三	五〇八、三三三	一、四七七、六五三	三四五、〇三四	三、六八七、九四一
二	八、七七六、九二五	八二六、〇四七	六四六、三二四	一五六、七一七	四五七、九一七	一、四二四、四五七	三四三、六九一	四、〇〇八、八一七
三	七、九六四、六〇六	七九四、三六一	六三六、〇八〇	一四〇、九五九	四一九、四六九	一、四二五、六六七	三八八、八三九	四、三八〇、二九〇
四	七、五五八、五七七	八一〇、八〇三	六五三、七七二	一三五、七〇三	四二四、五七四	一、五七六、六九六	四六三、八〇七	四、四八八、一八二
五	六、四一四、六六六	七三七、三五二	七一九、〇二五	九八、六六九	四四一、〇七九	一、四七八、七三四	五三一、八一七	四、一一五、五八〇
六	六、六三三、三七七	七二六、九三八	八三〇、七三五	八八、七九六	四一九、一八六	一、四七五、四九〇	四七九、一九六	四、八五五、一九一
七	六、六九六、三六一	五五四、七七三	九八二、四五二	八五、八五〇	四六六、七五三	一、九六三、〇三三	五一〇、四九〇	四、八二六、一三三
八	四、八六六、八〇八	四七三、四七二	九七九、八三二	八九、九二九	五三九、七七八	二、一三〇、四七〇	五三六、九六〇	四、五六〇、三四四
九	五、〇九一、〇六二	六九四、四二七	一、四八四、四五〇	九九、四一〇	八〇〇、六二六	三、二八七、九〇四	八七〇、一二四	六、一八九、五六四
一〇	五、三六四、六六二	八二五、六五四	一、一五八、九六四	一四七、九一九	六九七、一六四	三、〇〇六、九五七	九一〇、九六七	五、七八四、二九一
一一	五、二六三、五六三	八八一、〇七九	一、一二六、二九三	一三三、七八七	七五九、八四一	三、〇七七、九九三	一、〇二三、一六七	六、〇三八、七一九

（其二）

年次	カナダ	メキシコ	中米及西印度	南米	英吉利	獨逸	佛蘭西	濠太剌利
大正 二	四一、三七四語	二八、六八四語	四五四語	一三、九七七語	七〇一、七四四語	二九七 五八九語	八〇、四四三語	六七、七七九語
三	四八、二九三	三〇、四四七	三九五	三二、二七三	一、〇三〇、六五六	一四九、〇一〇	一三四、七三三	二三七、〇四七
四	五七、一七〇	五、五七七	一、五八五	一四、〇八五	一、七六三、七四六	—	二三三、九一七	三三九、五三四
五	五六、八三三	七、六八四	二、八四四	二五、八七六	二、一五六、八二八	—	三三八、二七六	五七六、六八二
六	一一〇、〇〇九	九、九四四	一四、二九六	五二、九〇八	二、二二三、七〇三	—	五二六、七六八	七三四、四五四
七	一一五、七八四	九、二三五	四八、八四二	一三〇、二六三	二、五四四、八七〇	—	八六四、〇五七	一、〇七九、二四五
八	一三六、一九五	九、〇五〇	一七、九四三	一一九、八八七	二、八三五、八五六	五六、九二〇	一、七〇五、〇八〇	九六七、二八四
九	七四、五〇八	一四、八二五	三三、二七三	一七一、五一一	三、三四九、〇六八	二八六、三三〇	一、〇八八、九六三	一、一八三、〇九四
一〇	五六、七二九	三、四六九	一四、七八六	一〇六、八八五	二、九〇〇、九九〇	五八三、〇三七	八〇三、六六六	六五五、四六二
一一	四九、七一〇	四、六〇六	八、三一三	五八、一五六	二、四〇八、五一四	六〇三、四一七	六〇五、七一二	六四五、三六七
一二	一三一、四九五	五、三二一	九、九一六	九三、八二一	二、七二四、一五三	六四九、四六三	五五三、五三〇	六三三、三七九
一三	一三九、六八五	一四、五三五	一六、〇三八	一三五、一四三	二、五二六、三三六	六八六、四一五	五七七、八〇三	六一四、五六八
一四	一六六、一六八	九、六九九	一四、九四三	一一三、六〇二	二、三〇三、六三三	七二一、九三四	四六九、〇九一	五七二 八二六
昭和 元	二一九、三〇〇	一一、三三三	二五、八五八	一一五、二二三	二、四〇四、九六一	八二三、九五一	四五三、九五一	五九九、三六七
二	二四六、〇四四	一七、一〇六	二六、八〇〇	一一七、二七二	二、三七三、九二五	八七二、九七三	三九六、九九一	五三三、九四五
三	二五七、七六三	一七、七一五	二九、八二一	一六三、四二八	二、一八四、八二一	八五三、三〇三	四七四、三六一	五二九、四二〇
四	二七一、九〇八	二〇、七三一	三五、六八三	一九七、八四六	二、三四九、九〇九	九三八、六七八	五〇七、七九九	五〇四、九一九
五	二四二、五〇四	二六、七〇九	四六、九九四	一九四、二四三	二、四三五、八〇六	七七一、五八六	四二八、三三九	四〇八、七八八
六	二五五、〇〇九	二〇、七二〇	四一、〇三二	一九九、五二〇	二、五八二、一五八	八二〇、四二八	七七九、二三九	五一六、五六七
七	二三三、九八八	二四、六四七	五九、一九三	二三八、九一五	二、六一三、〇六三	八〇七、九〇三	七一三、〇四八	七四四、六五八
八	一七七、七九二	三五、〇四一	一〇五、八四六	三三五、九一七	二、七三八、三四七	九三五、三〇一	六〇五、三〇八	七七五、六五二

年次	カナダ	メキシコ	西印度及中米	南米	英吉利	蜀逸	佛蘭西	淡水剌利
昭和九	二二七、〇三七	五九、二八	二八〇、六五	七九、四九	三、五五、五九	一、一八二、二三	七六、四五〇	一、二四〇、九三九
一〇	二三、九九八	七七、六三	二二一、三六七	七九三、二二	三、七九、一九七	一、二六〇、五二	七四、五三	一、四〇六、一八九
一一	二〇、二二、九一	八〇、三一〇	二三九、五七四	一、〇〇三、八七	三、八七七、五六	一、六九七、二二	八六〇、〇五一	一、二九二、〇九二

（其三）

年次	布哇	エジプト	南阿聯邦	露西亞	露領亞細亞	其の他各國	計
大正二	一七、五九二	一〇、三六二	一、四八六	七四、六五	一六三、三四五	一二三、五九二	四、二六〇、九三九
三	二一、七五	一〇、七二一	二、二〇三	二八三、四〇三	一六三、三六六	一九〇、四八	七五、八五六、五五
四	三〇、八四	二七、四六四	一七、六八四	一、二〇一、二〇四	五八、九三	二四四、一六六	九、九四八、七八〇
五	四二、一三〇	四五、〇五五	六〇、五八一	二、二五〇、六〇九	一、三二、二四四	二二四、七〇二	一五、三八四、九二
六	八二、七四三	一〇一、四五八	一九、三〇五	一、七九〇、七三二	一、三三五、八五	二五八、〇八四	二一、〇七、三二三
七	六七、〇二七	二六六、九〇七	三三五、九一七	二五六、七二二	一、八四、三六一	九九〇、六四八	二六、九五二、五五〇
八	四四、六四六	二四八、五六八	一九、八一九	一、三六一	三二六、六八二	一、〇八二、四二〇	二二、九四九、二八五
九	八〇、六九二	二二一、七七八	一二四、一九五	九、六七二	一、五三九、八四五	一、二六五、八四五	三〇、五六八、五二二
一〇	七二、九九七	二二六、五六〇	八六、六五四	一六二	一、一〇〇、一四五	一、二二六、五六二	二五六、四三、八六六
一一	六二、二五七	九一、三二三	五七、九四四	四五〇	九二、六六七	九〇九、八六八	二二、三二、二五五
一一	七六、九四三	一〇四、二二一	六六、三〇五	一〇四、二〇二	六八〇、一二一	九九〇、六七二	二二、四六六、五七四
一二	二二、二〇八	一〇一、三四七	五三、四五二	六三、二九一	五八三、五三二	一〇二、九四四	二一、〇九、五二一

（備考）一、本表中には公衆報送者信合計のみを掲上す　二、外地發著のものを含む

五、電信收入狀況（調定額）

年度	資本勘定	業務勘定 切手收入	業務勘定 電信收入	業務勘定 計	合計
大正一三	一一円	二二、三六〇、九九円	二三、一〇六、六五二円	五五、四九二、七五〇円	五五、四九二、七五〇円
一四	一一	二二、五四四、二二一	二二、二九二、二三六	五五、八三三、四五七	五五、八三三、四五七
昭和元	一一	二二、三四四、八三二	二二、九五五、九八六	五五、三七〇、八二九	五五、三七〇、八二九

年度	資本勘定	業務勘定 切手收入	業務勘定 電信收入	業務勘定 計	合計
一一	円 一	円 三一、三五七	円 三一、四〇九	円 五五、四〇〇	円 五五、四〇〇
一〇	一	三一、九〇三	三一、九二六	三四、八二九	三四、八二九
九	一	三一、〇六八	三一、三四五	三三、三一三	三三、三一三
八	一	一八、六〇〇	一〇、六三一	二九、二三一	二九、二三一
七	一	一八、三九六	一一、一四〇	二九、五三六	二九、五三六
六	一	一七、九四八	一四、一三四	三一、九三七	三一、九三七
五	一	一八、八九三	一八、八三九	三七、七三二	三七、七三二
四	一	一九、八〇〇	三一、〇六六	四一、九六六	四一、九六六
三	一	二〇、〇八九	三一、五九〇	四二、三五九	四二、三五九
二	一	二一、九〇二	三一、三三五	四四、二三七	四四、二三七
大正一二年	円 一	円 三三、三五七	円 三五、四〇〇	円 五五、四〇〇	円 五五、四〇〇
一四年	一	三一、九〇三	三一、九二六	三四、八二九	三四、八二九
昭和元年	一	三一、〇六八	三一、三四五	三三、三一三	三三、三一三
二年	一	一八、六〇〇	一〇、六三一	二九、二三一	二九、二三一
三年	一	一八、三九六	一一、一四〇	二九、五三六	二九、五三六
四年	一	一七、九四八	一四、一三四	三一、九三七	三一、九三七
五年	一	一八、八九三	一八、八三九	三七、七三二	三七、七三二
六年	一	一九、八〇〇	三一、〇六六	四一、九六六	四一、九六六
七年	一	二〇、〇八九	三一、五九〇	四二、三五九	四二、三五九
八年	一	二一、九〇二	三一、三三五	四四、二三七	四四、二三七
九年	一	三三、三五七	三五、四〇〇	五五、四〇〇	五五、四〇〇
一〇年	一	三四、八二九	三四、八二九	三四、八二九	三四、八二九
一一年	一	三三、三一三	三三、三一三	三三、三一三	三三、三一三

圖表十

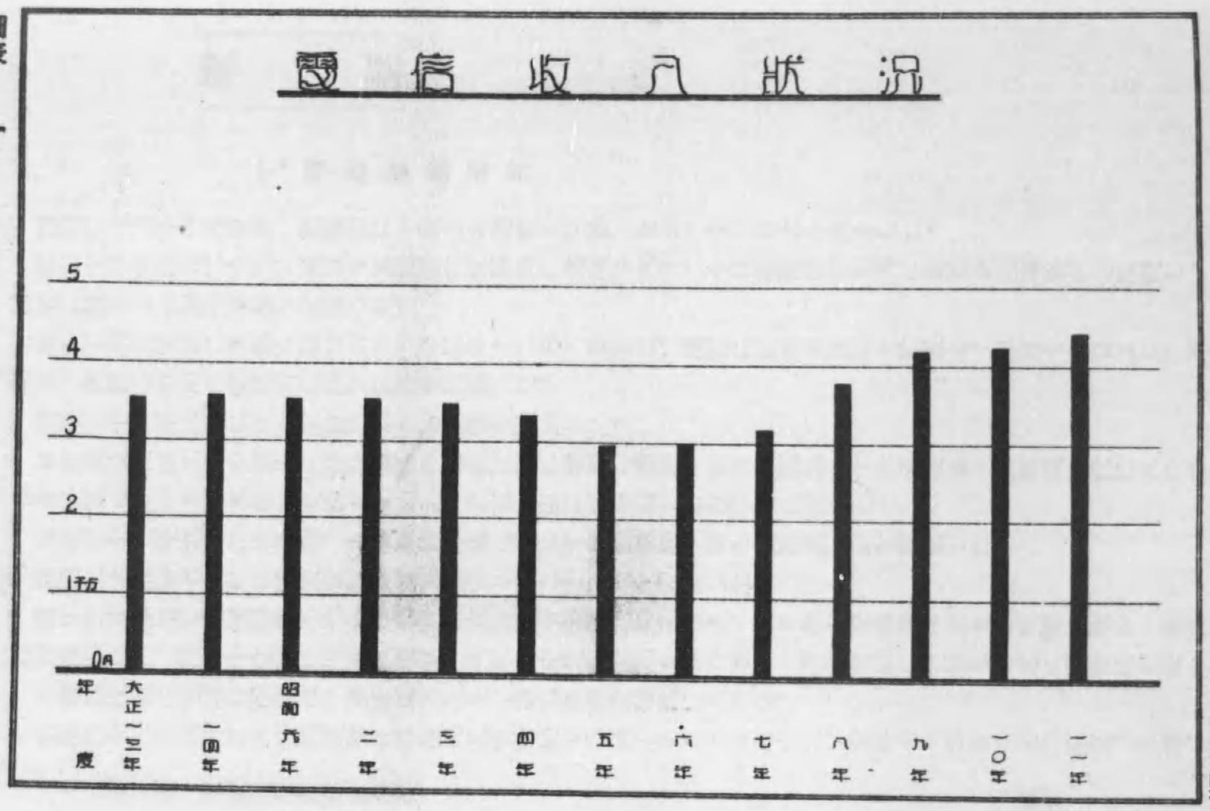

（五三頁參照）

電話

一、電話取扱局所

明治二十二年一月東京、熱海間に一般公衆通信を開始したが、十二月之を廢止した。

翌二十三年四月二十三日東京日本橋電信支局内に及同年六月二十日横濱居留地内に電話交換事務所を設置し、電話開設に關する一切の事務を取扱つた。

斯くて業務開始の準備も整つたので、同年十二月六日東京、横濱に電話交換局を設置し、同月十六日より、兩局及東京、横濱各市内の電話所に於て業務を開始した。

明治二十六年三月には大阪神戸兩市に交換を開始した。

日清戰役後商工業の發達に伴ひ電話の需要は頓に增加の趨勢を辿り、明治二十九年度第一次擴張時代に入つて京都名古屋其の他の主要都市に交換を開始し、東京大阪には分局を設置するに至つた。

明治三十三年九月には新橋、上野兩停車場に初めて自働電話・即ち公衆電話所を設置した。

明治三十五年七月には特設電話制度を制定し、二十三局を開設した。

同年三月通信官署官制發布せられ東京、大阪に中央電話局を置き、其の他の交換局は主として其の地の一等郵便局に合併したが、同年十二月には更に東京、大阪の中央電話局も其の地の一等郵便局に合併し、之に電話課を置いた。

日露戰役後は電話の需要は一層旺盛となり、第二次擴張時代に入つた。

明治四十三年四月には交換業務は郵便局及電話局で掌理することゝなつた。當時の一等電話局は東京、京都、大阪

にあつた。

歐洲大戰後は第三次擴張時代に入り著々實績をあげつゝあつたが、大正十二年の大震災及打續く財界不況等のことは電話擴張の上に尠なからず影響を與へた。

昭和七年には特設電話制度が廢止された。

昭和九年には通信事業特別會計が實施され、電話擴張上多大なる希望を持ち得るに至つた。

昭和十一年三月には六大都市中央電話局及廣島、福岡各電話局加入區域内各三等郵便局に全て通話事務を開始した斯くして創業當時十八ヶ所に過ぎなかつた電話取扱局所は四十七年後の昭和十二年三月末には八、六〇〇局を算するに至つた。

一方無線電話局所はT、Y、K式無線電話の發明により大正五年四月始めて鳥羽、答志、神島に設置せられ相互間に電報送受の目的に使用せられ又大正十二年一月神戸港碇泊中の船舶と陸上加入者との間に電話連絡を爲さしむる爲め始めて船舶に設置せられ昭和二年に至り近海航行の定期船に、更に昭和十一年には桑港航路の秩父丸に設置を見、昭和十二年三月末既に船舶局所十五局を算するに至つた。

各年度末現在

年度	有線 通話局所	有線 公衆電話所	無線 陸上	無線 船舶	計
明治二三	一八	一	一	一	一八
二四	二〇	一	一	一	二〇
二五	二四	一	一	一	二四
二六	二八	一	一	一	二八
二七	二八	一	一	一	二八
二八	二八	一	一	一	二八
二九	三三	一	一	一	三三
三〇	三八	一	一	一	三八
三一	五三	一	一	一	五三
三二	七三	一	一	一	七三
三三	九九	四	一	一	一〇三
三四	一三七	六七	一	一	二〇四
三五	一八〇	一三四	一	一	二一四
三六	二一四	一四二	一	一	二三八
三七	一八七	一四二	一	一	二五六
三八	一九七	一六〇	一	一	二四〇
三九	二六三	二二九	一	一	二六〇
四〇	四五一	二七四	一	一	四三三
四一	七三三	二八三	一	一	一、五三三
四二	一、二四二	四六三	一	一	二、〇三三
四三	一、五九九	五九九	一	一	二、五一七
四四	一、九五八		一	一	

年度	有線 通話局所	有線 公衆電話所	無線 陸上	無線 船舶	計
大正元	二、二六八	六五四	—	—	二、九二二
二	二、三三五	六七六	—	—	三、〇一一
三	二、四〇四	六七九	—	—	三、〇八三
四	二、四九九	七一九	—	—	三、二一八
五	二、六三六	七三二	三	—	三、三六〇
六	二、七七六	七七六	三	—	三、五五五
七	二、九一三	七九九	三	—	三、七一五
八	三、〇三七	八〇四	三	—	三、八四四
九	三、二六四	八〇九	三	—	四、〇七六
一〇	三、五五七	一、〇七九	三	—	四、六三九
一一	三、七八九	一、五二八	三	—	五、三〇〇
一二	三、九六八	一、三二三	四	一	五、二九六
一三	四、〇九三	一、三三四	四	一	五、四二三
一四	四、二六四	一、三三四	五	一	五、五九四
昭和元	四、四七三	一、七二四	五	九	六、二一二
二	四、六九四	一、八〇〇	五	九	六、五〇八
三	四、九九九	二、〇〇五	五	一三	七、〇二三
四	五、二四二	二、〇四五	八	一三	七、四〇八
五	五、六四六	二、二二五	七	一三	七、八九一
六	五、九二二	二、三七三	七	一三	八、三〇五
七	六、一六三	二、四七一	七	一三	八、六五四
八	六、四四一	二、八九九	七	一三	九、三六〇
九	六、七〇六	三、一五三	九	一三	九、八八〇
一〇	七、七一八	三、六二七	三	一四	一一、三七一
一一	八、六三五	四、一四二	一七	一五	一三、八〇九

（備　老）
一、本表中には鑛業特設電話所を除く
二、通話局所中には交換のみを取扱ふ局を含む
三、陸上無線電話局所は無線電信局、郵便局又は電話局に無線電話を裝置しあるものとす

二、電話線條

電話創業當時の市内電話線路は全て單線式架空裸線であつたが、加入者の増加に件ひ裸線の架渉困難となつたので明治二十六年架空「ケーブル」を併用した。又單線式は通話の明瞭を缺くので、明治三十年に至り複線式に改めた。而して這の間交叉架線法、或は硬銅線の製造等も亦案出せられ、通話距離は大いに擴張されるに至つた。明治三十年には初めて地下「ケーブル」として百對鉛被紙「ケーブル」を採用し、大都市に於ける主要幹線は漸次機會ある毎に地下「ケーブル」とすることになつた。斯くして多對「ケーブル」の必要年と共に高まると同時に「ケーブル」製造技術も大いに進歩して、大正十年には八百對、同十一年には千二百對のものを採用するに至り、現在に於ては市内電

話は加入者の密集地の殆んど全部が架空、又は地下「ケーブル」となつてゐる。

次に市外電話線路に付いてみるに、明治二十二年東京、熱海間に初めて公衆用市外通話開始されてから幾何ならず明治三十三年東京、大阪間に初めて長距離市外電話線路を開設し、更に明治三十七八年日露戰役に際しては東京、佐世保間に於て市外通話をなし得ること丶なり、市外電話線路建設技術上長足の進歩を示した。然して是等市外線は何れも架空裸線であつたが、明治四十二年大阪市大火後の措置として大阪局下淀川間約六粁の區間に「コンポジット」鉛被紙「ケーブル」を敷設して以來、市外電話線路にも亦「ケーブル」使用の機運を作り、大正十一年大阪堺間約十六粁の區間及門司黒崎間約二十六粁の區間に無裝荷地下「ケーブル」の開通をみた。同年十月大阪神戸間に裝荷重信「ケーブル」が竣成し、我國市外電話用「ケーブル」に一新紀元を畫するに至つた。更に技術の進歩に伴ひ主要幹線は悉く之を「ケーブル」化せんとする計畫成り、第一歩として東京岡山間五百哩を全部「ケーブル」とすることにし昭和三年御大典に當り先づ東京、神戸間を、昭和五年岡山地方大演習擧行前に神戸、岡山間を「ケーブル」によりて連絡した。

此の外電信電話双信法、又は重信法を併用する等のことあり、就中重信法は明治二十七年大阪、神戸間に於て實驗して好結果を得てより廣く採用するに至つた。尙搬送式電話法は昭和二年八月初めて東京、名古屋間に實施せられて以來逐次擴張しつゝある。

此の外海底「ケーブル」の發達も著しく、大正十一年備讃海峽に敷設して本州、四國間の電話連絡に成功し、大正十五年四月津輕海峽に敷設して本州、北海道間を連絡した。更に昭和八年には朝鮮海峽に昭和九年には宗谷海峽に敷設して遂に內地と朝鮮及樺太等外地との間の連絡を完成したのである。

斯くの如く我國電話「ケーブル」は近來目覺しい發達をとげ、殊に玆數年來研究されつゝあつた無裝荷「ケーブル」方式は、歐米諸國に先立つて目下建設途上にある日滿連絡長距離電話「ケーブル」に採用し、且將來も一般に之を採用する方針となつてゐるが、この方法によると通話の到達距離三萬二千粁に達することが出來る。

各年度末現在

年度	架空裸線（線條）	架空ケーブル（心線）	地下ケーブル（心線）	水底ケーブル（心線）	計
	粁	粁	粁	粁	粁
明治二三	一、三〇〇				一、三〇〇
二四	二、五三三	一			二、五三四
二五	五、二〇〇	八			五、二〇八
二六	七、〇六七	二四			七、〇八二
二七	七、四一一	五一			七、四六二
二八	八、三八九	七九			八、四六八
二九	一〇、九四九	一三七			一一、〇八六
三〇	一二、五三一	三九九	一、三八八		一三、一六八
三一	三四、六七〇	七、八〇三	七、八〇三		五〇、三三五
三二	四五、九六一	一一、一四六	一四、一一九		七一、三三六
三三	五五、八六九	一七、一五〇	二七、七一九		一〇〇、七三八
三四	六〇、八二三	一九、八四八	五七、七〇七		一三八、三七七
三五	六七、二〇七	二五、九二六	七七、〇四九		一七〇、一七三
三六	六七、〇二三	三〇、三二八	八五、一九〇	五五	一八三、四九六
三七	七一、七〇四	三四、一九五	八九、〇五一	五五	一九五、〇〇五
三八	七二、六九四	三三、二二三	九四、四二九	二六	二〇〇、三八二

年度	通信電記	通信技手	通信事記補	電話主事補	電話事務員	通信事務員	計
大正一一	三六名	三七名	一九名	一八名	四三八名	二一四名	二八八三名
四三		三三	一四五	一九六	五七九	二六四	二八八三

三、電話従事員（特定三等局以上）

年度	交換手（ケーブル心線）	交換手（架空線條線）	地下ケーブル心線	水底ケーブル心線	計
大正一一	五六四二	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一二	五八四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一三	六〇四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一四	六二四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一五	六四四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一六	六六四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一七	六八四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一八	七〇四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
一九	七二四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二〇	七四四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二一	七六四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二二	七八四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二三	八〇四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二四	八二四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二五	八四四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二六	八六四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二七	八八四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二八	九〇四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
二九	九二四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三〇	九四四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三一	九六四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三二	九八四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三三	一〇〇四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三四	一〇二四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三五	一〇四四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三六	一〇六四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三七	一〇八四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三八	一〇九四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三九	一〇九四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七
三〇	一〇九四七	四四七五	四六五七	一四八五	一八九七

年度	交換手（架空線條線）	交換手（ケーブル心線）	地下ケーブル心線	水底ケーブル心線	計
明治二一	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二二	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二三	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二四	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二五	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二六	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二七	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二八	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
二九	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三〇	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三一	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三二	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三三	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三四	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三五	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三六	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三七	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三八	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
三九	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四〇	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四一	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四二	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四三	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四四	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四五	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四六	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四七	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四八	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
四九	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五〇	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五一	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五二	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五三	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五四	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五五	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五六	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五七	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五八	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
五九	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八
六〇	二六七三八	五六八〇二	一四三五九	一四八五	二三〇八三八

年度	通信書記	通信技手	通信書記補	電話主事補	電話事務員	通信事務員	計
昭和元	三三名	三七名	一、二八五名	二、四二六名	一八、二九七名	一、四四四名	二四、一五五名
二	四二四	四一三	一、四四六	二、五一三	一九、二〇一	一、五一三	二五、五〇九
三	四四三	四二八	一、五四八	二、六七六	二〇、一七七	一、六〇三	二六、八七五
四	四八五	四六八	一、六八三	二、七一三	二一、七一一	一、五六一	二八、六一九
五	四九二	四八三	一、七三五	二、七二五	二一、九八一	一、五三九	二八、九五五
六	四九六	四九三	一、七七五	二、六一四	二三、一四〇	一、五七九	二九、〇九七
七	五一五	五〇〇	一、八三四	二、六八七	二三、六九六	一、六七九	二九、九一一
八	五三六	五一六	一、九一一	二、八六六	二三、三八二	一、七七三	三〇、九八四
九	五六三	五四四	二、〇一四	三、〇六七	二四、一四一	一、九二九	三三、三一四
一〇	五七八	五三一	二、一二四	三、二〇三	二四、八六七	二、〇〇八	三三、三一三
一一	六一三	五五五	二、三三六	三、六五二	二五、六五八	二、一九八	三四、九一〇

四、電話利用狀況

創業當時に於ては、市内通話二十五萬度、市外通話時數八千に過ぎなかつたが、逐年漸增し、十年後の明治三十三年度には市内通話六千五百萬度、市外通話七十三萬通話時を算するに至り、昭和十二年三月末現在に於ては市内通話約四五億度、市外通話約三億一千萬通話時を取扱ふに至つた。而して其の累年增加狀況は年に依り消長あるが、概して創業當時に割合高く、大正以後に於ては大體一割内外に止つてゐる。

イ、内地電話

年度	市内通話度數	市外通話時數
明治二三	二五六、九〇八	八、〇八〇
二四	一、六一〇、三三三	四四、二六五
二五	三、一一七、四四一	五四、四九九
二六	五、五八六、二〇二	一二六、二〇〇
二七	七、五八六、二〇二	一八〇、三一四
二八	一三、三一七、四九〇	二一七、〇七〇
二九	一三、八八一、七六〇	二三三、三三六
三〇	一三、〇一六、〇八一	二八四、五〇三
三一	一六、〇五七、九六六	三四一、三九二
三二	二七、三六四、九三五	五五七、八六一
三三	四七、一七六、三八〇	七三三、二三七
三四	六五、八四四、七四二	八〇九、九七五
三五	八九、三四六、〇一〇	九二四、七八一
三六	一一七、四二三、三七三	一、一四七、四〇九
三七	一三〇、三九五、九三九	一、三三六、六四五
三八	一四三、八九九、三五九	一、七〇三、七三二
三九	一四八、四六八、九五五	二、〇五四、四〇七
四〇	二六二、五二二、七〇二	二、八二九、一七九
明治四一	三五〇、七二一、三八八	四、一五六、一五八
四二	四二六、九六三、二一七	六、三七六、二五〇
四三	五四八、九七九、八九九	九、三七三、〇七〇
四四	七五三、六二六、六四一	一二、五七八、九六五
大正元	八四一、七六五、一九七	一五、六二〇、七六三
二	九二八、一九五、九三四	一七、六三七、一四二
三	一、〇四四、四二七、八二一	一八、六六六、五二一
四	一、九一、七二、四八二	二一、二七四、八七九
五	一、三三〇、五四八、二八二	二四、五七〇、三九二
六	一、五三四、四八七、五五〇	二九、二五一、七八五
七	一、七八八、〇六七、九三四	三三、九七一、七八八
八	一、九八〇、五五二、五〇九	三八、六一四、七三一
九	一、四一九、六二五、九四八	四一、八八一、二九四
一〇	一、六二二、五〇三、〇八四	四六、八六〇、八〇二
一一	一、八八九、二三〇、八二八	五一、八一六、五三八
一二	一、六八一、二九九、二八四	六一、一六六、九二八
一三	一、六九三、四八三、五八六	七三、八六一、一九七
一四	一、八八六、二六一、八三六	八六、六五五、六四九

年度	度市内通數話	時市外通數話	年度	度市内通數話	時市外通數話
昭和元	三、三三、八三七、八三二	一〇三、七三三、四三〇	昭和七	三、三四三、八七四、四六六	一九〇、六五五、三六八
二	三、四六六、五七七、一五八	一一九、四六六、七七四	八	三、六〇一、四六六、三四三	二一一、六〇四、五四〇
三	三、七六三、〇九八、五六三	一三八、〇三六、〇七〇	九	三、八四一、九三、八五九	一三六、七九九、五一四
四	三、九一五、一八一、一三八	一五五、六一四、三六〇	一〇	四、〇三九、〇六六、三五八	一七三、七九九、八三三
五	三、〇一七、一七一、〇三三	一六七、一六八、八五八	一一	四、四六四、二一四、三五九	一七七、七三三、四二九
六	三、一四六、一一四、一一三	一八〇、〇三三、六〇九			

ロ、外地電話（發信）

年度	內鮮通話時數	內臺通話時數	內樺通話時數
昭和八	五一、六三七	—	—
九	七一、六九九	九、二九一	三、六九六
一〇	八七、〇六〇	一五、二六四	一七、六四〇
一一	七八、五八	一五、六六六	二七、一一七

（備考）一、朝鮮との通話は昭和八年一月十五日より開始す
二、臺灣との通話は昭和九年六月二十日より開始す
三、樺太との通話は昭和九年十二月十二日より開始す

ハ、日滿電話

年度	通話度數 發信	通話度數 著信	通話度數 計	通話時數 發信	通話時數 著信	通話時數 計
昭和九	二、二一五	二、四三九	四、五四四	四、一三二	四、〇五一	八、一八三
一〇	八、一一七	七、一七〇	一五、二八七	一六、四八三	一三、六〇六	三〇、〇九九
一一	九、〇六六	八、四六六	一七、五三二	一七、六五五	一六、九〇四	三四、六六九

（備考）昭和九年八月二日より開始す

二、國際電話

年次	發信 通話數	發信 課金時分	著信 通話數	著信 課金時分	合計 通話數	合計 課金時分
昭和九	八九	四四三	四五	一六六	一三四	七〇二
一〇	八七一	一五、〇一八	四一三	二、九四七	二、一四九	七、九八五
一一	二、四八九	一五、〇七〇	一、九八〇	二、三〇五	四、四六九	二七、三七〇

（備考）國際通話開始月日

對比律賓　昭和九年九月二十七日
對米國　同　九年十二月九日
對獨逸　同　十年三月十三日
對蘭領印度　同　九年十月二十六日
對英國　同　十年三月十三日
對支那　同　十一年二月十五日

對佛領印度支那　同　十一年五月一日　對遼　同　十二年三月十一日
國際船舶（秩父丸）　同　十一年十月三十日

五、電話加入狀況

イ、電話加入數

創業當時の電話加入數は、東京電話交換局（東京中央電話局の前身）百七十九名、横濱電話交換局（横濱中央電話局の前身）四十五名に過ぎなかつたが、爾後電話の利用價値が一般に認識されるに及び加入希望者は日に次いで激增し、創業後十箇年を經た明治三十三年末には加入總數一萬八千を算するに至つた。斯くして加入總數は明治四十三年度には十二萬八千、大正九年度末には三十二萬、昭和五年度末には七十一萬五千に達し、創業後四十七年目たる昭和十二年三月末現在では九十一萬を數ふるに至つた。今其の普及狀況を府縣別に付いてみるに、東京府の人口千人當加入數二五・六を筆頭に京都府の、二五・三之に次ぎ、續いて、大阪府の二三・八、兵庫縣の一九・四、愛知縣の一七・三神奈川縣の一五・三の順で、最も普及率の低いのは沖縄縣の一・八となつてゐる。

各年度末現在

年度	加入數	人口千人當り加入數	年度	加入數	人口千人當り加入數
明治二三	三四三	〇・〇九	二七	二、八四三	〇・〇六九
二四	八二一	〇・〇二〇	二八	二、八六八	〇・〇六九
二五	一、五一四	〇・〇三七	二九	三、二三三	〇・〇七七
二六	二、六七二	〇・〇六五	三〇	五、三三六	〇・一二六
明治三一	八、〇六四	〇・一八八	大正七	二七〇、一二一	四・九三五
三二	一一、八一三	〇・二七二	八	二七七、一〇一	五・〇三五
三三	一八、六六八	〇・四二六	九	三一一、六六五	五・七九九
三四	二四、八八七	〇・五六一	一〇	三七一、六一三	六・六二四
三五	二九、九四一	〇・六六六	一一	四一五、〇五八	七・三〇八
三六	三五、〇一三	〇・七六九	一二	四三〇、八九九	七・四八八
三七	三五、五一八	〇・七七〇	一三	四四一、八五一	七・五九九
三八	三六、六九四	〇・七八七	一四	四九四、七九三	八・三七八
三九	四二、二六六	〇・九二〇	昭和元	五五一、五五七	九・一二九
四〇	五八、五六二	一・二二五	二	六〇九、一四六	九・九三四
四一	七八、四八五	一・六三六	三	六五五、七二一	一〇・五五五
四二	一〇二、六二六	二・一二四	四	六九〇、〇四三	一〇・九六四
四三	一三八、五〇二	二・六一三	五	七一五、〇二〇	一一・〇九四
四四	一五七、一六七	三・一五三	六	七一七、九一四	一一・一二六
大正元	一八一、八八一	三・五九八	七	七六一、一二六	一一・四八一
二	二〇〇、二七一	三・九〇四	八	七七六、五三八	一一・八四六
三	二一一、五四六	四・〇六五	九	八三〇、〇四一	一二・一七二
四	二三一、四〇八	四・一九七	一〇	八七〇、四七六	一二・五六九
五	二三一、七二四	四・三三三	一一	九一四、三三〇	一三・〇一四
六	二五〇、九五四	四・六三六			

ロ、電話至急開通及特別開通申請狀況

加入に要する設備及維持を加入者の負擔とする特設電話制度は一般の歡迎する所となり、其の成績顯著なるに鑑み、之が類似制度を六大都市にも設け明治四十二年五月より電話至急開通制度を實施したのである。

當初は電話の加入申込積滯數を一掃する趣旨に依り其の申請資格條件は加入申込者に限定し、至急開通料として東京及大阪は一八五圓他の四大都市は一五〇圓を納付することゝし、加入申込登記順番に拘らず開通し得ることゝした。又六大都市以外の普通電話施行地は寄附開通制度を實施し、之が申込等は電話至急開通規則を準用することゝした。

此の至急開通制度當初の成績は六大都市の開通豫定數六、二八三に對し申請數は六、七〇五即ち一割超過の申請あり相當の成績を擧げたのである。

此の間幾多の規則の改正をなしたが其の後物價勞銀の騰貴により至急開通料を改定し大正五年度より東京は三〇〇圓、大阪は二五〇圓、其の他の四大都市は二〇〇圓としたが、歐洲戰亂勃發後商工業の異常なる發展に伴つて電話の需要は更に急激となり、加ふるに物價も亦急激に騰貴したるを以て大正八年度より至急開通料を東京は五〇〇圓、大阪は四五〇圓、其の他は三五〇圓とし、大正八年六月より電話至急開通規則を改正し、加入申込を有せざるものゝ申請をも認むることゝし、電話架設を渇仰せるものを救濟することとした。

更に大正十三年度より至急開通料大阪一、〇〇〇圓、其の他は八〇〇圓に改訂した。尙東京及横濱は震災の爲め大正十三年度は申請受理を行はなかつた。

而して大正十四年度以降は電話擴張計畫の變更に伴ひ、電話特別開通制度を實施することゝし、至急開通制度は一先づ打切ることゝなつた。

至急開通の申請狀況及至急開通料の變遷等を示すと別表の如くである。

六大都市電話至急開通年度別申請數（其一）

年度		東京		大阪		京都		神戸	
		開通豫定數	申請數	割合（倍）	開通豫定數	申請數	割合（倍）	開通豫定數	申請數	割合（倍）
明治	四二	二、四〇〇	二、六〇五	一、一	一、四二五	一、四三三	一、一	九〇〇	一、三七五	一、五	七五〇	四、八	〇、六
四三	二、八五〇	五、七七〇	二、二	一、〇七〇	一、一七四	一、一	六〇〇	二、二三三	三、五	三〇〇	三六七	一、三
四四	二、七六六	一、一三六	四、〇	一、二六〇	四、三八二	三、五	一、四五〇	三、二一七	二、三	二五〇	五、三	二、二
大正 元	三、五〇〇	六、六七五	四、八	三、〇五六	六、九〇〇	二、三	一、七〇〇	二、四八二	一、五	四五〇	三、四四	三、三
二	三、〇〇〇	二四、六五四	八、三	一、八五〇	七、〇八五	三、九	三五〇	六八二	二、〇	三五〇	七、六
三	一、五〇〇	一五、二五七	一〇、三	九〇〇	二、〇一三	二、三	一〇〇	二七〇	二、七	二五〇	五、九
四	一、六〇〇	一五、四五二	九、六	八〇〇	二、七三五	三、四	一五〇	四一〇	二、九	三〇〇	一、九四四	六、五
五	三、五〇〇	一九、五四六	五、六	一、五一一	一〇、八六〇	七、二	一〇〇	九九九	七、〇	七〇	三、七八	五、四
六	三、五〇〇	三四、六九六	九、九	一、四九四	二一、四〇一	四、三	一五〇	三、五〇九	三三、四	七〇	六、四八七	九、三
七	三、五〇〇	四四、〇六七	一三、六	一、八〇〇	二〇、八八五	二一、六	三〇〇	二、五四四	八、五	七、〇	六、九七〇	九、九
八	六、三〇〇	四〇、四六三	六、四	三、〇〇〇	二五、一七八	八、四	九七〇	五、〇八三	五、三	一、二〇〇	七、〇二九	五、九
九	七、一〇〇	四六、〇六五	六、六	四、一〇〇	二三、五〇〇	五、七	一、〇〇〇	四、六五六	四、七	一、二〇〇	九、一一九	七、六
一〇	四、六五〇	五七、九六二	一三、五	二、八五〇	二七、〇〇七	九、五	八〇〇	八、二二五	一〇、三	八〇〇	一〇、四九九	一三、二
一一	五、二五〇	七三、一六五	一三、七	三、四五〇	三六、〇四八	一〇、五	一、〇〇〇	一一、八九四	一一、九	一、二〇〇	一三、〇〇一	一〇、八
一二	三、一〇〇	七五、一二五	二四、二	二、〇〇〇	三六、六三五	一八、三	五九〇	一七、八六五	三〇、三	七五〇	一一、一三四	一四、八
一三	—	—	—	一、八〇〇	一七、八七四	九、九	五〇〇	一〇、四五〇	二〇、八	七〇〇	四、五八二	六、五

年度	名古屋 豫開定數通	名古屋 申請數	名古屋 割合（倍）	横濱 豫開定數通	横濱 申請數	横濱 割合（倍）	總計 豫開定數通	總計 申請數	總計 割合（倍）
明治四二	五〇〇	六七七	一・〇	一五八	一七七	一・〇	六・三〇三	六・七〇五	一・一
四三	五二一	五二一	一・〇	二六〇	三六七	一・五	五・九二一	一〇・三四三	一・八
四四	六〇〇	一・八五三	三・一	五五〇	七二六	一・三	六・八五六	一一・八三六	三・三
大正元	五〇〇	二・四八八	五・〇	五九〇	一・〇九二	一・九	九・七五六	三一・一三三	三・三
二	五〇〇	二・〇七三	四・一	三五〇	一・四三八	四・一	六・五〇〇	五九・三四四	六・一
三	三五〇	一・八七四	七・五	二〇〇	九四二	四・七	三・三〇〇	二一・八八	六・八
四	三〇〇	一・七五八	五・九	二五〇	九三四	六・二	三・三〇〇	三三・二四四	七・〇
五	六〇〇	三・一八〇	五・三	三〇〇	一・八六六	六・三	六・七二一	四〇・三五九	六・〇
六	六〇〇	五・四三三	九・一	三〇〇	三・七七七	二・六	六・七四四	五五・三二三	一一・二
七	六〇〇	五・三九八	九・〇	三〇〇	四・一四三	一三・八	七・三〇〇	八四・〇一七	一一・七
八	一・三〇〇	七・九三二	六・六	一・〇〇〇	四・九九七	五・〇	一三・六七〇	九〇・六五八	六・六
九	一・三〇〇	七・一六六	六・〇	一・〇〇〇	五・四五〇	五・五	一五・六〇〇	九五・九六六	六・二
一〇	八〇〇	一〇・一三〇	一・七	七〇〇	五・一六六	七・三	一〇・六〇〇	一一八・九九九	一一・二
一一	一・〇〇〇	一三・九一一	一三・九	八〇〇	六・五九	八・二	一一・七〇〇	一五三・五九	一一・一
一二	六五〇	一八・四四七	二八・四	四三〇	七・一〇七	一六・八	七・五三〇	一六六・四〇三	一一・一
一三	六〇〇	九・一七五	一五・三	—	—	—	三・六〇〇	四一・〇八〇	一一・七

（備考）　大正十三年は東京及横濱は震災復舊の爲受理せず

六大都市以外の電話器附開通年度別申請數

年度	開通豫定數	申請數	開通豫定數に對する申請數の割合（倍）	年度	開通豫定數	申請數	開通豫定數に對する申請數の割合（倍）
明治四二	五〇一五	七四〇一	一・五	大正六	四三〇三	二〇一五四	四・七
四三	四七四三	六九六三	一・五	七	二三五四	三二七九	一三・九
四四	四四九	七八二四	一・八	八	四八八九	五五八七	一一・六
大正元	四二八一	七四二一	一・七	九	五四四九	六五一四八	一二・〇
二	四三五五	六九三一	一・六	一〇	六四六六	八〇八三	一二・六
三	二五〇〇	六一九四	二・五	一一	六九九九	九五九七	一三・八
四	一六九六	五一八五	三・一	一二	五七四三	一一九六四	一三・六
五	二五五	八五六八	三・三	一三	四九六	八七六九	一九・五

（備考）　大正十四年度以降の寄附開通に關しては掲載を省略す

六大都市電話特別開通申請數（其一）

年度	東京 豫開定數通	東京 申請數	東京 割合（倍）	大阪 豫開定數通	大阪 申請數	大阪 割合（倍）	京都 豫開定數通	京都 申請數	京都 割合（倍）	神戸 豫開定數通	神戸 申請數	神戸 割合（倍）
大正一四	—	—	—	五六四〇	一〇九三五	一・九	二三四五	八三四五	三・六	一七〇〇	三七〇五	二・二
昭和元	四〇〇〇	七三九	一・八	四一七七	九二二八	二・二	四三六五	一一九二八	二・七	四〇〇	一三四九	三・四
二	五四〇九	一四六四八	二・七	一〇七八	二一五三	二・〇	一七七二	四三六六	二・四	六二八	三九九八	六・四

年度	東京 豫開定數通	東京 申請數	東京 割合（倍）	大阪 豫開定數通	大阪 申請數	大阪 割合（倍）	京都 豫開定數通	京都 申請數	京都 割合（倍）	神戸 豫開定數通	神戸 申請數	神戸 割合（倍）
昭和三	二、四一〇	四、三四五	一、八	五六	九、七三	一、八	五六〇	一、二三三	二、〇	七一	四七七	六、二
四	三、六三四	一一、四四〇	三、二	一、〇二〇	三、〇二九	三、〇	三八二	一、三三三	三、五	三〇一	一、二三五	四、一
五	三、四五〇	六、六九六	一、八	一、五〇〇	三、〇六六	二、二	四〇〇	九、二	二、五	六五〇	一、九〇六	二、九
六	三九	八九八	二、三	五九五	六五五	一、七	二七九	四、二	一、七	九七	六六九	三、八
七	四、〇〇〇	一一、三五五	二、八	三、二八八	五、三七	一、七	一、〇五〇	一、七六二	一、七	五四	九六	一、九
八	三、六二〇	三八、六六五	一〇、七	三、〇〇〇	一四、五〇	四、九	六四〇	二、八二七	四、四	七三〇	三、五七一	四、九
九	四、五〇〇	六四、九九六	一四、二	三、六六〇	三八、二三	二三、五	八五〇	五、二六五	六、二	九四〇	五七、八	六、二
一〇	六、七六〇	六五、五六二	九、七	四、一四〇	六二、三〇五	一四、八	一、五五五	六、七三	四、四	一、四六〇	三、九五〇	九、六
一一	六、九二〇	九、二、八九三	一三、四	六、〇二〇	九九、四八七	一六、五	一、〇三〇	九、四八	九、五	一、六五〇	一九、三一〇	一一、七
一二	九、五七〇	一六八、四八一	一七、六	八、八五〇	一四六、三五	一六、五	一、八三五	三〇、二七三	一一、二	三、六三〇	三七、〇三六	一〇、三

六大都市電話特別開通申請數（其二）

年度	名古屋 豫開定數通	名古屋 申請數	名古屋 割合（倍）	横濱 豫開定數通	横濱 申請數	横濱 割合（倍）	總計 豫開定數通	總計 申請數	總計 割合（倍）
大正一四	二、〇二〇	六、三六	三、二	—	—	—	一一、七〇五	二九、三七	二、五
昭和元	二、七〇〇	七、七九〇	二、九	五	三七	七、四	一五、六六七	三七、六三	二、四
二	一、一三九	二、二三	一、九	四	一、二三	二、一	一〇、〇四七	二七、二四	二、七
三	一、二六三	四七五	一、七	六六	七六六	一、三	三、九〇六	七、四三	一、九
四	二五一	一、四六五	二、五	三三〇	六六六	二、三	六、二三七	一九、三五七	三、一
五	七五〇	一、三九五	一、九	二五〇	四九二	二、〇	七、〇〇〇	一四、四七	二、一
六	二九四	四三〇	一、五	二三	四八	二、一	一、四七五	二、八二	二、〇
七	一、七三	二、二二	一、三	二六九	四三〇	一、六	一〇、七五	二二、〇六一	二、一
八	一、二四〇	三、六七〇	三、二	二七〇	七五五	二、八	九、四〇〇	六四、〇七三	六、八
九	九四〇	六、二三	六、五	二六〇	一、二三〇	四、三	一〇、六四〇	二二、六四	二、四
一〇	一、五五五	六、二二	四、〇	四九〇	一、七三四	三、五	一五、九四〇	一五、五六	九、八
一一	一、〇五五	一〇、三六	九、八	三八五	三、九四九	一〇、三	一七、〇七〇	一三五、六三	一二、八
一二	二、三五	二、二三	九、七	九三〇	一二、七三	一三、四	二六、〇〇〇	二九五、九六	一五、二

（備考）大正十四年度は東京及横濱は震災復舊の爲め受理せず

六大都市以外の電話特別開通申請數

年度	開通豫定數	申請數	開通豫定數に對する申請數の割合（倍）	年度	開通豫定數	申請數	開通豫定數に對する申請數の割合（倍）
大正一四	一九、九四八	八五、三二	四、三	昭和四	四、三九〇	三六、六五六	二、五
昭和元	二四、六九四	二九、六四七	四、九	五	一〇、二五〇	二二、九三六	二、二
二	二七、一七七	一〇二、五三	三、八	六	五、四九二	八、六五五	一、六
三	一九、八八八	四一、三六八	二、一	七	一八、六六八	三二、〇九二	一、七

年度	開通豫定數	申請數	開通豫定數に對する申請數の割合（倍數）	年度	開通豫定數	申請數	開通豫定數に對する申請數の割合（倍數）
昭和八	一九、四二〇	三八、二四六	二、〇	昭和一一	二〇、〇三一	一一九、二二二	六、〇
九	一八、二七八	五六、〇四四	三、一	一二	二三、七二〇	二二七、八五四	二、八
一〇	一九、二五	七八、四九	四、一				

八、電話至急開通料、寄附金、特別開通設備費徴収

年度	東京	大阪	京都	横浜 名古屋 神戸	金澤 岡山 廣島	五級局	六級局	七級局	八級局	九級局	十級局	十一級局
明治四至大正四	一、五〇円	一、〇五円	一五〇円	一五〇円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円	一円
昭和三至五	一、〇五〇	一、七五〇	一五〇	二二〇	—	—	—	—	—	—	—	—
四	三〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
五	三〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二三〇	二三〇	二一〇	九〇	八〇	七〇	—	—
六	五〇〇	四〇〇	三五〇	三五〇	二三〇	二三〇	二一〇	九〇	八〇	七〇	—	—
七	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	八〇〇	二五〇	二五〇	二四〇	二二〇	二〇〇	一八〇	—	—
八	一、五〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	八〇〇	八〇〇	六五〇	五五〇	四〇〇	三五〇	—	—
九	一、二〇〇	一、一〇〇	九五〇	九五〇	七〇〇	七〇〇	五六〇	四八〇	三六〇	三〇〇	—	—
一〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	八五〇	八五〇	六〇〇	六五〇	五三〇	四二〇	三四〇	三〇〇	—	—
一一	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	八〇〇	六一〇	六一〇	五〇〇	四〇〇	三一〇	二八〇	—	—
一二至一〇七六	九〇〇	八〇〇	七〇〇	七〇〇	五三〇	五三〇	四三〇	三五〇	二六〇	二四〇	—	—
	五〇〇	四五〇	四〇〇	四〇〇	二七〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一五〇	一五〇	一五〇
	四六〇	四〇〇	三五〇	三五〇	二七〇	二四〇	二一〇	一八〇	一五〇	一二〇	一二〇	一二〇

六、電話收入狀況（調定額）

年度	資本勘定	業務勘定 切手收入	業務勘定 電話收入	業務勘定 計	合計
大正一	五、九〇二、五二円	二、六五六、〇三六円	五〇、二六、九二五円	五二、八〇二、九四二円	五八、七五五、五三二円
昭和元	二九、五六六、五三三	三、二五八、二六八	六〇、五九九、六五八	六三、六七七、八二六	九二、二四二、三五九
二	三六、三二二、一八三	三、三九一、〇八四	七〇、五二、九九九	七四、二四三、〇七三	一一〇、三五五、二六六
三	二九、八八八、二二二	三、六二二、三九六	七九、二〇一、二二八	八二、八二三、六二四	一一二、六四一、七二六
四	二七、三九九、九八一	三、七五五、一〇二	八八、二七二、八二三	九二、九六六、九七四	一〇九、二六六、九五五
五	二五、六八八、六〇九	三、八六八、七二四	九四、〇六六、六三二	九七、九〇七、三四五	一二三、五五五、九五四
六	一〇、六七四、五三五	三、八五四、〇六六	九八、二八〇、八二四	一〇二、〇六六、二二〇	一一二、七四〇、七五五
七	四、八八三、八四七	四、〇二二、三九三	一〇二、二四二、六二二	一〇六、二六四、〇二四	一一一、二四七、八一
八	一〇、二六六、六五二	三、九六六、〇四〇	一〇七、一〇七、三〇三	一一一、〇二二、二四三	一二二、二六九、九五
九	一〇、四一〇、二九六	四、一二五、〇六六	一一五、一七二、一九五	一一九、二〇六、二五一	一二九、七六六、六四七
	一〇、五二、七三〇	四、四二四、四五四	一二、六八八、七九	一二八、一二二、二二二	一二六、六五五、九二二

年度	資本勘定	業務勘定 切手收入	業務勘定 電話收入	業務勘定 計	合計
昭和一〇	二三、〇五一、三九円	四、六七二、九九円	一三、七七四、四九円	一三八、四五〇、四二円	一五一、五〇一、九〇円
一一	二二、三七七、七四八	五、三〇二、四三三	一四五、一一一、七九三	一五〇、四四四、三三六	一六二、七二一、九四

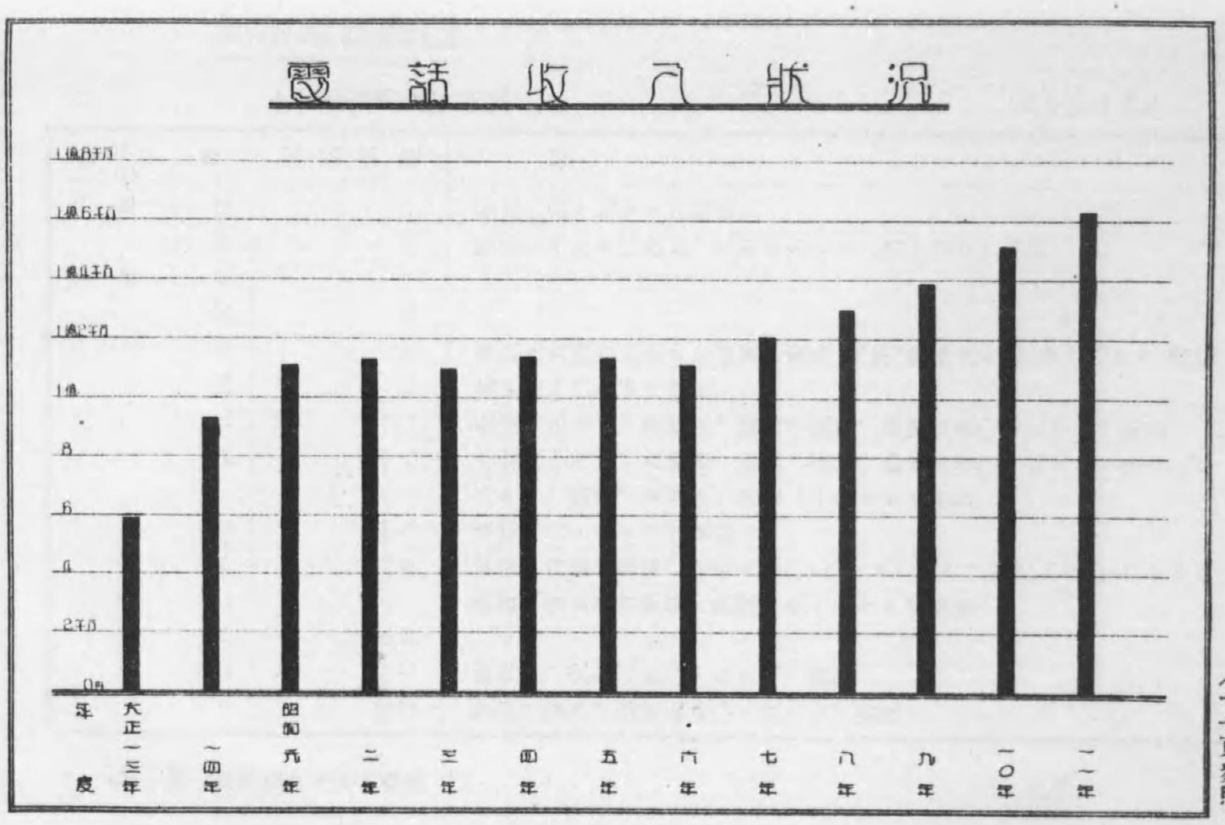

（七七頁參照）

放送無線電話

一、放送局施設狀況

各年度末現在

年度	放送局數	摘要
大正一三	一	東京（〇・五キロ）新設
一四	三	東京を一キロに改め、大阪及名古屋（各一キロ）新設
昭和元	三	
二	三	
三	七	東京及大阪各一キロに變更。廣島、熊本、仙臺及札幌（各一〇キロ）新設
四	七	名古屋一〇キロに變更
五	一二	金澤（三キロ）及岡山、福岡、長野、靜岡（各〇・五キロ）新設
六	一八	小倉（一キロ）及函館、新潟、高知、松江（各〇・五キロ）秋田（〇・三キロ）新設、東京第二裝置（一〇キロ）增設
七	一九	京都（〇・三キロ）新設
八	二五	前橋、濱松、德島、長崎（各〇・五キロ）福井、旭川（各〇・三キロ）新設大阪及名古屋第二裝置（各一〇キロ）增設
九	二五	
一〇	二七	鹿兒島、富山（各〇・五キロ）新設
一一	三〇	帶廣、山形、鳥取（各〇・五キロ）新設

二、聽取無線電話施設狀況（聽取者數）

年度	聽取者數	前年に比し增加數	增加割合	參考
大正一三	五、四三名	一名	一割	放送局數
昭和一四	二五、四九	二三、〇七六		〃
元	三五〇、二八三	一〇一、七八三	三、九四	〃
二	三七九、四九〇	一九、三〇八	〇、五三	〃
三	五三、〇七九	一八三、五九	四、八二	〃
四	六四七、一四五	八五〇、六六	一、五二	〃
五	七七〇、三一四	一三三、〇六九	一、九〇	〃
六	一、〇五四、七九三	二八四、五七八	三、六九	〃
七	一、四一六、〇七八	三六一、三六六	三、四三	〃
八	一、七一一、一三〇	二九六、〇四三	二、〇九	〃
九	一、九七六、二六九	二六四、一四九	一、五四	〃
一〇	二、四一八、七四八	四四三、四七九	二、二四	〃
一一	二、九〇〇、一四	四八一、四六	一、九	〃

（備考）一、大正十四年三月東京放送局試驗放送、同年七月本放送を開始す
二、昭和七年四月聽取料一圓を七十五錢に値下す
三、昭和十年四月聽取料七十五錢を五十錢に値下す

三、放送無線電話收入狀況（調定額）

年度	切手收入	電話收入	計	年度	切手收入	電話收入	計
大正一三	一円	二、六四九円	二、六四九円	各年六	四五、三〇〇円	一六、六六八円	六二、三四七円
昭和一四	一	三七、八四五	三七、八四五	七	五二、四八五	二五、三六八	七七、八五三
元	一	四一、七三二	四一、七三三	八	四八五、〇六六	三六、五五五	八二、四一
二	一六、六二	三六五、九八〇	四八二、六六二	九	四九五、六〇	四四、六五五	八六、一八五
三	三〇三、六〇〇	一〇一、五九九	四〇五、一九九	一〇	六四〇、一七三	五九九、四六	一、〇三五、六一九
四	三四四、一六四	一三九、七四八	三八三、九一二	一一	七六、七六六	四八三、九七七	一、二九、七七三
五	二八九、七九九	一四九、八四	四三九、五三				

圖表 十二

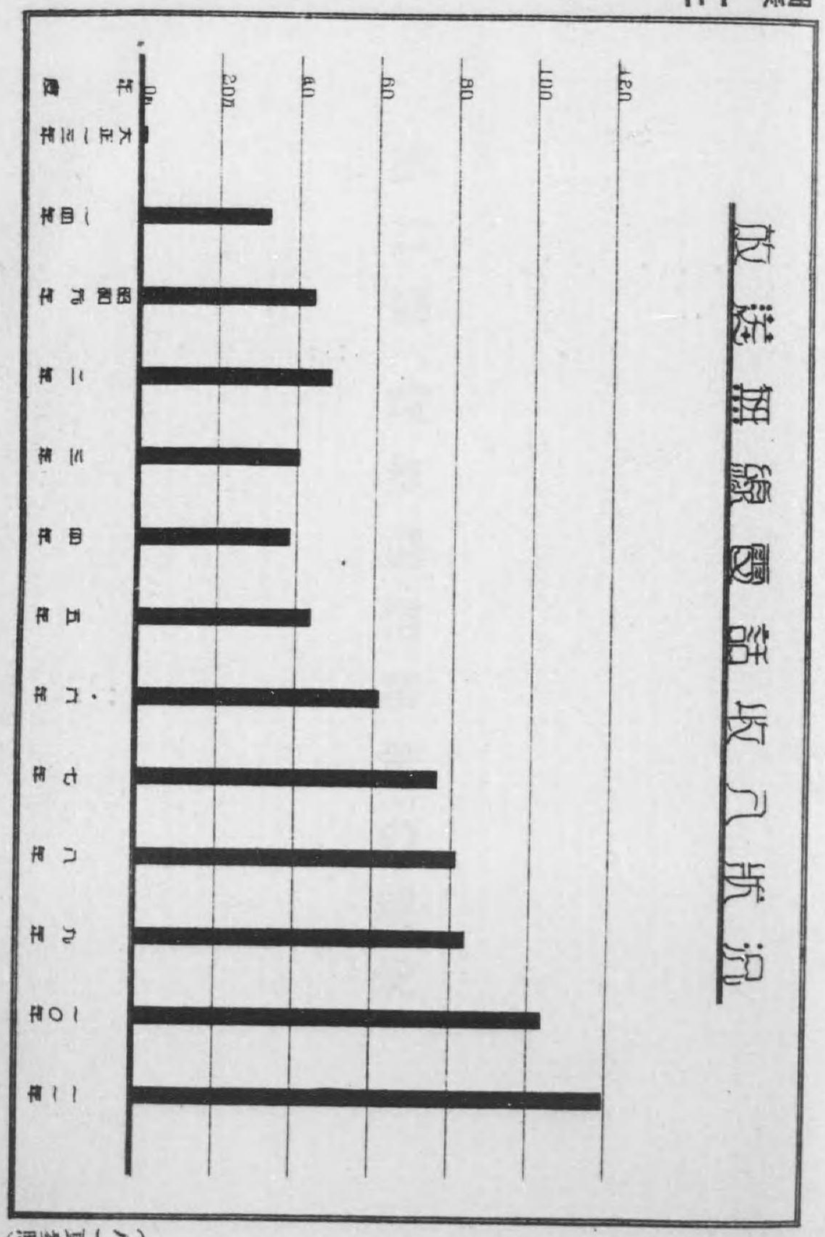
放送番組覆話坂八版況
120
100
80
60
40
20
0
大正一二年
同一三年
同一四年
昭和一年
同二年
同三年
同四年
同五年
同六年
同七年
同八年
同九年
同一〇年
同一一年

（八二頁參照）

第二編　電氣通信事業の現況

第二編　電氣通信事業の現況

昭和十一年度以降に於ける電氣通信事業の大勢

近時に於ける我が國力の進展は洵に目覺しきものあり、殊に客年七月支那事變の勃發するに及び、我が國は名實共に東亞の安定勢方となり、國際的地位に一段の重きを加ふるに至つた。この間にあつて國家社會の神經系統として國防、政治、經濟、文化其の他あらゆる方面に國家活動の基本的施設として重要なる役割を果して居る我が電氣通信事業も亦著しい躍進を示して居る。

茲に昭和十一年度より現在（十三年二月）に至る事業躍進の回顧を試み、明日の飛躍への資としやう。

國民の通信力特に電信電話の利用度は一國の産業文化の發達程度を示し、時の景況を最も正確に描き出すものである。この電信電話の利用は昭和八年以來增勢を辿り、昭和十一年度に於ては前年度に比し電信は五分、電話は一割一分の增加を示したが、殊に電信にありては昭和十二年中の內外發信有料通數は六千六百萬通を超え、前年同期に比し實に一割二分の激增を見たのである。

電話にありては、十二年度に於ける特別開通申請數は從來の記錄を遙に突破し、申込總數は架設豫定數の十二倍に達し特に六大都市に於て著增を見、十二年度に於て其の第一歩を踏み出した電話擴張計畫を以てしても到底之が需要に應じ得ざる狀況に立ち至り、財界活力の底知れざるを思はしめるものがあつた。この趨勢は電話の通話數にも顯はれ、市外通話は目覺しき增加を示して同線の異常なる繁忙を來し、商業通信として、經濟界の活躍に多大の寄與する

ところがあつた。電信電話の以上の如き躍進は一面支那事變の影響に依るべきも、進展を續くる我が國力、活況にある我が經濟界の反映に他ならぬ。

茲に昭和十二年度の電氣通信事業史上特記すべきことは、特別會計制度實施以來著々實現を見てゐた諸般の積極的施設に更に拍車を加ふべく、劃期的なる電信電話擴張及改良計畫が昭和十二度以降五ヶ年間の繼續事業として第七十議會の協賛を經たことであつた。

前述の如き我が電氣通信事業の目覺しき發展に對應して必然要請せらるゝものは、之と形影不離の關係にある電信電話機關の擴充整備であるが、この電信電話機關は昭和九年通信特別會計制度實施以來驚くべき擴充を見たのである。即ち電信に付ては昭和九年末に於て八千二百に過ぎざりし取扱局所が、昭和十一年度末に於ては約九千六百となり、更に十二年十二月には遂に一萬を突破するに至つた。又電話取扱局所にありても昭和十一年度末既に八千六百に及びしが、更に十二年の終りに至り九千七百に達し、又加入電話は昭和十一年度末には九十一萬四千に達し、十二年度末に於ては約九十七萬に及ぶ見込である。尚公衆電話も亦昭和九年度末以來約一千二百の增加を見、昭和十二年十二月に入りて約四千四百箇所に達した。この結果都會地に於ける一般商業の活躍に資し、一面地方にも電信電話通信の便を供與して農山漁村の更生に協力し、躍進日本の發展に貢獻するところ大なるものがあつた。

昭和九年末創定實施せられ、一般社會より非常なる好評を博した年賀電報制度は併せて昭和十一年末慶弔電報制度へと進展を見たのであつた。今や儀禮電報は年賀電報に止まらず慶祝弔慰に關するものも取扱はれ、本制度創始以來一ヶ年に過ぎざる現在に於て毎日全國に約一萬の取扱數に上る狀況より見て、今後益々一般公衆の利便を增大せしむるものと期待せらる。このことは近時愈々實用の域へと前進しつゝある寫眞電報に付ても同樣にして今後社會の需要に鑑み現在の取扱區間の擴張を期待せられてゐる。

尙客年五月には我國最初の航空機發著無線電報の取扱を開始し、航空機乘客及乘員の便益を圖り、又多年世人の要望してゐた全國鐵道停車場に電信取扱所設置の決定を見る等事業の擴充、サービスの改善は著々實現せられてゐる。

電話に於ては昭和十一年七月、臨時短期加入者の爲に臨時加入電話制度を創始し、尙サービス改善の一方法として同年八月公衆電話よりの通話範圍を擴張し、十一年末には電話通話制度にも改正を爲す所あつたが、本年一月に至り劃期的改正とも稱すべき新電話規則實施せられ、準法人の加入の途を開き、臨時電話の取扱範圍の擴張及料金の低減、他人名義搨載制度の改善及料金の低減をなし其の他卓上電話、長距離電話等に對する改善の如き幾多の懸案事項を解決し、以て本制度の單純化、事業內容の整備、料金の合理化を圖つたのである。又多年待望せられたる遠洋航路船舶と陸地間の無線電話通話に付ては十一年八月船舶無線電話通話規則の制定を見、先づ桑港航路秩父丸との通話を開始して太平洋に於ける斯業の先鞭をつけ我が無線電話史上に一エポックを劃したが、十二年八月には歐洲航路靖國丸にも優秀なる短波無線電話を裝置して通話を開始し船員船客に多大の利便を享受せしめてゐる。斯業の發展は新しき電話の分野として期待せられてゐる。

次に我が對外電氣通信事業について一瞥することゝする。支那事變の勃發を契機とする我國の大陸進出は極東の情勢に一大變革を齎したのであるが、東亞に於ける電氣通信界にも亦大なる變化が起らんとして居る。即ち近時愈々緊密の度を加へて來た日滿兩國に更に新興親日支那を加へた東亞ブロック結成の機運益々濃厚となるに伴れ、久しく歐米諸國の勢力下にあつた隣邦の通信界に我が勢力の目覺しき進出を見ることゝなつた。

國際電信網の充實に付ては引續き鋭意力を注ぎ來り日本無線電信株式會社をして、益々其の施設の擴充に努めしめ、昭和十一年中には諾威のオスロー、蘇聯邦のモスコー及中華民國の天津との間は無線回路を增設したる外、十二年度に入りて新たにサンチヤゴ、新京の二回路を加へ、今や我國の對外無線電信連絡は總數三十五回路に上り、亞弗利加大陸、大洋洲を除いては、地球上到る所と連絡し得ることゝなり、多年懸案の對外通信自由權確立も大體その形容を整へるに至つたのである。尙曩に事業の合理化と之が將來の擴充に備ふるが爲對外無線電話の中心を東京、大阪の二

點となすの方針を決定し、客年三月以來着々實現しつゝあるを以て業務の運行上に對公衆サービスの改善の上に顯著な效果を期待せらるゝに至つた。かくて無線設備の改善と共に之が利用は大いに增進し今日に於ては我國外國電報の五十六パーセントは無線に依り取扱はるゝに至り、之が海外支拂金を著しく減少せしめ、國際貸借の改善に寄與したるは素より、外國電報料金を低廉ならしめた效果も亦看逃し得ない所である。對外情報政策と離るべからざる關係にある對外放送電信制度は今日に於て益々其の重要性を痛感せらるゝ所なるが、疊に同盟通信社の設立に伴ひ一層充實擴張を見た本業務は十二年中に於て放送回數に、語數に格段の飛躍を見國際場裡に華々しき活躍をなしつゝあることは電氣通信事業の國策的使命に鑑み寔に同慶に堪えざる所である。

最近無線電話の長足なる進歩は遂に世界を打つて一丸とする一大國際無線電話網を形成するに至つたが、本邦に於ても昭和九年八月滿洲國との間に直接電話連絡を開設したるを始めとし、國際電話網の充實に付ては著々實現を期し昭和十一年度中に佛領印度支那及暹羅との間に夫々連絡を開始せるが、更に十二年四月には對アルゼンチンの新回路を加へ、既設の諸回路を以てすれば、今や我國電話の加入者は居ながらにして全世界の電話加入者の九二パーセント以上と通話し得るに到り、方に地球の裏側にまでその利用範圍を擴けられたのである。尙之が利用方法の改善方に付ても、土曜、日曜に低額料金制度の新サービス實施に依り次第に利用增を呼びつゝある。

昭和十一年十月我郵船會社所屬秩父丸と米國との間に通話連絡を開始し、之亦太平洋航路國際船舶通話の先鞭をつけ、更に十二年九月には歐洲航路靖國丸にも是が實施を見た。

豫て日滿一如の國策線として工事中の日滿連絡電話ケーブルも其の一部既に竣功し、本年二月に入りて大阪奉天間一回線も增設せられ曩に實施せられた東京大連間無線電話連絡と相俟つて日滿間電話施設に一段の光彩を添える事となつたのである。

次に時代の寵兒として、驚異的な發揮振りを見せてゐる放送事業に付て概略を述べて見よう。昭和十一年度中に約五十萬の增加を見て事業創始以來の記錄を示した聽取者數は十二年五月には既に三百萬を突破し、十月末に於て三百二十九萬に達し、人口千人當り四六・一九の普及となつた。放送局も十二年に於て宮崎、甲府兩局の竣工を見、總數三十二を算ふるに至つた。

放送無線電話は今や單なる慰安機關の域を脫し、報道教養の部門に於て偉大なる機能を發揮し、現在は更に國論の培養機關、國策遂行の推進機關として、その國家的使命は日に倍加するものあり、されば今次事變に際しては關係ニュースの速報、放送內容の改善向上を圖り、或は出征軍人家族の一部に對し聽取料竝に許可料免除の方法を講じ以て軍事扶助の精神を顯現する等銃後の國民團結に資する所測り難きものがある。

尙昭和十二年中に於ける我放送事業の著しき事象として東京中央放送局の百五十「キロワット」增力工事の竣工と海外放送施設の內容充實とを擧げねばならぬ。即ち近時國際情勢の複雜化に伴ひ各國に於ける既設設備の改善、大電力放送に依る國際電波戰に備へると共に一面日獨英佛西支葡の七ヶ國語を以て全世界に呼びかけることに依り海外同胞に慰安と感激を與ふると共に一般外國人及海外同胞に對して特に今次事變の眞相と帝國の眞意傳達に重大なる役割を果して居るのである。

最後に我が電氣通信事業史上に忘るべからざる一事は今次事變に際し、電信電話業務の異常なる繁忙に處し、全從事員の事業に對する信念、認識の愈々强化、闡明され堅忍不拔、不屈不撓の精神を以て遞信報國の實を如實に示しつゝある事であり、邦家の爲洵に力强き限りである。かくて物的設備の不備は全從事員の協心協力に依りて補はれ事業の使命遂行に文字通り晝夜を分たず奮鬪を續くる姿は眞に戰場の勇士にも比すべく躍進日本の面目躍如たるものがある。

圖表 十三

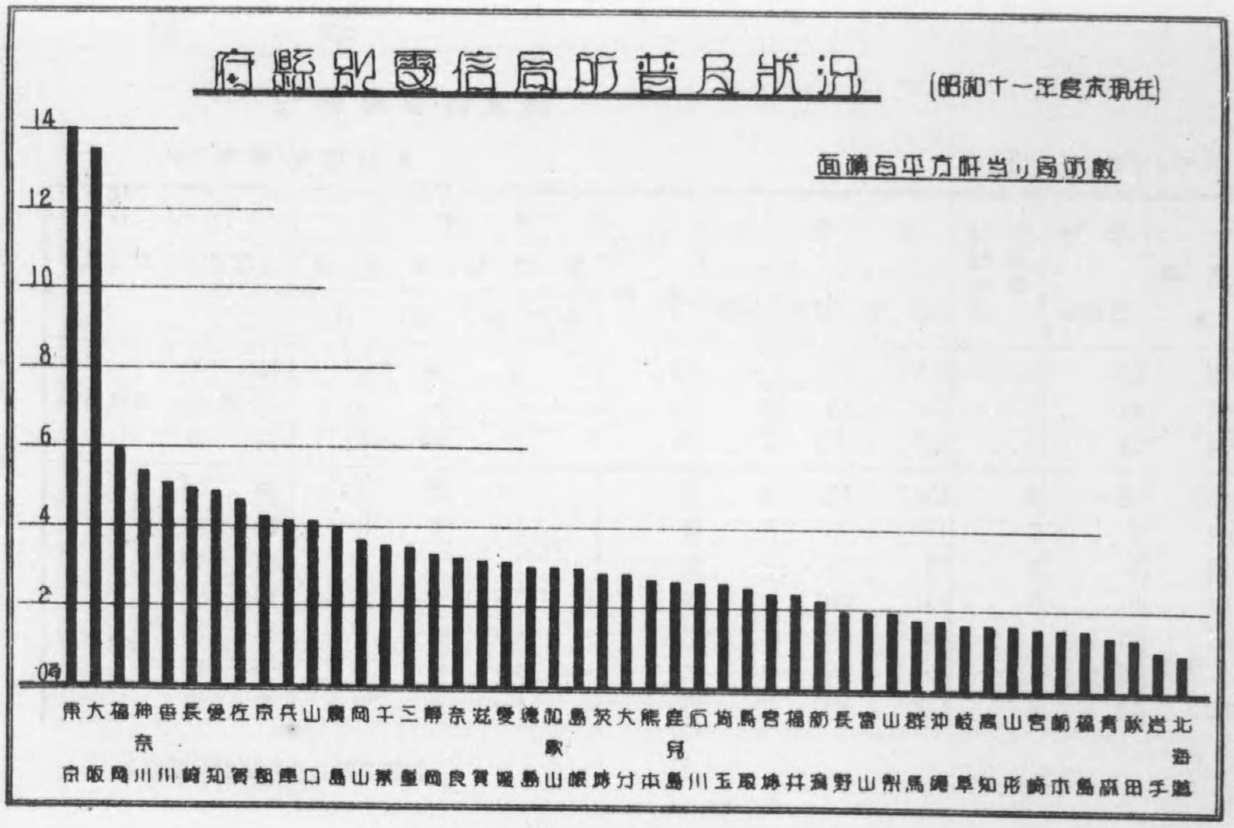
府縣別郵便局所普及狀況
(昭和十一年度末現在)
面積百平方粁当り局所數
14
12
10
8
6
4
2
0
東京
大阪
福岡
神奈川
香川
長崎
愛知
佐賀
京都
兵庫
山口
廣島
岡山
千葉
三重
靜岡
奈良
滋賀
愛媛
德島
加歌山
島根
茨城
大分
熊本
庭兒島
石川
埼玉
鳥取
宮城
福井
福島
鹿兒島
長野
富山
山形
群馬
沖縄
岐阜
高知
山梨
宮崎
鳥取
福島
青森
秋田
岩手
北海道

(八九頁參照)

電信

一、電信取扱局所

イ、有線電信局所

昭和十一年度末現在

逓信局別	道府縣別	一、二等局 郵便局 一等	二等	電信局 一等	二等	合計	三等局 特定	普通	合計	電信電話取扱所	電信取扱所	總計
東京都市	東京	一〇	五六	一	一	六八		二三	二三		二〇	三〇〇
	神奈川	三	九	一	一	一三	一	九	一〇	一	一二	一二六
	合計	一三	六五	一	二	八一	一	三二	三三	一	三三	四六
東京地方	新潟	二	四			六	二	二七	二九	三	四〇	二七八
	埼玉	一	四			五		八	八	七	七	一〇〇
	群馬	二	二			四		九	九	五	九	一二
	千葉	一	二			三	三	一五	一六	二	一三	一七八
	茨城	一	一			二	一	一五	一五	二	一五	一七六
	栃木	一	三			四	二	七	八	四	二	九九
	靜岡	三	三			六	一	二七	二八	三	一八	二五五

遞信局別		一、二等局 郵便局 一等	一、二等局 郵便局 二等	一、二等局 電信局 一等	一、二等局 電信局 二等	一、二等局 合計	三等局 特定	三等局 普通	三等局 合計	電信取扱所	電信取扱所	總計
	道府縣別											
	山梨	一	一			一		八四	八四		二	八七
	合計	一三	一九			三二	九	一、〇三二	一、〇四一	二六	一二五	一、二八四
名古屋	愛知	三	九			一二		二一七	二一七	一	一八	二四八
	三重	二	四			七		一七六	一七六	二	一六	一七三
	岐阜	一	三			四		一六〇	一六〇	一	七	一七三
	長野	二	五			七		二三三	二三五	三	三三	二六七
	福井	二	一			三	一	九三	九三		六	一〇六
	石川	一	二			三		一〇一	一〇一		七	一二
	富山	一	一			二		七〇	七〇		八	八三
	合計	二三	二五			二八	六	一、〇四八	一、〇五四	七	八四	一、一八三
大阪	大阪	五	二四	一		二〇		一八八	一八八		二七	二四五
	京都	三	八			二		一六三	一六三		一七	一九七
	兵庫	三	三	一		一六		二九〇	二九〇		三九	三四六
	奈良	一				一		一〇六	一〇八		一二	一三〇
	滋賀	一	二			三		一〇四	一〇五	一	一〇	二三九
熊本	熊本	一	一			二	三	一六四	一六七	二	二八	二〇二
	長崎	二	四			六	四	一八三	一八六	四	九	一八〇
	福岡	六	七			一四	三	二三六	二三九	六	四三	二九二
	大分	一	三			四	一	一四四	一四五	八	二三	一八〇
	佐賀	一	一			一	一	九七	九八		一四	一二四
	宮崎	一	二			一		一〇四	一〇四		一四	一三
	鹿兒島	一	二			三	一	二三三	二三四	二	一四	二四三
廣島	廣島	三	四			七	三	二九五	二九八	七	二八	二〇二
	鳥取	一	一			二		一八六	一八六	一	九	八八
	島根	一	三			四		二〇六	二〇七	一	一〇	二〇二
	岡山	一	二			三	二	二三〇	二三三		二三	二五八
	山口	二	四	一		八	一	二〇六	二〇七		二四	二四九
	香川	一	三			四	二	八二	八二		八	九五
	愛媛	一	三			四	一	一六五	一六六		八	一七八
	合計	一〇	二〇	一		三三	二	一、二三七	一、二四八	九	一〇	一、二九九
第二編　電氣通信事業の現況												九一

ロ、有線電信局所普及狀況

昭和十一年度末現在

遞信局別	道府縣別	郵便局 一等	郵便局 二等	電信局 一等	電信局 二等	一、二等局 合計	三等局 特定	三等局 普通	三等局 合計	電信電報取扱所	電信取扱所	總計
總計		九一	二七	四	六	三八	五九	七、五三八	七、五八七	九五	九一六	八、九一六
札幌	北海道	七	九		一	一七	六	六三〇	六三六	七	一七四	八二四
仙臺	宮城	一	二			三	一	一五〇	一五一	二	一八	一七四
	福島	一	三			四	二	一七八	一八〇		二六	二〇
	岩手	一	一			二		一三三	一三四	五	一三	一五四
	青森	二	一			三		一〇六	一〇六	五	二〇	一三四
	山形	一	三			四	一	一二七	一二八	一	一九	一五三
	秋田	一				一	三	一二六	一二九	三	二三	一五五
	合計	七	一〇			一七	九	八一九	八二八	一五	一九	九七九
沖縄	合計	一四	三		一	二六	一三	一、一七〇	一、一八三	三三	一五三	一、二九五

遞信局別	局所數 面積	局所數 人口	一局所に對する 面積	一局所に對する 人口	遞信局別	局所數 面積	局所數 人口	一局所に對する 面積	一局所に對する 人口
東京都市	四六	一〇・六 平方粁	一九、八五一 名	焦本	一、三九五	三一・九 平方粁	七、三二一 名		
東京地方	一、二八四	四〇・九	九、一五六	仙臺	九七九	六八・三	七、二二一		
名古屋	一、八三	四〇・三	七、八〇九	札幌	八二四	一〇七・七	三、七八八		
大阪	一、四二六	二七・〇	八、九九六	合計又ハ平均	八、九二六	四一・九	七、八八〇		
廣島	一、三九九	二八・〇	五、三六五						

（備考）人口は內閣統計局發表の昭和十一年十月一日現在の推計人口とす

ハ、無線電信局所

昭和十一年度末現在

遞信局別	道府縣別	無線電信取扱所	郵便局又は電信局に無線電信の裝置しあるもの 一等	二等	三等	計	總計
東京都市	東京	一	一			一	四
	神奈川	一					一
	船舶	二二					二八三
	計	二七四					二八八
新潟		一	一			一	二

逓信局別	道府縣別	無線電信局	無線電信取扱所	郵便局又は電信局に無線電信の裝置しあるもの 一等	二等	三等	計	總計
東京地方	千葉	一	一					一
	静岡	一	一					一
	船	三	三	一				四
	計	三	三	一				四
名古屋	愛知	一	一					一
	三重	一	一					一
	福井							
	石川							
	富山							
	船	一	一					一
	計	三	四	一				五
大阪	大阪							
	兵庫							
	和歌山	一						
	高知							
	船	一	一					一
	計	七	三九一	一	一	二	二	三九八

廣島	廣島							
	岡山							
	山口							
	船	一	一					一
	計	二	一四	一				一七
熊本	熊本							
	長崎	四						
	鹿兒島							
	沖縄							
	福岡	一	一					一
	大分	一	一					一
	船	二	九					一
	計	八	一五	三	一五	一九		四三
仙臺	山形							
	船							
	計							
	石狩							
	計	八	三九一	一		五	四	四〇四

逓信局別	道府縣別	無線電信局	無線電信取扱所	郵便局又は電信局に無線電信の裝置しあるもの 一等	二等	三等	計	總計
札幌	根室	一	一	一	一	一	一	一
	千島	一	四	一	一	一	一	七
	北見	一	一	一	一	一	一	一
	渡島	一	一七	一	一	一	一	一七
	船舶	三	三	一	一	一	三	二八
計		三	七三	一	二	二	四	八〇三

二、業務別無線電信局所

昭和十一年度末現在

業務別	局所數
固定局	六二
海岸局	三
航空局	二
船舶局	七七
無線標識局	二八
無線羅針局	二三

備考　一局にして二種以上の業務を取扱ふ局に付ては各々業務別に計上す

（註）固定局とは陸上相互間に無線電信に依り通信を爲す無線電信局を謂ふ

海岸局とは船舶と交信する目的を以て陸地に施設したる無線電信局を謂ふ

航空局とは航空機と交信する目的を以て陸地に施設したる無線電信局を謂ふ

船舶局とは船舶に施設したる無線電信局を謂ふ

無線標識局とは方位測定機の裝置を有する船舶に對し自ら其の位置を測定せしむる爲に特定の無線信號を發射する陸上無線電信を謂ふ

無線羅針局とは濃霧等の場合船舶より發する電波を方位測定機に依り測定し其の方位又は位置を判定して之を該船舶に通知する陸上無線電信を謂ふ

二、電信線路及線條

イ、有線電信線路及線條

昭和十一年度末現在

逓信局別	陸上 架空裸線 線路	線條	架空ケーブル 線路	線條	地下ケーブル 線路	線條	陸上 線條	水底 線條	心線
	粁	粁	粁	粁	粁	粁	粁	粁	粁
本省所管								一五、三九	一九、三七
東京都市	四九三	六、〇二七	四、四九六	四、一九四	一八七	二六、〇四四			
東京地方	四、七二七	三三、九〇一	六、一九四	六、六八〇	四九	六、六八〇	二三	五一	
名古屋	四、五〇七	三〇、三四五	三、七二六	一六、二九二	一三	一六、二九二			
大阪	四、〇八八	二八、二九六	二、九六六	二、二四	二、二四	二五、二二〇	四	二五	
廣島	五、四二〇	四二、四二九	三、二二三	六七	六七	六、一五六	三	二四	

遞信局別	陸上						水底	
	架空線			地下ケーブル				
	線路	線條	線路心線	線路心線	線條	線條心線	線路	線條
熊本	五、四九〇粁	三一、四四粁	二粁	一、五四八粁	五粁	三、八五七粁	七粁	二四粁
仙臺	四、五四一	二七、七八〇	二〇	二、五八六	二六	二、三三七	五	八
札幌	四、七四八	二五、七五八	八	二、〇二五	二七	二、四〇三	七	一五
計	三四、〇二三	三三四、九九〇	二三	二六、七五三	七七二	九八、九八九	一五、三七八	一九、七〇八

ロ、有線電信回線

昭和十一年度末現在

方式別	接續局數別							
	二局	三局	四局	五局	六局	七局	合計	
單信	五九四	三〇七	三八八	二五三	七三	一	一、五九八	七三
二重	二〇九	四	八				二三	八
結合單信	一	五二					五二	
四重	三四	一					三四	
交直二重双信	一						一	
自働	六	四					七	

現印波	七	三	一	一	一	一	一
寫信刷	三七	一	一	一	一	一	一
電信	一	一	一	一	一	一	一
電話（電信專用	一、二二三	六三	二六	一	一	一	一
電信電話共用	一、四七二	一、三二二	一五〇	一	一	一	一
計	三、五三六	一、七五三	五四四	二五四	七三	三	六、一六三

電信通信方式術語解說

晉響通信　晉響通信は相手局に於て手送するモールス符號を晉響に依つて耳にて聞き受信する方式なり

晉響單信（晉單）　晉響單信は一般に用ひらるゝ最も簡單なる通信方法にして二局以上數局（五、六局位迄）を同一回線中に接續し、其の中の任意の兩局間に交互に晉響による送受通信を行ふものとす（人員は各局一人）

晉響二重（二重）　一本の電線に晉響單信を二ヶ組合せたるものにして（從つて人員も二倍を要す）兩局間に送信受信（兩局共一人の送信一人の受信）を同時に行ふ方式なり（三局を限度とす）

直流音響四重（四重）　一本の電線に音響二重を二ヶ組合せたるものにして（從つて人員も二重の二倍を要す）兩局間送信受信（兩局共二人の送信二人の受信）を同時に行ふ方式なり（二局接續に限る）

結合重單信　一つの回線（一本の電線）に音響二重と音響單信とを組合せたものにして圖の如くABC三局を接續する回線に於てAC間は通信量多くAB間BC間は比較的閑散なる場合に應用しAC間は音響二重に依り、AB間BC間は音響單信に依り通信を行ふ方式なり

交直双信　一本の電線に交流と直流を電源とする異つた二つの二重通信を行ふ方式なり

圖の如く、東京靜岡間は直流に依り又東京濱松間は交流に依り同時に通信を行ひ得る方式にして（東京は送信二人受信二人靜岡濱松は共に送信一人受信一人を要す）靜岡濱松間は通信出來ざるものなり

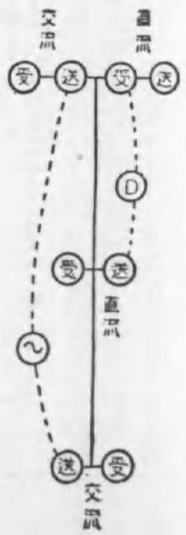

交直四重　第四項の直流音響四重と同一の通信方法なるも電源に交流と直流とを同時に使用したるものなり主に四重は本方式を用ひらる（二局接續に限る）

自働通信　豫め鑽孔紙に依り鑽孔紙と稱する特種の紙テープにモールス符號を鑽孔し之を自働送信機に掛くれば自働的に電流を送出して對手局の受信裝置を作動せしめ通信を行ふ方式なり（現在は大體自働二重を用ふ）

手送印刷　送信機鍵盤上の「キー」（歐文タイプライター式配置）を手で打ては直接其の文字に該當する電流が流出し對手局の受信機に至り、同樣の文字鍵を作動せしめ直に所要文字を印出し以て通信を行ふ方式なり

自働印刷　自働印刷鍵盤鑽孔機によりテープに特殊符號を鑽孔し、之を送信機に掛くれば當該文字が自働的に其の儘對手局の受信機に印出せらるゝ方式なり

現波通信　長距離海底電線に依り通信を行ふ場合モールス符號に依る通信法は靜電容量、インピーダンス等に依り通信電流に歪みを生じ之がために通信符號を不正確ならしむるを以てモールス符號に依らず左の如き波形符號を以て通信を行ふ方式なり

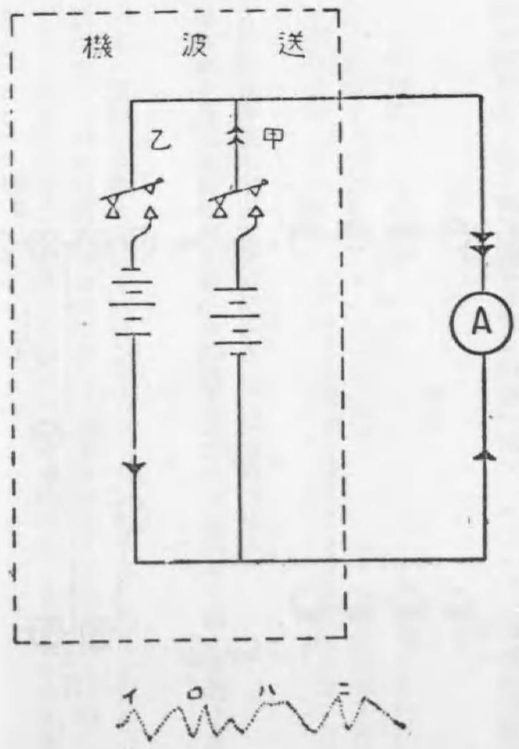

現波符號は送信機の甲電鍵を壓下すればA受信機に⬆符の方向に電流が作動し又乙電鍵を壓下すれば前と反對に⬆符の方向に作動す⬆符の方向（テープの上側）に現はれたるものは短符⬆符の方向（テープの下側）に現はれたるものは長符にして此の短長を組合せたるものなり

ハ、無線電信通信系統

昭和十二年十二月現在

無線電信に依つて公衆電報を送受する通信系統は次の通である。

一、移動局との通信系統

イ、海岸局航空局↑——↓船舶局航空機局

ロ、船舶局航空機局↑——↓船舶局航空機局

ハ、船舶局航空機局↑——↓海岸局航空局↑——↓船舶局航空機局

二、外國との通信系統

イ、東京——サンフランシスコ二系統、メキシコ、リオデジヤネイロ、ヴエノスアイレス、サンチヤゴ、ジユネーブ、ローマ、アムステルダム、オスロー、モスコー、マニラ、バンドン、サイゴン、バンコク、奉天、新京

ロ、大阪——ロンドン、パリ、ベルリン、ワルソー、上海、天津、孟買、ベールート、ハルビン、奉天

ハ、落石（北海道）——ペトロパヴロフスク

三、外地との通信系統

イ、東　京――京城、臺北、豐原、バラオ、大連
ロ、父　島――サイパン
ハ、札　幌――豐原
ニ、雅　內――大泊
ホ、大　阪――臺北、京城、清津、大連
ヘ、廣　島――京城
ト、鹿兒島――臺北
チ、那　覇――臺北
リ、佐世保――鳳山
ヌ、福　岡――蔚山
ル、嚴　原――蔚山

四、國內の通信系統

イ、東　京――札幌、新潟、父島、大阪、金澤、鹿兒島、福岡、龜山、箱根
ロ、大　阪――廣島、鹿兒島、東京、箱根、龜山、福岡
ハ、札　幌――東京、金澤
ニ、金　澤――東京、新潟、札幌
ホ、新　潟――東京、金澤
ヘ、廣　島――大阪
ト、鹿兒島――東京、大阪、那覇
チ、那　覇――鹿兒島
リ、父　島――東京
ヌ、福　岡――東京、大阪、嚴原、富江
ル、箱　根――東京、大阪、龜山
ヲ、龜　山――東京、大阪、箱根
ワ、富　山――立山
カ、富　江――女島、福岡
ヨ、嚴　原――福岡

五、內地と內地小島嶼間及小島嶼相互間との通信系統

以上の外、內地と內地小島嶼間に十五通信路又小島嶼間相互間に二十五通信路がある。

三、電信機械

イ、有線電信機械の概要

電信通信に始めて採用された機械はブレゲー指字機であつて本機は極めて幼稚なものであつたが、其の後モールス印字機の出現に依つて之に代へられた。爾來印字通信機時代、音響通信機時代を經て最近は最も新鋭優秀のものとして稱揚せられる印刷電信機時代へ進んでは寫眞電信機時代に移らんとする趨勢である。尙現時使用してゐる機械及其の效用は左の通りである。

機械名	實用開始時期	能率	用途
「ホヰートストン」自働機	明治十五年	モールス符號を自働的に且つ高速度に受信局の現字紙に印出せしめ通信するものにして一日の電報取扱通數一、二〇〇通以上	通信量多き重要回線に使用す
音響機	明治二十八年	モールス符號を手送に依り受信局に音響を以て現出せしむるものにして一日の電報取扱通數一一〇通乃至一、〇〇〇通	單信法に依るものは普通回線に又二重、四重等多重通信法に依るものは重要回線に使用す
現波機	明治三十年	モールス符號を自働的に波狀を以て受信局の現波紙に現出せしめ通信するものにして一日の電報取扱通數一四〇〇通以上	通信量多き長距離海底線に使用す
電信用電話交換機 電信自働交換機	明治三十二年 昭和二年	直通回線を有せざる市內局及近郊地局相互間に於て隨時に直通通信を爲す、爲中央局に於て回線の交換を爲すもの	東京、大阪、名古屋、京都等大都市局に施設す
氣送管	明治四十二年	空氣の壓力作用に依り管路に依て電報其のものを授受するものにして一日の電報取扱通數約二、五〇〇通	電報の一時に輻輳する大都市の中央電信局と市內局との間に施設す（東京、大阪神戸に實施）

機械名	實用開始時期	能率	用途
「チツカー電信機」	明治四十三年	電鍵の操縦により直接文字を電信機に印出するものにして一分時速度九〇字	相場通信用として株式取引所に送信機を設置し仲買店等各架設者に對し同時送信するものなり
「タイプライター」	大正三年	一分時速度（和文二五〇字、歐文三〇〇字）	全國一、二等電信官署に於て電報受信用として從來の筆書に替へて使用す
電鈕撒送機	大正九年	ベルトコンベヤー、コードキヤリヤ、コーブ等を使用す、何れも勞力に替へ機械的に電報を運搬するものにして通信の速達に資するものとす	多數の電信回線を收容し多數の電報を取扱ふ大局に實施す（東京、大阪、名古屋、神戸、京都、下關、長崎、札幌、横濱、岡山、金澤、鹿兒島、久留米）
「クラインシュミット」鍵盤孔機	大正十一年	タイプライターと同樣の文字鍵盤の按下に依り文字に相當するモールス符號を鑽孔紙に鑽孔せしむるものにして一分時の速度は和文歐文共略タイプライターに同じ	自働機又は現波機回線に使用す
印刷電信機（頁式）	昭和二年	自働的に文字を直接受信局の受信紙に印出せしむるものにして一日の電報取扱通數一、二〇〇通以上	歐文、和文の兩機あり、共に通信量多き重要回線に使用す
印刷電信機（貼附式）	昭和十二年	自働的に文字を直接受信局の現字紙に印出せしめ通信するものにして一日の電報取扱通數一、二〇〇通以上	歐文、和文の兩機あり、共に通信量多き重要回線に使用す
寫眞電信機	昭和五年	文字、繪畫若は寫眞等寫眞電報輯信級に記載したる形象其の儘を受信局に送信し受信局に於ては寫眞として再現せしむるもの	東京、大阪間に施設す

ロ、有線電信機械

集合通信機　昭和八年　電信回線の經濟的運用を計る爲多數の回線を其の回線數より少なき通信機に集約して運用するもの　現在東京、廣島、福岡、横濱に施設す

昭和十一年度末現在

種別	東京都市	東京地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	計
電話機	二〇六	九五四	二、〇七七	一、〇九三	一、二七	八二四	五八二	四〇八	七、二八〇
現字機									
單信	一	一	一	一	一	一	一	一	八
二重	八	一	一	一	一	一	一	一	八
音響機									
單信	五五	六八〇	九七七	九六三	六六四	七三四	五四八	四七六	五、五六六
二重	九五	三四	六三	一六九	七三	一〇八	三四	二四	六〇〇
交直四重	一〇	八	七	一二	五	九	四	六	六〇
交流双信	二	一	一	一	一	三	一	一	三
自動機									
二重	四四	五	四	四七	一六	三三	二	二九	一七八
現波自働									
單信	一	一	一	一	一	二	一	一	六
二重	二	一	一	一	一	八	一	一	一〇
和文印刷									
調歩手送	二	一	二	一〇	三	一	二	五	二五
調歩自働	一四	一	一	二	一	四	一	三	二六
歐文印刷									
多重式	二	一	一	三	一	三	一	一	八
調歩自働	三	一	三	三	一	一	一	一	九

種別	東京都市	東京地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	計
寫眞電信機	二			二					四
單信自働中繼裝置									
電信中繼盤	六		元	二	元	二	四	一八	一六八
同上（振動式）					五	三			八
同上（二一式）				六					七
寫眞電信中繼器						一			一
電信集信機	一								二
電信自働交換機	一			一					二
電信用電話交換機				一					三
電信監督機	一九	二	一四	二	三	三	二	九	一〇二
報時機	三	三	三	三	九	二	八	八	八五

（備考）表中單信自働中繼裝置とは自働中繼盤單信、電信中繼盤とは自働中繼盤（複流式高速度）、電信中繼盤（振動式）とは自働中繼盤（振動式）、報時機とは自働報時機を謂ふ

ハ、無線電信機械の概要

明治四十一年事業創始當初に於ける無線電信の機械は極めて幼遲なものを使用し、その通達距離も僅々百浬内外に過ぎなかつたが、その後無線科學は躍進的發達を示し電弧式、高周波發電機式、眞空管式等の發明相亞いで現はれ、通信距離は日に延長せられ國際間長距離通信にも利用せらるるに至つた。殊に放送無線電話の如きは眞空管の出現に依つて實用の域に進んだといふも過言ではない。

更に最近に至つては水晶を發振子とする水晶式送信機が發明さるるに至りその能率は愈々高度化されてゐる。現在使用されてゐる機械及その效用は大體次の通りである。

機械名	實用開始時期	摘要
火花式送信機	明治四十一年	電氣回路の一部に間隙を作り之に對する電壓を或る程度以上に高め該間隙に火花放電を起し、電氣回路に振動電流を生ぜしむる送信機にして之より發振する電波は減幅電波である。因に火花式送信機の使用は現在船舶に限られ且使用期限を附せられて居るのみならず遭難通信等に使用する極めて小電力のもの以外は新に施設することを禁ぜられて居る關係上其の數は漸次減少しつつある
發電機式送信機	大正十年	振動電流を直接高周波發電機に依り發生し持續電波を發射する送信機なり
眞空管式送信機	大正十二年	眞空管の發振作用を應用して振動電流を發生せしむる送信機にして之より發振する電波は持續電波である
水晶式送信機	昭和三年	水晶發振子に依り高周波電流を發生せしめ之を眞空管に依り增力して純粹にして安定なる持續電波を發射せしめる送信機である
オートダイン式受信機		檢波眞空管自體で振動電流を發生せしめ、之と信號電流との間にビートを生ぜしめ之を檢波して持續電波を受信する受信機である
スーパーヘテロダイン式受信機		局部發振器に依り振動電流を發生せしめ、之と信號電波との間に生じたるビートを檢波して生ずる中間周波數を幾段にも增幅して强大にし之を再び檢波するものにして微弱な信號電波をも受信し得るものである
無線方位測定機（方向探知機）		空中線の指向性を利用して電波の來る方向を測る受信裝置である、船舶等では通常枠型空中線を使用してゐる

二、無線電信無線電話機械

昭和十一年度末現在

種別	東京都市	東京地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	計
火花式送信機	八	—	—	七	—	二	—	—	一七
發電機式送信機	—	—	—	—	—	—	—	—	—
眞空管 小規模用送信機	二	三	三	四	—	一八	—	一	三二
眞空管 携帶用中波送信機	一	—	一	—	—	二	—	—	三
眞空管 電話送信機	四	—	—	二	二	五	—	—	二〇
眞空管 長中波送信機	一三	四	四	九	—	二〇	—	七	六三
眞空管 短波送信機	一六	二	二	—	—	二	二	六	二五
眞空管 超短波送信機	一	—	—	—	—	—	—	二	三
無線標識送信機	—	—	—	—	—	三	九	一七	二四九
長中波受信機	六〇	一四	二八	四八	二〇	五三	六三	六四	三三
放送受信機	五	四四	三九	三〇	三三	三六	一〇	一三	一九四
短波受信機	五五	一二	一六	二七	一三	四九	一〇	二	九
超短波受信機	二	—	一	一	一	一	三	一	一三
方向探知機	二	—	一	三	—	三	一	一	一三
記錄增幅機	三五	—	七	八	—	八	—	—	五八
同上 現波器	四八	—	七	六	—	三	—	—	六四
諸送信機 自働送信機	四九	一	九	八八	二	一四	—	五	八八
受信機附屬器 クライーシュミット（歐）	三六	—	一〇	—	—	—	—	—	四六
受信機附屬器 同上 甲種鍵盤鑽孔機（和）	一四	—	—	一〇	—	一	—	—	二五

無線電信無線電話術語解說

A一電波　振幅又は周波數が電信操作に依り變化する持續電波を謂ふ

A二電波　A一電波は鑛石檢波の如き簡單なる方法に依り受信し得ざる爲船舶遭難通信等の場合不便あるを以て鑛石受信機でも受信出來る樣に持續振動電流を斷續又は變調せしめて發生する持續電波を謂ふ

A三電波　無線電話の電波の如きものを謂ふ（振幅又は周波數が可聽周波數の複雜なる法則に從つて變化する持續電波）

A四電波　電視（テレヴイジョン）の電波の如きものを謂ふ、（振幅又は周波數が可聽周波數よりも大なる或法則に從つて變化する持續電波）

B電波　減幅振動電流に依つて生ずる電波即ち周波數は一定なるも振幅か最大に達したる後漸次低減する電波を謂ひ現行規定上其の對數減衰率〇、一六以下のものに限り使用し得るものとす、火花式送信機に依り發生する電波は之に屬し主として船舶遭難等の場合に於ける補助通信裝置として船舶に使用せらるゝ外一般には裝置し得ざることゝなり居れり因に對數減衰率とは減幅振動に於て同方向の相續く二つの最大振幅の比の自然對數のことなり

電波の周波數　一般に週期的變化又は運動の一秒間に起る回數を周波數と稱し、「サイクル」の單位にて表示せらる、電燈電力に使用せらるゝ電流は五十或は六十「サイクル」なるが、無線電信無線電話に使用せらるゝ電流即ち電波を發生する電流は大體一萬「サイクル」以上なり十乃至二十「キロサイクル」以上の周波數は無線電信無線電話に

使用せらるゝ以て之を無線周波數と呼び夫れ以下の電流は人の耳に依り聽き得るを以て可聽周波數と謂ふ現在法規に於ては一〇「キロサイクル」以上の交流を無線周波數として取扱ふことに規定せらる

電波長　電波長とは電波の一つの波動の長さを普通「メートル」の單位にて表はしたるものにして、その長さにより長波又は短波に區別せらる、最近に於ては波長三千米以上を長波、二百乃至三千米を中波、五十乃至二百米を中短波、十乃至五十米を短波、十米以下を超短波とす

尙電波の速度は周波數又は波長の如何に關せず毎秒三十萬粁に一定せるを以て「キロサイクル」の周波數にて三十萬を除すれば「メートル」にて現はす波長を求め得べし、之を逆にすれば波長より周波數を求め得べく、例へば千米は三百「キロサイクル」なる如し

短波長　短波長電波の使用は比較的最近にして之に依れば小電力を以て遠距離通信を爲し得る爲從來の遠距離通信用の長波長大電力は漸次短波のものに轉向しつゝあり只四季、晝夜波長及距離に依り大いに其の電波の傳播狀態を異にするを以て時に應じ適當なる波長を選定使用するを要す

標準電波　電波の周波數を正確に知ることは相當複雜なる裝置を要し困難なるを以て僞良なる裝置を有する所より正確なる周波數の電波即ち標準電波を放送し各局は之を受け自局の電波計を較正し又送信機を調整して周波數の偏差に依る混信妨害を少くすることを必要とするものなり

高調波　電波は基本波の外に其の二倍又は三倍といふ如き整數倍の倍數關係にある周波數の波を伴ふものにして、之を高調波と謂ふ

跳躍距離　短波長電波は特性上送信「アンテナ」より或仰角を以て發射され「ヘビサイド」層に衝突し反射して相當遠方の地表に達する、故に送信所に比較的近接せる所に於ても受信不能の範圍を生ずるを免れず此の範圍の外端迄の距離を跳躍距離と謂ふ

空中線電力　送信機から空中線に供給する電力を謂ひ、空中線に流るゝ高周波電流の自乘したるものと空中線抵抗の積にして「ワット」或は「キロワット」にて之を示す

「フエーディング」無線電信電話を遠距離にて受信中送信側の電力、電波長が一定であり、受信側に於ても受信機の動作狀態が一定なるに、其の受信音時々微弱となることあり是を「フエーディング」(褪勢)現象と謂ふも其の原因に付ては未た定說を得ず

VODAS

Voice Operated device Anti-Singing の略にして四線式の無線回路を二線式の加入電話回路に接續するのに用ひ、受話音が再び送話回路に入る結果起る鳴音(Singing)及反響を防ぐ爲めに、音聲電流に依り繼電器を働かしめ、送話中は送話側回路を、又送話中は受話側回路を遮斷せしむる裝置なり

VODAN

Voice Operated device Anti-noise の略にして、VODASの一種なり即ち送話すればその音聲電流に依り繼電器が働き、送話機より搬送波が出て受信機はその働作を停止し、送話を中止すれば搬送波は出なくなり受信機は働作狀態に戻る裝置なり

ホ、電信用タイプライター

電信通信の進歩の目覺しきことは、今更事新らしく述ぶることもないのであるが、通信方式に就いては、音響通信より自動機通信、自動機通信より印刷電信通信と逐次機械化せられ、主要局相互間は之等高等通信機に依つて結ばれ、疏通上充分なる能力を發揮してゐる。

一方受信作業上に就いて見るに、音響通信にありては、創始當時は、筆書により悠々淨書してゐたが、通信の激增

するに隨ひ鉛筆書によることゝなり、更に受信能率の向上と記載文字の正確を期するの見地より一層能率化する目的を以て、タイプライターを以て受信することゝし、大正の初頭より主要局に對し之を交付し、最初自動通信機に依り受信したる貼附信の謄書用として使用したるが漸次實際通信に之を使用することとし、順次各局に及ぼし主要局は殆んどタイプ化されてゐる。現在の配備數は次表の通りである。

昭和十一年度末現在

遞信局別	和文	歐文	計
東京都市	七、三三〇	二、七七〇	九、〇一〇
東京地方	二、〇二五	一、〇四九	三、〇七四
名古屋	五、六八八	八八八	六、五六六
大阪	九、七〇〇	二、四〇〇	一、二一〇
廣島	四、七〇〇	六二一	五、三二一
熊本	五、一三三	八七〇	六、〇〇三
仙臺	三、四四四	一、九一九	三、六三三
札幌	三、九九	三三三	四、三三二
合計	四、二一三	七九九	五、〇一二

四、電信從事員（特定三等局以上）

イ、從事員數

昭和十一年度末現在

遞信局別	通信書記	通信技手	通信書記補	通信事務員	計	電信集配手	信使	總計
東京都市	六四九	五	一、〇二二	一、〇三八	二、七二四	一、二一六	二二〇	四、〇五〇
東京地方	九四	—	一九七	三二一	六〇二	二五九	六九	九二〇
名古屋	二三六	—	三一七	四三七	九八〇	四四七	一〇五	一、五三三
大阪	五八三	四	一、〇六九	一、二一六	二、八七三	一、〇二五	二六七	四、一五四
廣島	一九六	—	三九〇	五〇三	一、〇八九	三八二	一二五	一、五八五
熊本	三五三	—	五五四	七〇六	一、六一三	五六九	一五五	二、三二七
仙臺	一〇〇	—	一八〇	二八一	五六一	二二五	七二	八六七
札幌	一五〇	—	二四三	三八五	七七八	三六〇	六九	一、二〇七
在外	一九	二	二三	一六	六〇	三九	四	一〇三
計	二、三七〇	二	三、九八五	四、八九三	一一、三五九	四、四二一	一、〇八五	一六、七六五

ロ、從事員の養成

從事員の養成機關として遞信官吏練習所及遞信講習所があるが、その概要は次の通りである。

一、遞信官吏練習所

遞信官吏練習所は遞信事業に必要なる特殊の學藝技術を教授する所で東京に設置せられ、其の分科、入學資格及修業年限左の通りである。

分科	修業學藝及技術	入學資格	修業年限
第一部行政科	郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險事業其の他遞信行政上必要なる學術	部内外の志望者にして入學試驗（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
第二部行政科	電信、無線電信事業其の他遞信行政上必要なる學術及特殊電氣通信術	部内の志望者にして入學試驗（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
第三部行政科	電話、無線電話事業其の他遞信行政上必要なる學術	部内外の志望者にして入學試驗（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
技術科	電信、電話、無線電信、無線電話其の他電氣通信の技術並業務上必要なる學術	部内外の志望者にして入學試驗（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
特別科	遞信事業に關する專門の學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より遞信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたるもの	二年
專習科	遞信事業に關する特殊業務又は學術	遞信官吏練習所又は遞信講習所高等科卒業者中所屬部局長の推薦に依る吏員中より遞信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたるもの	約六ヶ月
技術補習科	電信及電話に關する學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より遞信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたるもの	約六ヶ月

（備考）專習科は更に外國郵便科、無線電信技術科、外國電信業務科並無線電信通信科に分つ。

二、遞信講習所

遞信講習所は郵便局及電信局に於ける通信業務に從事する吏員の養成を爲す所で遞信局所在地（東京地方遞信局のものは靜岡）に設置せられ尙其の他數ヶ所に同支所を置かれてゐる。そして東京地方遞信局講習所は設備の關係上高等科第一部及普通科の養成定員の一部は之を東京都市遞信局講習所に依託養成する事になつてゐる。その所在地及分科、入學資格並修業年限は左の通りである。

（イ）所在地（所在地下欄は支所）

遞信局別	所在地	遞信局別	所在地
東京都市	東京	熊本	熊本
東京地方	靜岡	仙臺	仙臺
名古屋	名古屋　金澤	札幌	札幌
大阪	大阪		
廣島	廣島　下關	計	八
			四

（ロ）入學資格及修業年別

分科		修業學藝及技術	修業年限	備考
普通科		普通電氣通信術及遞信事業に必要なる學術	一年	入學試驗（高等小學卒業程度）に合格したるもの
郵便科		郵便、郵便爲替、郵便貯金簡易生命保險其の他遞信事業に必要なる學術	八ヶ月	入學試驗（高等小學卒業程度）に合格したるもの
高等科	第一部	高等電氣通信術及遞信事業に必要なる學術	一年	普通科卒業後一年以上電氣通信の實務に從事したるものにして入學試驗（中學校三學年修業程度）に合格したるもの
	第二部		一年	入學試驗（中學校四學年修業程度）に合格したるもの

靜岡を除く各本所に置く

東京及大阪に置く

三、其の他の養成機關

郵信局又は現業局に左記職員の養成設備あり。

一、電話事務員

二、通信工員

三、通信技工

五、電報利用状況

イ、種類別通數

（一）內國（日滿を含む）電報　　昭和十一年度

種別		發信			著信		
		和文	歐文	計	和文	歐文	計
有料	官報	六、八六四通	七、九三〇通	七六、五七三通	五六、三八、一〇四通	三三七、六二三通	五八、五四五、七二六通
	私報	五七、三三〇、八二二	二八、一五三	五七、四四八、九四四	一	一	一
	新聞	一二六、四四一	四六八	一二六、九〇九	五八、六七〇	九四二	五八、六二二
	課金	一七四、六六二	七、二四八	一八二、九一〇	二九三、三五一	七、六五九	二〇〇、四一〇
	小計	五八、三三〇、五六二	二三三、八二八	五八、四五四、三六〇	五八、六七〇、一二五	二三五、六二三	五八、九〇五、七四八
無料	計	六、四三五、九〇三	一二、八七八	六、四三八、七八一	九、六二九、四九九	三八、六三五	九、六五八、一三二
合計		六四、六四八、四六五	二四六、六九六	六四、八九二、一六一	六八、二九、六二四	二四一、二六六	六八、二六二、八八〇

（備考）本表は昭和十一年十一月內國電報總計表に依り推計したる全國（內地及在外局）の通數とす

（二）外國電報　　昭和十一年中

種別	通數			語數		
	發信	著信	計	發信	著信	計
至急電報	三、三四三通	二、四九二通	五、七三三通	三一、四五三通	三三、六七一通	五五、一二三通
後通常電報	一〇三、一七八	一七六、八七六	二七九、〇五四	一、三五一、三六八	一、二三六、一九七	二、五八九、五三五
後週電報	一五三、〇五五	一五七、八五二	三一〇、九〇六	一、八六六、二八二	一、八四五、三二六	三、七一一、五七七
官電報	六、三二二	四、九九七	一一、三〇九	二四六、〇三〇	二六五、七六一	五二三、八二一
至急隱語電報	一四、七六六	九、二〇九	二三、九五五	一一〇、八九	七、七七八	一八、八六七
隱語電報	七四七、二〇九	七〇四、二六三	一、四五一、四七二	八、七一〇、五〇〇	八、九一〇、五五七	一七、七〇一、二五七
隱語官電報	一七、四二〇	一七、五六八	三四、九九八	一、一九〇、五六六	一、五四七、九九九	二、七三八、四七七
電信電報	二六、三二四	四二、六七四	七〇、九八八	一、〇三二、四四二	一、四八二、七〇六	二、五〇五、一四八
祝賀電報	四、五二二	三、一五五	七、六七四	五一、二二四	三八、一八三	九〇、三九七
至急新聞電報	二九五	二、九〇七	四、二〇〇	六、三七二	一九〇、一六一	一九六、五三三
新聞電報	二〇〇、四四二	四二、二七五	二四二、二一八	一、〇五五、九七二	一、八二五、〇五四	二、九一一、〇二五
後週新聞電報	四、〇二四	八、七二〇	一二、七五四	二八八、〇四二	四六八、一二九	七五六、一八一
合計	一、二二二、六〇八	一、一七三、九五二	二、三六六、五六〇	五、九九四、二六九	七、九六三、五二二	三、九五七、八二一

ロ、局所等級別通數　　昭和十一年度

月別	昭和十一年四月	五	六	七	八	九	十	十一	十二	昭和十二年一月	二月	三月	計
發信 有料	四、九九四、四〇〇	四、七三六、八八五	四、七八、九五七	四、七五七、四四七	四、七七、四七六	四、七七、五七七	四、七七、六三〇	四、七七、六六八	四、七七、六九七	四、七七、七二七	四、七七、七五七	四、七七、七八七	四、七七、八〇八
發信 無料	四、八四、六三三	四、八四、六六六	四、八四、六九九	四、八四、七三二	四、八四、七六五	四、八四、七九八	四、八四、八三一	四、八四、八六四	四、八四、八九七	四、八四、九三〇	四、八四、九六三	四、八四、九九六	四、八四、一〇〇九
著信 有料	五、〇一九、九三八	五、〇一八、九七七	五、〇一八、一〇一六	五、〇一八、一〇五五	五、〇一八、一〇九四	五、〇一八、一一三三	五、〇一八、一一七二	五、〇一八、一一八一	五、〇一八、一一九〇	五、〇一八、一二二九	五、〇一八、一二六八	五、〇一八、一二七七	五、〇一八、一二八六
著信 無料	九、五〇〇、五四五	九、五〇〇、五七四	九、五〇〇、六〇三	九、五〇〇、六三二	九、五〇〇、六六一	九、五〇〇、六九〇	九、五〇〇、七一九	九、五〇〇、七四八	九、五〇〇、七七七	九、五〇〇、八〇六	九、五〇〇、八三五	九、五〇〇、八六四	九、五〇〇、八八三
中繼信	一、六九七、〇一〇	一、六九七、〇二〇	一、六九七、〇三〇	一、六九七、〇四〇	一、六九七、〇五〇	一、六九七、〇六〇	一、六九七、〇七〇	一、六九七、〇八〇	一、六九七、〇九〇	一、六九七、一〇〇	一、六九七、一一〇	一、六九七、一二〇	一、六九七、一三〇
總計	三、一七八、八〇八	三、一八〇、五四五	三、一八〇、八四四	三、一八一、一三三	三、一八一、四二二	三、一八一、七一一	三、一八一、一〇〇〇	三、一八一、一二八九	三、一八一、一五七八	三、一八一、一八六七	三、一八一、二一五六	三、一八一、二四四五	三、一八一、二七三四

備考　本表中ニハ日滿電報ヲ含ム

(一)　內國電報　八月別通數

等級別	特二等	一等	二等	三等	電信取扱所	電信取扱所	三等郵便局	三等郵便局	無線局所	無線局所	計
	內	外	內	外	內	外	內	外	內	外	內
發信 有料	一、七八七、五七七	一、七八七、五七七	一、〇一一、四七六	一、〇一一、四七六	一、四一八、〇〇〇	一、四一八、〇〇〇	三、三六九、四四〇	三、三六九、四四〇	四、一八〇、〇七七	四、一八〇、〇七七	一、八四五、四七四
發信 無料	一、九三、三七〇	一、九三、三七〇	一、〇一九、五五五	一、〇一九、五五五	一、天九〇、〇〇〇	一、天九〇、〇〇〇	一、三一八、〇四〇	一、三一八、〇四〇	一、三五、〇〇〇	一、三五、〇〇〇	一、四三六、〇三〇
著信 有料	二、一一五、〇八〇	二、一一五、〇八〇	一、四五〇、〇七六	一、四五〇、〇七六	一、三一七、〇八〇	一、三一七、〇八〇	三七九、〇一一	三七九、〇一一	三、一八二、〇一一	三、一八二、〇一一	五、五〇〇、一九八
著信 無料	九、九〇〇、五四五	九、九〇〇、五四五	一、一九三、〇五〇	一、一九三、〇五〇	一、四一七、〇四〇	一、四一七、〇四〇	八、九三、一一一	八、九三、一一一	三、三五、〇〇〇	三、三五、〇〇〇	一、四三五、〇五〇
中繼信	一、九九七、〇一〇	一、九九七、〇一〇	一、五九七、〇二〇	一、五九七、〇二〇	一、四七七、〇三〇	一、四七七、〇三〇	一、八九七、〇四〇	一、八九七、〇四〇	一、六九七、〇五〇	一、六九七、〇五〇	一、六九七、〇六〇
總計	三、一八七、八〇八	三、一八七、八〇八	二、一七七、五四五	二、一七七、五四五	二、八四〇、四二三	二、八四〇、四二三	四、五六八、〇四〇	四、五六八、〇四〇	三、一八〇、〇一一	三、一八〇、〇一一	三、五〇〇、一九八

昭和十一年度

(二)　日滿電報（再掲）

月別	發信	著信	計
昭和十一年四月	一九五、一〇五通	二二六、〇〇五通	四二、二一〇通
五月	一〇二、八三二	二二一、九六六	三九四、七九八
六月	一六七、八二〇	一八七、八〇二	三五五、六〇二
七月	一七二、二四三	一八九、九〇三	三六二、二四六
八月	一七四、〇一六	一九二、二〇三	三六七、二一九
九月	一七二、四八八	一九二、〇八五	三六五、五七三
十月	一八七、七二二	二二二、四二一	四〇一、一二四
十一月	一八五、六二二	二〇八、九〇五	三九四、五七七
十二月	二〇四、二一〇	二〇七、八九七	五二一、二〇七
昭和十二年一月	一九〇、八三二	二二六、〇六四	四〇六、八九六
二月	一七二、〇六六	一九五、四〇二	三六八、五八八
三月	二二二、七五〇	二〇七、二四〇	五〇六、〇九〇
合計	二、二六六、八七七	二、二七八、一八八	四、八五五、〇四九

備考　昭和十一年四月ヨリ料金計算方法ノ變更ニ因リ語數調査ヲ廢止ス（通數ニ依ル統計ヲ算出ス）

(三)　外國電報

昭和十一年度

月別	發信 有料	發信 無料	著信 有料	著信 無料	中繼信	總計
昭和十一年四月	一〇七、八五五通	九、六八八通	一〇七、〇八二通	一〇、九九九通	二九六、二五五通	五二、〇九九通
五月	一一四、七五〇	九、一九八	一一二、八四九	一〇、四四四	二〇八、〇二〇	五五、二二一
六月	一一二、二〇七	九、五六九	一〇八、六二一	一〇、九二六	二〇四、七二二	五四七、一五五
七月	一一六、七五六	一〇、五四九	一一四、五六四	一一、九九四	二一六、二二四	五七〇、二〇七
八月	一一二、五九〇	九、六七五	一一二、六九二	一一、二五八	二〇九、二五九	五五五、七一四
九月	一一二、五六六	一〇、四一二	一一九、二二七	一一、六八二	二二二、六九五	五六六、七一二
十月	一一五、九七七	一一、〇二四	一一五、六四二	一一、七〇二	二四一、一一四	六二七、五七〇
十一月	一二〇、六九九	一〇、四五五	一一八、二八〇	一一、八七七	二二九、二五一	五九〇、六四二
十二月	一四八、五二四	一二、八二七	一四〇、九二七	一四、四六一	二九二、六七〇	七一〇、二八九
昭和十二年一月	一二四、六二九	一〇、五二七	一二四、二八八	一二、六八〇	二六二、四〇二	六五五、四九七
二月	一一五、九二〇	八、九五七	一〇九、五六六	一一、〇二七	二二四、五一一	五六〇、九八一
三月	一四一、四九二	一一、六四〇	一二五、一九九	一四、五二〇	二七七、一九五	六二一、〇六六
計	一、四六六、〇八五	一二四、五二二	一、四九九、一一八	一四五、六四〇	三、九九七、六九九	七、一八二、六二三

（四）外國無線電報（船舶發著）　　昭和十一年度

月別	通數 發	通數 信	通數 著	通數 信	通數 計	語數 發	語數 信	語數 著	語數 信	語數 計
昭和十一年四月		三、三三〇通		一、四七三通	四、七〇三通		三、一〇一通		三六、九四〇通	五八、〇四一通
五月		三、六一七		一、五二八	五、一三五		三六、〇一一		三四、三三七	六二、三四八
六月		三、一八六		一、六八五	四、八七一		三七、四八七		三七、一六九	六四、七六六
七月		三、三六〇		一、六〇九	四、九六九		三六、〇四二		三四、九一五	六二、九七七
八月		三、七六六		一、五七七	五、二九三		三九、一一六		三三、三七七	六二、六六三
九月		三、四一一		一、六三七	五、〇七八		三六、一三四		三四、三六六	六〇、四七〇
十月		三、九一三		一、九六三	五、八六六		四一、八三〇		三〇、五九一	七二、四一一
十一月		三、六六三		一、七四二	五、四〇五		三九、七四九		二八、六四八	六八、三九七
十二月		四、二三七		二、四〇五	六、六六二		四九、〇四九		三六、九五五	八六、〇一四
昭和十二年一月		三、五八六		二、二四九	五、八三五		三六、九六六		三六、〇〇九	六四、九八五
二月		三、〇六六		一、七五八	四、八二四		三二、六一一		三四、二八九	五五、九〇〇
三月		二、三三六		一、二九六	三、六三二		一八、九八二		三二、二一九	四一、一〇一
計		四一、三八一		二〇、八九二	六二、二三三		四四〇、〇九八		三二〇、〇八五	七六〇、一六三

二、府縣別通數　　昭和十一年度

選信局別	道府縣別	內國電報 發信	內國電報 著信	內國電報 計	外國電報 發信	外國電報 著信	外國電報 計
東京都市	神奈川	九、〇六六、三九五通	八、九二三、四九四通	一七、九三一、八三五通	三一、九九三通	三〇八、四八八通	六二八、四一一通
	東京	一、四六六、三九六	一、四四四、二四六	二、八八二、六四二	二一六、八〇五	一〇八、六七〇	三二五、四九五
	計	一〇、五六七、七五五	一〇、三七七、七四〇	二〇、八五四、五五	四三六、七八八	四七一、五六	八三一、九四六
東京地方	新潟	一、〇八三、九三	一、〇八二、九四四	二、一六六、九三七	三六四	三三六	七〇〇
	埼玉	三五九、八三二	四四四、三五五	七八四、三七七	五六	九八	一五四
	群馬	四二二、六六六	四八八、八九〇	八三二、五四六	一五二	一八〇	三三二
	千葉	五一〇、六九二	六五五、三四七	一、一七七、〇五九	二六五	二七七	五六二
	茨城	四九三、一〇三	五七三、二九二	一、〇六六、三九五	一〇九	一〇七	二二六
	栃木	三二二、九三三	三九九、一一六	七九二、〇四九	一九七	一五四	三五二
	群馬	一、一一六、二九八	一、三六六、八四八	二、四三二、一四六	四、二六三	四、三一七	八、五八〇
	山梨	二三八、二三五	二六九、三〇三	五〇七、五三八	二二九	二三七	四八六
	計	四、六一七、七六二	五、一四〇、二六五	九、五八八、〇二七	五、六三五	五、七四六	一一、三八一
	愛知	二、二五〇、〇四八	二、一一七、八一一	四、四二一、八九九	三九、四九七	三七、一〇〇	七八、五九七
	三重	六三二、〇八八	七〇五、一一三	一、三三八、一八一	二一三八	二、三九四	四、七二三
	岐阜	五六〇、三三五	五九八、二二二	一、一二六、四五六	八四七	八三五	一、六八二

郵便局別	道府縣別	發信 内國電報			發信 外國電報		
		著信		計	著信		計
名古屋	愛知	七〇六、六八二	五四、〇〇四	七六〇、六八六	三五、九九二	四四、四五五	七九、四四七
富山	富山	五五、四七四	一、二二六、〇三〇	一、二八一、五〇四	三、〇〇九、五三三	三、二六二	三、〇一二、七九五
福井	福井	五六、八四〇	一、二二、三二一	一、二七八、一六一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
長野	長野	六三、〇〇二	一、二二、三二一	一、二八五、三二三	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		二、六六、二二二	一、二二、三二一	三、八八八、四四四	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
大阪	大阪	一、六六、二二二	一、二二、三二一	三、八八八、四四四	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
京都	京都	六八、二二二	一、二二、三二一	一、二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
兵庫	兵庫	三、四五、〇〇〇	一、二二、三二一	三、四五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
奈良	奈良	三〇、〇五五	一、二二、三二一	三〇、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
滋賀	滋賀	三、四二、〇五五	一、二二、三二一	三、四二、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
和歌山	和歌山	三〇、〇五五	一、二二、三二一	三〇、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		三、六六、二二二	一、二二、三二一	三、八八八、四四四	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
鳥取	鳥取	一、六六、二二二	一、二二、三二一	三、八八八、四四四	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
島根	島根	三、六六、〇〇〇	一、二二、三二一	三、六六、〇〇〇、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
高徳	高徳	三、九八、二二二	一、二二、三二一	三、九八、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
愛媛	愛媛	五、六六、四八八	一、二二、三二一	五、六六、四八八、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		三、九八、二二二	一、二二、三二一	三、九八、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
名古屋	長野	七〇、六八六	一、二二、三二一	七〇、六八六、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
富山	富山	五五、四七四	一、二二、三二一	五五、四七四、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
福井	福井	五六、八四〇	一、二二、三二一	五六、八四〇、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
長野	長野	六三、〇〇二	一、二二、三二一	六三、〇〇二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		二、六六、二二二	一、二二、三二一	二、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
大阪	大阪	一、六六、二二二	一、二二、三二一	一、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
京都	京都	六八、二二二	一、二二、三二一	六八、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
兵庫	兵庫	三、四五、〇〇〇	一、二二、三二一	三、四五、〇〇〇、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
奈良	奈良	三〇、〇五五	一、二二、三二一	三〇、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
滋賀	滋賀	三、四二、〇五五	一、二二、三二一	三、四二、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
和歌山	和歌山	三〇、〇五五	一、二二、三二一	三〇、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		三、六六、二二二	一、二二、三二一	三、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
鳥取	鳥取	一、六六、二二二	一、二二、三二一	一、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
島根	島根	三、六六、〇〇〇	一、二二、三二一	三、六六、〇〇〇、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
高徳	高徳	三、九八、二二二	一、二二、三二一	三、九八、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
愛媛	愛媛	五、六六、四八八	一、二二、三二一	五、六六、四八八、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		三、九八、二二二	一、二二、三二一	三、九八、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
名古屋	長野	七〇、六八六	一、二二、三二一	七〇、六八六、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
富山	富山	五五、四七四	一、二二、三二一	五五、四七四、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
福井	福井	五六、八四〇	一、二二、三二一	五六、八四〇、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
長野	長野	六三、〇〇二	一、二二、三二一	六三、〇〇二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		二、六六、二二二	一、二二、三二一	二、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五

郵便局別	道府縣別	發信 内國電報			發信 外國電報		
		著信		計	著信		計
名古屋	愛知	七〇、六八六	五四、〇〇四	七六〇、六八六	三五、九九二	四四、四五五	七九、四四七
富山	富山	五五、四七四	一、二二、三二一	一、二八一、五〇四	三、〇〇九、五三三	三、二六二	三、〇一二、七九五
福井	福井	五六、八四〇	一、二二、三二一	一、二八五、三二三	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
長野	長野	六三、〇〇二	一、二二、三二一	一、二八五、三二三	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		二、六六、二二二	一、二二、三二一	三、八八八、四四四	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
大阪	大阪	一、六六、二二二	一、二二、三二一	三、八八八、四四四	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
京都	京都	六八、二二二	一、二二、三二一	一、二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
兵庫	兵庫	三、四五、〇〇〇	一、二二、三二一	三、四五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
奈良	奈良	三〇、〇五五	一、二二、三二一	三〇、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
滋賀	滋賀	三、四二、〇五五	一、二二、三二一	三、四二、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
和歌山	和歌山	三〇、〇五五	一、二二、三二一	三〇、〇五五、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		三、六六、二二二	一、二二、三二一	三、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
鳥取	鳥取	一、六六、二二二	一、二二、三二一	一、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
島根	島根	三、六六、〇〇〇	一、二二、三二一	三、六六、〇〇〇、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
高徳	高徳	三、九八、二二二	一、二二、三二一	三、九八、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
愛媛	愛媛	五、六六、四八八	一、二二、三二一	五、六六、四八八、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		三、九八、二二二	一、二二、三二一	三、九八、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
名古屋	長野	七〇、六八六	一、二二、三二一	七〇、六八六、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
富山	富山	五五、四七四	一、二二、三二一	五五、四七四、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
福井	福井	五六、八四〇	一、二二、三二一	五六、八四〇、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
長野	長野	六三、〇〇二	一、二二、三二一	六三、〇〇二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五
計		二、六六、二二二	一、二二、三二一	二、六六、二二二、三二一	一、二二、三七七	四、四八八	一、二六六、二六五

遞信局別	道府縣別	內國電報			外國電報		
		發信	著信	計	發信	著信	計
	秋田	五三七、九八〇通	五四三、二七〇通	一、〇八〇、二七五通	二三八通	二四〇通	二七〇通
	山形	五九七、二六〇	五七七、二二	一、一八四、三八二	六〇	八〇	一四〇
	計	三、八九三、三八二	四、〇八四、五六	七、九七七、〇七	八四	九六〇	一、八四四
札幌	北海道	四、四〇一、八九二	四、二八四、一三	八、六六六、〇二四	一六、〇八二	一四、九八八	三一、〇九六
總	計	五八、四〇六、二六三	五八、八五五、五三	一一七、二七一、八六六	一、三九六、四三	一、三一一、五四四	二、六七〇、九七七

（備考）一、公衆電報のみを計上す
二、船舶及在外局の取扱にかゝるものを除く

圖表 十四

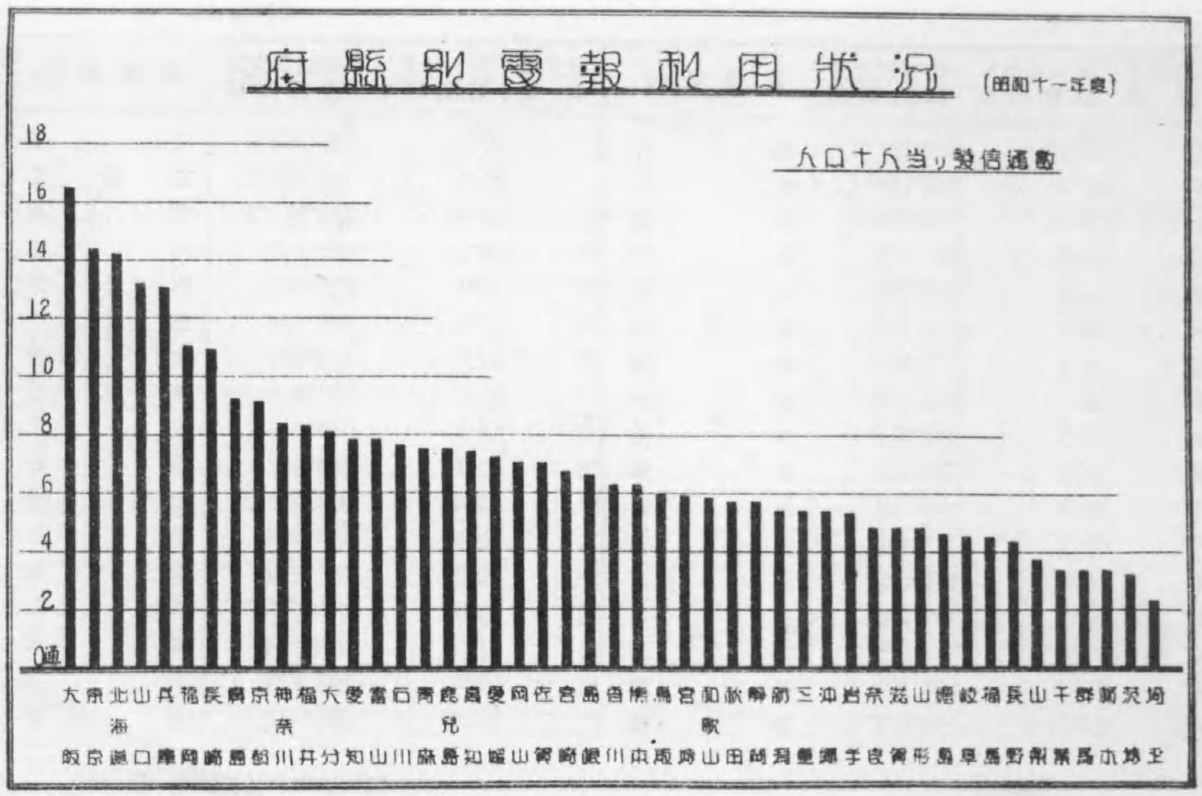

（一二五頁參照）

ホ、人口當通數

昭和十一年度

道府縣別	發信内外國電數	發信人口十人當通數	順利用位率
東京	九、三七八、三六〇通	二三、六五五通	一
神奈川	一、五七五、二〇二	八、二五一	九
埼玉	一、〇八四、二七七	五、六六	一
群馬	三五九、九〇八	二、三二	三
栃木	四三二、八〇八	三、二六	四
茨城	五三〇、九七七	二、三〇	四
千葉	四九三、二二二	三、二三	四
埼玉	三九三、二三〇	三、三〇	四
新潟	一、二二〇、六六二	五、六二	五
長野	二三六、四四四	三、六五	四
山梨	二二六、五四五	七、六七	五
靜岡	六三五、三四六	五、六八	四
愛知	六六二、二二〇	四、五一	四
岐阜	二六六、九五五	八、二四	四
三重	一、〇四〇、六六八	七、五六	五
滋賀	一、六六六、三六六	九、二一	一
京都	二九六、三六六	六、〇四〇	一
大阪	四九〇、五七二	六、四五	一
兵庫	九四二、三二二	六、九六	一
奈良	一、六六〇、四九	三、〇三	一
和歌山	六三二、三六六	六、三八	一
鳥取	三五、三三〇	七、二三	一
島根	三五六、六〇三	七、六六	一
岡山	三九、二一〇	四、六三	一
廣島	五四〇、九三一	五、七五	一
山口	五四、四七五	四、七六	一
福岡	一、六六六、三六六	九、二一	一
佐賀	二九六、三六六	六、〇四〇	一
長崎	四九〇、五七二	六、四五	一
熊本	九四二、三二二	六、九六	一
大分	一、六六〇、四九	三、〇三	一
宮崎	四七四、二七五	六、三八	一
鹿兒島	八四〇、二六三	七、二五	一
沖縄	六七二、七九	六、三三	一
合計	一、四〇七、九六八	一〇、六四	七五九

亞細亞	發信	著信	計
佛領印度港	四、三八九、四三〇通	四、七四、五三〇通	八、四三九、九六〇通
香港	六、三八、五三〇通	三、八五、八七〇通	一〇、〇二四、四〇〇通
中國	一、八四、八四〇通	一、三七、一四二通	三、二二一、九七二通
菲律賓	六、八二、八六〇通	三、四一、四五二通	一〇、〇二四、四〇〇通
民國	三、七四、九三〇通	一、四四、八六〇通	五、一八、八九〇通
計	五、三六、八七〇通	一、三七、一四二通	六、五四、〇一二通

備考）本表は公衆報のみに付調査す

八、外國電報國別通數

昭和十一年中

亞細亞	發信	著信	計
北米合衆國	一、四四、七六六	一、三一、八七七	二、七六、五四三
比律賓	一、三一、八六六	一、四一、三〇〇	二、七二、一六六
印度	一、三六、三六〇	一、四一、三〇〇	二、七七、六六〇
海峡殖民地	一、三一、八四七	一、四一、三〇〇	二、七二、一四七
領印度	一、三一、八四七	一、四一、三〇〇	二、七二、一四七
地	一、三一、八四七	一、四一、三〇〇	二、七二、一四七
亞細亞	一、三一、八四七	一、四一、三〇〇	二、七二、一四七
計	一、三一、八四七	一、四一、三〇〇	二、七二、一四七

道府縣別	發信人口十人當順利用位率	發信人口十人當通數	發內外國通電報數
宮城	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
沖縄	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
鹿兒島	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
宮崎	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
佐賀	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
大分	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
福岡	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
山口	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
島根	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
鳥取	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
岡山	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
廣島	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
山口	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
福岡	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
佐賀	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
長崎	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
熊本	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
大分	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
宮崎	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
鹿兒島	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
沖縄	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四
計	一、三九、一六六	一、三一、八四四	一、三一、八四四

國別	通信		計	語數		計
	發信	著信		發信	著信	
英吉利	一〇三、七七四	三、二五六	一〇六、〇三〇	四、二一六、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	五、二七六、〇〇〇
獨逸	四、二一二、三六六	三、九二五、二五八	一、〇〇七、〇七四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一二、六〇〇、〇〇〇
佛蘭西	四、二一二、三六六	三、九二五、二五八	一、〇〇七、〇七四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一二、六〇〇、〇〇〇
和蘭	一〇、三七、〇七四	一、〇七六、〇〇〇	一一、一四四、一四〇	二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
排義	八、三四〇、三三三	一、〇六六、〇〇〇	九、四一六、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
瑞西	四、二一二、三六六	三、九二五、二五八	八、一三八、一六四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
墨利加	一〇、三七、〇七四	一、〇六六、〇〇〇	一一、一四四、一四〇	二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
伊太利	三、二一二、三六六	一、〇六六、〇〇〇	四、二一八、三六六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
白耳義	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
丁抹	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
和蘭	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
伊太利	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
瑞西	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
墨利加	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
墨西哥	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
計	三七、五三三、三三三	三、二二六、二二二	四〇、七五九、五五五	四二、八一七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四三、八一七、〇〇〇

國別	通信		計	語數		計
	發信	著信		發信	著信	
墨西哥	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
計	三八、二九四、三三三	三、二二六、二二二	四二、五一〇、五五五	四二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、三二六、八	一、七五、五	三、〇二六、五〇	二、五六、〇〇〇	一、五九四、二九	三、九五〇、二二九
加利福亞	六六、七二八	二、五七三四	六〇、〇四四	二四、八二六	八六、二二二	一、〇七七、二二二
南ニュージーランド	一、二六、七四二	七、六九八	一、八七四、三	一、三九、九四四	二、二二、〇〇〇	三、二二、九四四
墨利加合邦	三四、六七	二、七七、七	三、〇〇一	四六、六二八	三四、九四九	八〇、五七七
計	五、四七、四四	一、七六、六	五七、三四〇	一、八〇、八八八	三、九二、九四四	一、七九、三五三
英布哇太洋洲	三、八七四	六六、二二	七、〇〇〇	一四、三二二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇一四、三二二
他太洋洲	五、九〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇五、九〇〇	九、八四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇九、八四四
計	五七、三七七	一、〇六六、〇〇〇	一、一二三、三七七	一、〇二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇二六、〇〇〇
羅馬	三、七五三	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六九、七五三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
瑞典	六、九〇〇	一、〇六六、〇〇〇	一、〇七二、九〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
伊太利	三、五三、二五五	一、〇六六、〇〇〇	一、〇七九、五五五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
和蘭	九、八三五	一、〇六六、〇〇〇	一、〇七七、八三五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
丁抹	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
白耳義	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
佛蘭西	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
獨逸	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
英吉利	一、〇六六、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、一三二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
計	三七、五三三	三、二二六、二二二	四〇、七五九、五五五	四二、八一七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四三、八一七、〇〇〇

月別

月別		電信建設費	電信本務費	電信賦務費	電信雜費	計
四年	月	四、三六一円	四、三六八	一、一一一	一、一一一	四、三七八
四十一年	月	一、八九二円	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、七二二	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、五六〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、五六〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、七二二	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、五六〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、四八〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、三七二	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
	月	一、四九二円	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二
四十一年	月	四、三六一円	四、三六八	一、一一一	一、一一一	四、三七八

月別		切手收入	電信收入 電内報料	電信收入 電外報料	電信收入 電信雜收	計	合計
四年	月	一四八円	三四八円	一、四八五円	一、四八五円	一、四八五円	一、四八五円
四十一年	月	一、八九二	三、七〇二	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、六七七	三、三〇〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、七二二	三、四四四	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、六七七	三、三〇〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、五六〇	三、一二〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、五六〇	三、一二〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、六七七	三、三〇〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、七二二	三、四四四	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、六七七	三、三〇〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、五六〇	三、一二〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、四八〇	三、〇四〇	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
	月	一、三七二	三、四四四	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
四十一年	月	一、四九二円	三、四四四	一、四三六	一、四三六	一、四三六	一、四三六
四年	月	一四八円	三四八円	一、四八五円	一、四八五円	一、四八五円	一、四八五円

年別

年別	電信建設費	電信本務費	電信賦務費	電信雜費	計	合計
四十一年	四、三六一円	四、三六八	一、一一一	一、一一一	四、三七八	四、三七八
四十二年	一、八九二円	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
四十三年	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
四十四年	一、七二二	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
四十五年	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
四十六年	一、五六〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
四十七年	一、五六〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
四十八年	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
四十九年	一、七二二	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
五十年	一、六七七	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
五十一年	一、五六〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
五十二年	一、四八〇	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
五十三年	一、三七二	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
五十四年	一、四九二円	一、一一一	一、一一一	一、一一一	二、二二二	二、二二二
五十五年	一四八円	一、四八五円	一、四八五円	一、四八五円	一、四八五円	一、四八五円

六、電信收入狀況

イ、總括

科目別	十一年度調定額	十年度調定額	對前年度增減額	同上割合
電信業務賦課金	四七、三六八円	一八、三四二円	△ 三〇、五七四円	△ 七四・四〇
電信本務費	一八、四〇二	二、四三九	△ 一、九六〇	△ 四・四二
電信賦務費	二、三三〇	二、四三九	△ 一、七二二	△ 四・四〇
電信雜費	二、三三〇	二、四三九	△ 一、七二二	△ 四・四〇
計	二、三三〇	二、四三九	△ 一、七二二	△ 四・四〇
合計	四四、三〇五円	四三、七四六	五、三三八	一・八九

（△印は減を示す）

七、官廳用及私設電信施設狀況

イ、官廳用及私設電信

A　總括（官廳用及私設）

昭和十一年度末現在

施設目的別	施設許可數	施設者數	機械箇數	線路亘長	線條延長
鐵道事業用	四九	三	二、八五	六三、八二九米	六四、四七、四九米
官廳事務用	三	四	九	三九、九三	五八、二九
電報送受用	四五	三	八	一〇〇、〇四六	三二、三五九
正午時通信用	六〇	三九	一三	三二、〇一二	二九二、五七
火災警報用	二五	三	一、三九三	一、八五、〇〇七	二、六、八三
非常警報用	一	一	轉換機受信機四九 受信機六八	六〇、二二	六〇、二二
合計	六四	二二	四、七〇七	六、四八、二六	六、六六、四九

B　官廳用

施設目的別	施設許可數	施設者數	機械箇數	線路亘長	線條延長
鐵道事業用	四七	一	二、八七	六二、六一五米	六四、三〇、九五米
官廳事務用	三	四	九	三九、九三	五八、二九

C　私設

施設目的別	施設許可數	施設者數	機械箇數	線路亘長	線條延長
電報送受用	二三	七	三〇	四五、七五米	四五、六九米
正午時通信用	六〇	一〇	一八	四八、〇八	九二、八六
火災警報用	一	五	七五八	一、三九、二九	一、六二、三五
非常警報用	一	一	轉換機受信機四九 受信機六八	六〇、二二	六〇、二二
合計	五九	八	三、九六八	六六、七八、八	六六、八六、二六

郵信局別

施設目的別	施設許可數	施設者數	機械箇數	線路亘長	線條延長
鐵道事業用	二	二	八	七、四〇米	六、五〇米
正午時通信用	三〇	四二	五四	四、一六二	七四、〇四七
電報送受用	五八	四九	九四	一七二、九九	三〇〇、六九
火災警報用	九	八	受信機五七九 受信機二五八	二七七、五八	三五六、四六八
合計	九三	八二	九二五	五四〇、六八	五三七、五六

遞信局別	鐵道事業用 施設數	鐵道事業用 施設者數	官廳事務用 同	官廳事務用 同	氣象報送受用 同	氣象報送受用 同	正午時通報用 同	正午時通報用 同	火災信號用 同	火災信號用 同	非常警報用 同	非常警報用 同
東京都市	一三四	二	三	四	三二	一九	一二	一二	二	一	—	—
東京地方	—	—	—	—	—	—	三	三	二	二	—	—
名古屋	六二	一	—	—	—	—	七	七	二	一	—	—
大阪	七二	二	—	—	一三	三	一六	一六	五	五	一	一
廣島	五〇	一	—	—	—	—	九	九	—	—	—	—
熊本	五〇	一	—	—	—	—	一〇	九	二	二	—	—
仙臺	七九	一	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—
札幌	五二	一	—	—	—	—	二	二	二	二	—	—
合計	四九九	九	三	四	四五	二二	六〇	五九	一五	一三	一	一

（備考）鐵道事業用欄中鐵道省の施設に係るものは施設者の數を便宜上各遞信局每に一人として計上せり

ロ、官廳用及私設無線電信

遞信局別	陸上 官廳用 事務用	陸上 官廳用 實驗用	陸上 官廳用 報時受信等	陸上 私設 事業用	陸上 私設 實驗用	陸上 私設 報時受信等	陸上 計	船舶 官廳用	船舶 私設	船舶 計	航空機 官廳用	航空機 私設	航空機 計	合計
東京都市	七	九	一六	二	一二七	一三	一七四	一八	三五〇	三六八	—	八	八	五五〇
東京地方	五	四	二一	五	二五	五	六五	—	八五	八五	—	二	二	一五二
名古屋	一	二	一八	四	二七	四	五六	—	五四	五四	—	—	—	一一〇
大阪	三	七	一九	七	六四	五	一〇五	二	五〇八	五一〇	—	一	一	六一六
廣島	—	二	九	—	二〇	四	三五	八	一二七	一三五	—	—	—	一七〇
熊本	五	四	二三	六	一五	二	五五	—	一一六	一一六	—	七	七	一七八
仙臺	八	三	一三	五	一八	三	五〇	—	八三	八三	—	—	—	一三三
札幌	八	二	一一	五	九	一	三六	一二	八六	九八	—	—	—	一三四
合計	三七	三三	一三〇	三四	三〇五	三七	五七六	四〇	一、四〇九	一、四四九	—	一八	一八	二、〇四三

八、諸外國との比較

イ、電信事業の經營形態

國內電信

一九三五年度末現在

國別	經營種別	國別	經營種別	國別	經營種別
日本	官營	瑞西	官營	白耳義	官營
英國	同	和蘭	同	濠洲	同
佛國	同	瑞典	同	米國	民營
獨逸	同	諾威	同	加奈太	同
伊太利	同	墺地利	同	滿洲國	同

對外電信

國別	經營種別	備考
日本	官、民營	對米、佛、瑞西、露、スロベニヤの各通信を民營とす
英國	同	對支、埃、ハンガリー、波、葡、瑞典、露の各通信を官營とす
佛國	同	
瑞典	同	
墨西哥	同	
諾威	同	
丁抹	同	
米國	民營	
伊太利	同	
瑞西	同	
獨逸	同	對亞、伯、支、埃、米、日、比の各通信を民營とす
加奈太	同	
和蘭	官營	
中華民國	同	
濠州	同	
墺地利	同	
白耳義	同	
ブラジル	同	
アルゼンチン	同	
印度	同	
滿洲國	同	

ロ、電信局所普及狀況

有線電信局所

一九三五年度末現在

國別	局所數	百平方粁當局所數	國別	局所數	百平方粁當局所數
南阿聯邦	三、五六二	〇・二九局	日本（內地ノミ）	八、二一四	二・一五局
獨逸	六一、九九二	一三・一七	諾威	三、九三八	一・三三
亞爾然丁	四、二四五	〇・一五	ニユージ	一、九九五	一・二〇
濠洲聯邦	九、二七四	〇・一三	ランド	二、二三九	六・八一
墺地利	三、八〇七	四・五四	和蘭	四、八一八	一・二四
白耳義	一、六七八	五・五〇	波蘭	三、二八五	一・一一
丁抹	一、〇一二	二・二八	ルーマニア	三、九三〇	〇・八八
佛蘭西（アルゼリアヲ含ム）	四〇、〇五八	一・四六	瑞典	三、七九五	九・一〇
英吉利	一三、六〇三	五・五三	瑞西	四、二四八	三・〇三
洪牙利	二、七五六	二・九六	チエツコスロヴアキア	二三、一〇九	〇・一一
伊太利	一〇、九八三	三・五四	ソ聯	五、〇三〇	〇・八三
			ユーゴースラヴィア	二、〇三九	二・〇三

無線電信局所

一九三五年度末現在

國別	陸上局	移動局	其他	合計
南阿聯邦	一四			一四
獨逸	五七	一、二五〇		一、二七七
亞爾然丁	三	一四七	七	一五七

國別	陸上局	移動局	其他	合計
瑞典	一、〇四二	一、〇五五	一〇一	一、一五六
瑞西	一、一八五	一、二五四	一〇五	一、三四〇
波蘭	二、七一五	二、六五五	一〇四	二、七五九
和蘭	二、六二二	二、四三二	一、八一四	四、二四六
獨逸	三、三三三	九、六六六	三、三六三	一、〇〇五、五〇〇
日本	三、三三三	六、六六六	三、三六三	一〇、〇〇〇
伊太利	一、四四四	一、四四四	一、四七四	四、四五五
英領印度	一、四四四	四、三六三	一、八九九	七、二二二
洪牙利	一、四四四	一、二二二	一、四七四	四、四五五
英吉利	四、四四四	一〇、〇五五	一、三四三	一二、七〇〇
佛蘭西	一、四四四	一、〇四五	一、三四三	一、三九九
丁抹	四、四四四	一〇、〇七〇	一、三四三	一、五四四
中國	一、四四四	一、〇七〇	一、三四三	一、三九九
白耳義	一、九一三	一、〇三三	一、五五五	四、五〇〇
埃及	三、八一三	一、七一七	一、五五五	七、二〇〇
波斯	一、四四四	一、〇四五	一、三四三	一、〇〇〇、〇〇〇
加拿大	一、四四四	一、〇四五	一、三四三	一、〇〇〇、〇〇〇
合衆國	一、四四四	一、〇四五	一、三四三	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	三、二五二	二、一五五	九、八四四	一、六九九、〇〇〇

ハ、電信線條數及狀況

一九三五年度末現在

國別	電信線條粁程	十平方粁當電信線
亞米利加合衆國	三、六三六、三四〇粁	四・六三五
加奈陀	五七、六三一	〇・六〇四
墨西哥	一六〇、九〇〇	〇・八七七
白地亞爾丁	三三一、八〇〇	一・一五三
埃及	一七八、五九九	〇・三一〇
智利	八〇、四五〇	一・〇八六
白耳義	七八、八四一	九・四〇五
埃及	二六、三一五	一八・四六〇
波斯	一三一、九三八	九・二九一
和蘭	一三一、〇六八	二・八一一
獨逸	七八一、九七四	一四・一九四
伊太利	三〇五、七一〇	六・四九五
英吉利	四三七、六四八	一七・七九一
佛蘭西	四三一、三一三	一三・九〇六
丁抹	八五、二七七	三・四五
ユーゴースラヴィア	七	二
合計	六	一

國別	電信線條粁程	十平方粁當電信線
和蘭	三四、二三五	七・三四六
諸國	三三五、三九八	一・〇九七
波蘭	二三、六六八	二・一二四
ソ聯邦	九六五、四〇〇	〇・四五四
西班牙	二四、八一〇	二・八九九
瑞典	三三、七八九	〇・七三五
瑞西	二三、四二四	五・四五
中國	三〇、四三三	〇・一九七
日本	三七八、二二五	九・八四
南阿聯邦	四八、三七〇	〇・三九五
滿洲國	二九六、二九二	〇・三〇七
ニユーヂーランド	五、四八八	三・一〇六

（備考）電信線條粁程は臣米利加電信電話會社發行（一九三六年一月一日現在）の世界電信電話統計表に掲記せるものを一哩一、六〇九粁の割にて換算せるものなり
面積は國際電氣通信聯合事務局發行の萬國電信統計に依る（一九三五年）

三、電報利用狀況

一九三五年度末現在

國別	內國電報	外國 發信	外國 著信	外國 中繼信	外國 計	合計 發信通數	人口十人當 發信通數
南阿聯邦	五六二四、六三七通	三六六四、四三通	三六六七、〇三通	一通	七四二七四通	六、三六六、〇〇一	六三・三
亞爾然丁	一三七九、四四九	三、三五〇、〇〇〇	三、三一〇、〇〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	七、四五、〇〇〇	三一、一一四、四四九	二三五
滿洲國	八、四六三、六六三	七九、五六三	七九七、六九九	六三、三一〇	一、六七一、四七一	一〇、一三四、四三三	七、七六
埃及	一四、六二八、三七七					一四、六二八、三七七	三、七四
白耳地聯邦	九三〇、八九九	七六六、三九五	八三八、三三三	三一六、八五〇	一、八三一、四七八	二、七五一、三七七	二、五三
丁抹	三、〇九八、三三七	一、一九六、一九六	一、二九一、四六五	四八〇、七九九	二、九六九、三九〇	六、〇六七、六七七	五、一七
義大利	九七八、〇〇〇	七三六、〇〇〇	八四四、〇〇〇	六九六、〇〇〇	二、二三六、〇〇〇	三、二三四、〇〇〇	四、六〇
西班牙	六八、六八八、四七一	三、三九九、〇九六	三、四二〇、六四九	九九八、八四四	七、七六八、九九九	六六、四六七、〇七〇	六、六三
利西亞	四四、四九〇、〇〇〇	八、九三七、〇九〇	八、〇六六、八九〇	三、七三七、三三三	二〇、七三三、二〇二	六五、二二、一〇二	一一、四〇
利典	一、一四五、六五二	五五七、六六八	五六六、九五五	七八、九二八	八三一、五〇一	二、三五九、一五五	二、一九
利西	二一、七一〇、二四四	一、七二八、九五五	一、八二三、〇六〇	一〇二、〇五一	三、六五四、〇六六	二四、六七一、二一〇	五六五
本國	六二、四九三、九三三	八四六、四四五	八三七、七八八	二、九九一	一、六八八、七二四	六四、一八七、六四七	九、一九
日本	二、二六〇、七九九	六七六、七八八	七六六、二六八	五、二四九	一、四八八、三三五	三、七五九、一二四	一〇、二三
中國	四、五七七、〇七七					四、五七七、〇七七	三、一四
滿洲國	一、二二一、一九三	一、六九五、八三五	一、六九〇、八三六	九二、二四〇	三、四七七、九三一	四、七五九、一二四	三、六八
蘭領ドンジ	二、六八八、二三六	四六八、九二二	五二八、九七四	—	九五五、八六六	三、五四四、一〇二	〇、九四
典國	二、五九一、一三〇	八九七、四五〇	四二、五七七	六九二、三六〇	二、三二四、〇七七	五、〇七二、三七七	五五〇